

近世後期の地域社会と政治情報

― 十九世紀の加賀藩領を中心に ―

堀井 美里

平成二十七年六月

博士論文

近世後期の地域社会と政治情報

― 十九世紀の加賀藩領を中心に ―

金沢大学大学院人間社会環境研究科

堀井 美里

## 目次

序章	本論の目的と論点	
一	目的と問題意識	1
二	課題と論点	4
三	構成	6
第一章	飛脚による政治情報活動	
はじめに		12
一	情報伝達手段としての飛脚	13
二	飛脚による情報発信と藩	15
三	幕末維新期の政治情報と飛脚	18
おわりに		24
第二章	地域社会の支配構造と政治情報	
はじめに		32
一	幕末維新期の政治情報と十村	33
二	地域社会と政治情報収集の契機	37
おわりに		47
第三章	政治情報の活用と地域社会	
はじめに		54
一	高岡町の地域的特徴	55
二	政治情報の共有	57
三	政治情報の活用・意識・行動の形成と地域社会・ おわりに	61 68
第四章	民衆の生業と政治情報活動	
はじめに		77
一	地域と家の特徴	78

二	館家による政治情報活動	81
三	生業・役職と政治情報活動	86
おわりに		90
第五章	近世後期の地域社会と「うわさ」	
はじめに		99
一	情報の共有と質	100
二	金沢町人と「うわさ」	105
おわりに		113
終章	結論と今後の課題	
一	結論の整理	120
二	課題と展望	124

図表

## 序章 本論の目的と論点

### 一 目的と問題意識

本論の目的は、近世後期の地域社会における民衆の情報活動（情報の発信、収集、伝達、受容、記録といった情報に関わる全ての活動を総称する）の活性化という現象を、とくに全国的な政治・社会的事件の情報（政治情報と総称する）に対する活動の分析を通じて、その特質を明らかにし、近世社会の世論形成の問題について考察するものである。

筆者は、世論を、政治の決定や遂行に影響をもつ多数の人々の政治的意思（自覚的な意識、無意識を含む）と捉え、人々と政治の関係、人々と政治の距離を測る一つの指標となると考えている。その世論形成の初期段階として、人々による政治問題の認知、共有があり、それを可能にする前提条件の一つに、人々による情報の発信、伝達、受容、共有という現象があるならば、その実態の歴史を検討することは、世論形成の歴史的過程を検証することになると考える。政治学では、世論形成と人々の政治・社会状況に対する情報活動の問題は、マスメディアという媒体との関係が重要視されているが、日本史学においても、近代以降の新聞がマスメディアの嚆矢として主な研究対象となり、それが誕生する幕末維新期以前の近世においては、前史としてのかわら版が注目されてきた<sup>30</sup>。

しかし、一九七〇年代後半以降の研究では、新聞誕生以前の近世社会において、マスメディアの存在以外にも、世論形成あるいはその端緒と捉えることのできるいくつかの歴史的な現象があることが次第に明らかにされてきている。以下、本論の目的に従い、世論形成との関係を念頭に置きながら、近世社会における民衆の政治情報活動を対象とした研究に焦点を当て、その研究史的展開を見ていく。

これらの研究は、まず、十八世紀半ば以降の地方における民衆の文化的力量の評価という視点から、その基盤としてのコミュニケーションの実態解明という形で進められてきた。その嚆矢となった今田洋三氏は、江戸の書物出版・流通などのメディアや情報と近世社会の関係に焦点を当てて民衆文化を研究する中で、地方農民の情報記録という行為に注目した<sup>31</sup>。氏は、出羽国村山郡谷地郷の農民が貞享二年（一六八五）から現代まで書き続けた契約記録の内容を分析し、社会・経済構造の変化の中で農民が共同体として情報を共有し、社会・政治状況に対する認識能力を向上させていったこと、しかし幕末期には農民内部で豪農層と小前層の精神的交通（コミュニケーション）が分裂することを明らかにした。氏の研究以降、民衆による情報の収集、伝達、記録という文化的行為に注目が集まり、全国各地で

特に変革期の民衆によって行われた膨大な政治情報収集、伝達の事例が発掘され、それを可能にした多様なネットワークの実態が明らかにされることになった。

これらの研究を通じて、政治情報活動を担った主な民衆として、豪農商層の存在が明確になってくる。岩田みゆき氏は、近世後期以降の関東農村では、豪農・村落上層民が政治・経済・文化的側面において最も情報が必要とし、従来の支配・身分関係を越えた強固な人的ネットワークを形成して、主体的・積極的に情報収集を行ったとし、その動きが近世社会の変革を促す方向に作用したと評価している。こうした豪農商層による政治情報活動では、その目的として、自らの家業経営を維持するという階級的利害が挙げられると同時に、地域社会の秩序と安定を維持するという地域社会の主導者としての立場を反映する面もあったことが指摘されている。こうした政治情報活動に見る豪農商層への評価は、世直し状況論に対する批判として、一九八〇年代以降、豪農層の多様な政治的活動や立場と、村を越えた地域社会において果たした役割を自治的・民主的と評価し、彼らを政治的中間層と位置づけた地域社会論の成果と連動している。

一方、一九八〇年代以降は、地域社会の民衆による、文芸や出版、書籍購入や貸借、蘭学や国学といった学問など、多様な文化的活動やその交流関係の解明も進められてきた。ここでは、その担い手となった、地方文人、在村文人、在村知識人、地方知識人などと称される人々の存在とその力量が明らかにされている。こうした地域文化の中心として活躍した彼らは、同時に地域社会における政治・経済の中心人物でもあった。このことと先の地域社会論の成果と合わせて、地域社会の政治・経済・文化の中心的存在である豪農商層・政治的中間層・地方知識人層（中間層と総称する）の主体性とその表出としての政治情報活動が、近代への変化を示すものとして評価されるようになる。

こうした近世史研究の動向の中で、近代史研究者の宮地正人氏は、この政治情報を主体的に発信・需要した社会層が、ペリー来航以降全国的に存在したことに注目し、これを「公論」世界の端緒的成立と捉え、近代国民国家の形成過程に位置づけた。氏は、こうした民衆（豪農商層）による政治情報活動を、近世から近代への転換の一つの指標として捉え、かつ中央の政治過程と地域社会の民衆の動向を結びつける新たな分析視角として明示し、その歴史的・研究史的意義を明確化した。

氏が提示した論理は、以降、変革期における民衆の政治情報活動を対象とした研究を支える中心的な論理となり、その研究史的意義は高く評価される。しかし一方で、この「変革期の民衆による政治情報活動の活性化」という現象に対しては「近代の「公論」成立の

前提」である、という見方が自明のものとなり、その具体的な有り様のどの部分が近代以降の「公論」ひいては世論のあり方を規定したのか、また、近世社会には近代以降の「公論」とは異なる基準を持つ近世的な世論の世界は存在しなかったのか、といった世論形成の条件や、近世社会の特質性との関係が課題として残されることとなった<sup>11)</sup>。

これらの課題に対し、近代史研究においては、「公論」が形成される過程の検討が重要視され、議論や討議という手続きを踏まえた政治過程における意思決定の実態解明が、「公論」慣習が生成された幕末維新期を対象として進められている<sup>12)</sup>。11)では、当該期の東アジアの政治との比較から、日本の「公論」慣習の伝統として、幕府や藩の政治決定の過程では談合による調整が主であり、対等な議論や外部からの批判は弱かったこと、それが、幕末期には、政治決定において議論により形成された「公議輿論」が重視される政治へ変化していくことが指摘されている。このように、政治意思の形成、決定過程が重視される研究動向を受けて、近年は、幕末維新期の政治過程における幕府や藩の政治情報活動（諜報活動）にも注目が集まっている<sup>13)</sup>。

一方、近世史研究では、先の地域社会論、地域文化・思想史の研究の中で、宮地氏の提起した論理を踏まえ、近世社会における「公論」形成の前提となる様々な事実が明らかになっている。地域社会論では、平川新氏が、十八世紀半ば以降、世論Ⅱ「民心の動向」が地域社会の政治・経済政策決定を規定するようになり、ペリー来航を画期として公論的世帯が地域政治の問題から外交・国政問題まで拡大するようになったという<sup>14)</sup>。また、氏は、当該期の郡中議定を、地域社会の課題を解決するために人々（十領主）が連帯と合意にもとづいて創出した機能空間である「地域的公共圏」として設定し、そこでは、各レベルの寄合・集会において自由な議論の場である公論の場が形成されていたと指摘している<sup>15)</sup>。

一方、地域文化においては、近世社会の特質として十七世紀には民衆の幅広い階層で書物「知」が共有されたこと、それが幕末期には政治情報の共有によって、新たな「公論」が形成される可能性が生じたことが指摘されている<sup>16)</sup>。さらに、思想史分野では、前田勉氏が、近世社会の学習方法の一つである会読に注目し、この会読の場で実行された討議や議論が身分制を超えた公共空間を形成したこと、それが幕末期には政治的議論を行う「処士横議」の場へ転換していったことを明らかにした<sup>17)</sup>。

これらの研究では、いずれも明治維新以降の政治の場において「公論」が政治的正当性を支える必須の要件として成立すること（宮地氏の言葉で言えば「公論」世界の成立）を前提として、近世社会のどのような変化が明治期の「公論」形成に連なり、幕末期に具体

的な現象となつて現れるのか、という視点が明示されている。従つて、ここでは「公論」形成過程における公開性・公共性という性質がその変化の指標として重視され、それを計る現象として議論や討議、情報・知の共有が主な分析対象となっている。

以上を踏まえた上で、本論で検討したいのは、近世的世論の特質、具体的には民衆による政治情報活動の近世的特質という問題である。前段でも述べたように、従来研究の議論では、政治情報活動を含めた近世社会における民衆の地域政治や文化活動に対する捉え方は、近代の政治文化への連続性が強く意識されている。しかし、そこには、近世社会特有の政治と民衆の関係があつたはずであり、その歴史的特質が、幕末維新时期という変革期を迎えて、どのように変化し、あるいは変化せず継続したのかという実態を検証することは、近代から現代に至る政治と人々の関係を考察する際にも有用な材料を提供することになると考えている。従つて、本論では、まず近世後期の民衆による政治情報活動を分析し、その特質を明らかにしたい。その上で、民衆が同時代の政治や社会的動向をどのように認識、反応し、それが政治・社会にどのような影響を与えたのかという、近世社会における世論形成とそのあり方についても検証、考察する。

## 二 課題と論点

以上の問題意識に従うと、これまでの研究を通じて見える最も大きな課題は、近世社会の民衆の政治情報活動に存在する階層性の問題、つまり情報の公開性・公共性の問題である。この問題については、以下の二点が論点として挙げられる。

まず、第一に、地域社会における民衆と領主権力との関係がある。一般的に、近世の民衆は、領主権力による情報統制の下で、政治情報から阻害された環境にあつたとされてきた。前述した通り、変革期の中間層による活発な政治情報活動とその主体性の説明は、そうした「政治情報から阻害された民衆」という見方を覆すものとして評価された。その一方で、そもそも領主権力が設定した近世地域社会の情報伝達・収集構造と民衆がどのように関わっていたのか、という実態の説明にはあまり注意が払われなかった。変革期の民衆による政治情報活動を変化として重視するならば、その前段階の近世社会における民衆の情報環境の実態を明らかにしておく必要がある、そこでは、領主権力との関係とその変化が重要な分析視点となる。

この問題については、地域社会論の近年の研究の中で成果が生まれている。地域社会論においては、幕領・非領国地域の惣代庄屋制を自治的・民主的と評価する前述の研究動向



に対し、志村洋氏が領主権力との関係が強い藩領大庄屋制を近世固有の支配システムとして評価し、その独自性を主張してきた<sup>20</sup>。近年は、氏の見解を踏まえ、領主権力との関係が密接な藩領を対象として、藩権力と領民・諸集団との関係性の解明を一つの論点とする藩地域論も提起されてきている<sup>21</sup>。こうした藩研究と地域社会論の融合化の試みを含め、幕藩制領主権力による地域支配構造の実態解明が進められているが<sup>22</sup>、その中でも、地域行政の情報収集・伝達システムにおける中間支配機構の機能を明らかにした籠橋俊光の研究が注目される<sup>23</sup>。さらに、近世地域社会における情報収集・伝達システムそのものに注目した研究として、その形成・展開過程を分析した、鴨頭俊明氏の研究も重要な成果である<sup>24</sup>。

次に、第二の論点として、民衆内部での階層性の問題がある。世論形成の前提として、民衆の政治・社会問題に対する共通認識の形成とそれを可能にする政治情報の共有が行われるならば、共有の実態についての検討が必要である。しかし、従来研究ではその解明が不足している<sup>25</sup>。

情報史研究の先駆者である今田氏は、享保期から幕末期にかけて、豪農商層と小前層のコミュニケーションが共有から断絶へと変質したと指摘している。今田氏と同じ地域・史料を分析対象とした大藤修氏は、民衆による地域を超えた政治情報活動の活性化を、幕藩制下における広汎な世論形成の社会的基礎となったと評価する一方、民衆内部でのコミュニケーションの分裂に日本の「近代化」過程における限界性を見ている<sup>26</sup>。また、宮地氏は、幕末期に登場した政治情報発信・需要主体という社会層は、全国レベル・郡レベルの豪農商・知識人であり、村落内の中層以下の一般農民とは異なる階層であるとする<sup>27</sup>。これらの指摘からは、民衆による政治情報活動は、中間層とそれ以外の民衆との間で階層差があることが推測される。

一方、近年の身分論研究では、近世社会を構成する多様な生業の人々や社会集団の在り方が明らかにされつつある<sup>28</sup>。また、地域社会論においても、渡辺尚志氏による「世直し状況」論への批判の中で、豪農層と半プロ層との間に位置し、村落共同体の構成員の主要階層である小生産者層（小前百姓・小農）の多様な存在形態とその経営の解明が必要とされるなど<sup>29</sup>、近世社会における民衆の多様性が指摘されている。しかし、こうした成果や指摘が民衆の情報活動の分析に生かされているとは言い難い。

以上のことから、近世社会を構成する大部分の民衆内部に存在する、政治情報活動の階層性、多様性の具体的有り様の解明が必要であると考える。この問題については、先行研

究の中で、近世社会に広汎に流通した情報媒体（印刷メディア等）を分析し、民衆が受容した情報の世界とその意識に迫る研究が参考になる。代表的なものとして、安政大地震で作成されたかわら版や地震誌の内容を分析し、災害情報に対する民衆の情報活動の階層性とその影響力を明らかにした北原糸子氏の研究<sup>28)</sup>や、幕末維新时期に流行した諷刺文芸を読み解き、民衆の天皇・朝廷に対する見方を解明した奈倉哲三氏の研究<sup>29)</sup>がある。これらの研究は、様々な形態の情報媒体の解読から民衆の意識に迫り、中間層とは異なる民衆の情報世界とその上での世論形成の実態と特性を明らかにするもので、風説留などまとまった情報記録を作成しない階層の民衆による政治情報活動を調べるのに有効な方法である<sup>30)</sup>。

以上の論点を踏まえ、本論では、地域に現存する民衆によって作成された政治情報を記録した史料（情報史料と総称する）を主な分析対象として、情報の記録者の地域社会における立場、情報収集・伝達・発信の方法、情報が共有される場と人々、情報の内容と質、収集・記録の目的と契機について分析し、こうした政治情報活動が記録者の意識形成や行動および地域社会に与えた影響、意義について検討、考察する。また、対象とする支配領域を藩領に設定することで、本論の課題である情報活動の階層性、特に領主権力との関係の問題をより明確に捉えることができると考えている。

なお、言語の定義であるが、本論においては、情報を個人の日常的な出来事と政治・社会的事件の関連を解明する概念として評価し、情報を人間の意識や行動の変化を引き起こす知らせ（時事的情報）と定義する。近世史研究における情報は、広義では、時間を超えて継承される知識や価値観、経験なども含むが、本論では適用しない。

また、近年の研究では、公開討議された意見を意味する「輿論（よろん）」と世上の雰囲気を示す「世論（せろん）」の本来的な違いが注目されている<sup>31)</sup>。明治期から戦前まで、「輿論」と「世論」は意味の異なる言語として併存し、「輿論」は理性的な多数の人々による討議を踏まえた上での意見を指し、幕末維新时期の政治的正当性の根拠となった「公論」と同義で用いられた。これに対し、「世論」は、大衆の情緒的な共感を指し、政府や知識人からは否定的な意味を持って受け止められていた。現代は、両者の意味が混同され、一般的に世論（せろん／よろん）が使用されるようになって<sup>32)</sup>いる。以上の研究成果に学び、本論では、歴史的な意味の違いを踏まえて使用する場合は「輿論」、「世論」と表記し、両者の意味を含めて用いる場合には世論と表記する。

### 三 構成

本論の構成は以下の通りである。第一章から第三章は、領主権力との関係に留意して、主に中間層の政治情報活動について分析する。第四・五章では、民衆内部の階層性・多様性に注目してそれぞれの政治情報活動を分析する。

第一章では、近世社会の主要な情報伝達手段（インフラ）であった飛脚について、藩権力との関係に注目し、藩政運営システムにおける飛脚の機能・役割について検証する。その上で、幕末期の地域社会における民衆の政治情報活動の活性化に対して、飛脚が果たした役割・意義について考察する。

第二章では、加賀藩の地域社会における中間支配機構の中心的存在であった十村層を対象に、その幕末維新期における政治情報活動の実態と特徴を明らかにするとともに、それ以前の領主権力によって編成された地域行政の情報収集・伝達システムにおける十村層の位置付けを行う。その上で、幕末維新期への変容の契機について、地域社会に発生した問題との関係に留意して考察する。

第三章では、幕末維新期の地方都市における民衆の政治情報活動について、特に情報の共有と活用に注目して分析する。分析にあたり、特に、前者については情報が共有された場と階層、後者は共有によって形成された意識や行動、地域社会への影響を検討、考察する。

第四章では、幕末維新期の村の百姓による政治情報活動を分析し、その存在の階層性・多様性と政治情報活動との関係について、特に生業と役職に注目して検討する。その際は、情報活動が行われた地域の特性についても留意する。

第五章では、幕末期の城下町における町人の政治情報活動について分析し、中間層による情報活動との質の違いについて検証する。その上で、「うわさ」という性質の情報に注目し、中間層以外の階層の民衆を取りまく情報世界の特徴について考察する。

#### 【註】

「本論で使用した、世論概念、世論形成過程については、岡田直之『世論の政治社会学』（東京大学出版会二〇〇一）に多くを学んだ。

・小野秀雄『かわら版物語』（雄山閣出版一九六〇）、平井隆太郎『かわら版新聞』I～IV（平凡社一九七八）等。現在の研究動向では、かわら版と新聞の本質的な差異が指摘されている（山田俊治「幕末明治のかわら版と公共性」『アジア遊学』一五五、二〇一二）。

<sup>3</sup> 今田洋三『江戸の禁書』（吉川弘文館一九八一）他。農民の情報記録については、同「農民における情報と記録」（『地方史研究』一三一、一九七四）、「幕末における農民と情報」（地方史研究協議会『地方文化の伝統と創造』雄山閣出版一九七六）「最上川流域における情報流通の側面」（『地方史研究』一八五、一九八三）。

<sup>4</sup> 代表的な研究として、常陸国土浦町の商人・国学者を対象とした中井信彦「色川三中の黒船一件記録について（上）・（中）・（下）」（『史学』五〇、五一・一・二、五一・三、一九八〇・一九八一）、武蔵国の名主を取り上げた太田富康「幕末期における武蔵国農民の政治社会情報伝達」（『歴史学研究』六二五、一九九一）、同「ペリー来航期における農民の黒船情報収集・武蔵国川越藩領名主の場合」（『埼玉県立文書館紀要』五、一九九一）などがある。

<sup>5</sup> 岩田みゆき『幕末の情報と社会変革』（吉川弘文館二〇〇一）。

<sup>6</sup> 常松隆嗣「幕末維新期における豪農の活動と情報・丹波の豪農園田家を中心に」（平川新・谷山正道『近世地域史フォーラム3地域社会とリーダーたち』吉川弘文館二〇〇六）、註4・5前掲論文等。

<sup>7</sup> 久留島浩『近世幕領の行政と組合村』（東京大学出版会二〇〇二）、藪田貫『国訴と百姓一揆の研究』（校倉書房一九九二）等。

<sup>8</sup> 田崎哲郎『地方知識人の形成』（名著出版一九九〇）、青木歳幸『在村蘭学の研究』（思文閣出版一九九八）、塚本学『地方文人』（教育社一九七七）等。

<sup>9</sup> 前掲註8田崎著書によれば、近世中後期に増加した地方知識人層は、村落の上層階層に属し、支配層あるいは中間層的機能を持つ場合が多かったという。また、前掲註4・5の事例でも政治情報活動を行った主体が、こうした性格を持つ階層であったことが明らかにされている。

<sup>10</sup> 宮地正人「風説留から見た幕末社会の特質・「公論」世界の端緒的成立・」（『思想』八三一、一九九三）、同『幕末維新期の社会的政治史研究』（岩波書店一九九九）。

<sup>11</sup> 宮地氏は、豪農商層による政治情報蒐集とその等価交換が、内容において「公論」的性格を持ち、形式において「開かれた、パブリックな方向性」を有し始めていたと指摘している。このことから、氏が、その公開性・公共性という性質が「公論」成立の条件として重要であると考えているのは間違いないと思われる。しかし一方で氏は、政治情報発信・需要主体であった豪農商層が一般農民とは異なる階層であったことを明示し、その性質が

限定的であったことを示唆しているが、この問題についてそれ以上の言及はしていない（註10 前掲宮地論文一九九三）。氏の論文を踏まえた鼎談で、安丸良夫・山室信一両氏が、「公論」形成ひいては国民形成を考える上で、情報の階層性や、価値や質が異なる点を問題として挙げているように、民衆の政治情報活動と「公論」成立の関係を追求するためには、豪農商層以外の一般民衆における政治情報活動の実態を明らかにし、両者の共通点・相違点について検討する必要がある（宮地・安丸・山室「公論」世界と国民国家・日本における近代――（同前））。

<sup>13</sup> 意見の正当性は内容だけでなく議論や討議という手続きに依存し、これを重視することがリベラル・デモクラシーの特徴であるとして、日本における「公論」慣習、「公論」空間の生成に注目したのが三谷博氏である。氏は、政治的コミュニケーションの手続きである「公論」慣習の生成を、東アジアの政治文化の視点から捉えることを提起している（同「公論形成―非西洋社会における民主化の経験と可能性」・「日本における「公論」慣習の形成」（同『東アジアの公論形成』（東京大学出版会二〇〇四）序論・第一章）。また、朴薫氏は、十九世紀前半の藩政における「議論政治の形成」過程を分析し、それを東アジア政治史の視点から捉え、上書というメディアと会議という場が、その形成に大きな役割を果たしたことを指摘している（「十九世紀前半日本における「議論政治」の形成とその意味―東アジア政治史の視点から―」（『講座明治維新史1世界史のなかの明治維新』有志社二〇一〇））。

<sup>14</sup> 奈良勝司「情報戦としての将軍進発問題―将軍進発要請期の江戸幕閣再考―」（佐々木克『明治維新の政治文化』思文閣出版二〇〇五）、佐藤隆一『幕末期の老中と情報―水野忠精による風聞探索活動を中心に―』（思文閣出版二〇一四）。

<sup>15</sup> 平川新『紛争と世論―近世民衆の政治参加』（東京大学出版会一九九六）。

<sup>16</sup> 同右「郡中」公共圏の形成―郡中議定と権力―」（『日本氏研究』五一―、二〇〇五）。

<sup>17</sup> 横田冬彦「近世の学芸」（歴史学研究会・日本史研究会『日本史講座6近世社会論』東京大学出版会二〇〇五）、同「近世村落社会における〈知〉の問題」（『ヒストリア』一五九、一九九七）。

<sup>18</sup> 前田勉「近世日本の公共空間―「会説」の場に注目して―」（『討論によるコミュニケーションの可能性』（『江戸後期の思想空間』ペリかん社二〇〇九）。なお、幕末維新期の「処士横議」の重要性は、藤田省三氏が早くから指摘している（『維新の精神』みすず書房一九六七）。

<sup>18</sup> 志村洋「近世後期の地域社会と大庄屋制支配」(『歴史学研究』七二九、一九九九)等。  
<sup>19</sup> 渡辺尚志氏による地域社会論と藩政史・都市史・身分論・思想史などとの架橋・総合化を目指した藩地域論。同編『藩地域の構造と変容・信濃国松代藩地域の研究』(岩田書院二〇〇五)、同・小関悠一郎編『藩地域の政策主体と藩政・信濃国松代藩地域の研究Ⅱ』(同前二〇〇八)、同・荒武賢一朗編『近世後期大名家の領政機構・信濃国松代藩地域の研究Ⅲ』(同前二〇一一)等。

<sup>20</sup> 山崎善弘『近世後期の領主支配と地域社会 - 「百姓成立」と中間層』(清文堂出版二〇〇七)では、中間支配機構に注目し、支配実現のメカニズムという視点から領主制下での地域社会の在り方について分析している。

<sup>21</sup> 籠橋俊光『近世藩領の地域社会と行政』(清文堂出版二〇一一)。

<sup>22</sup> 鴨頭俊宏『近世の公用交通路をめぐる情報・瀬戸内海を中心に』(清文堂出版二〇一四)。

<sup>23</sup> これは、政治情報を記録した史料の作成者の多くが豪農商層・政治的中间層・地方知識人層で、従来研究が主にこれらの情報史料の分析を中心に行われたこと、また、先述したように、地域社会論や地域文化論において、これらの社会層の主体性を評価する研究動向が中心であったことにもよると考えられる。なお、民衆内部の情報活動の階層の問題については、近世の情報史研究を総括した高部淑子「日本近世史研究における情報」(『歴史評論』六三〇、二〇〇二)や小野将「日本近世の政治文化」(歴史学研究会編『国家像・社会像の変貌・現代歴史学の成果と課題Ⅱ一九八〇・二〇〇〇』青木書店二〇〇三)でも課題として提示されている。

<sup>24</sup> 大藤修「地域とコミュニケーション・地域史研究の一視点」(『地方史研究』一八五、一九八三)、同「近世中期・幕末維新期の農民層の政治・社会・経済認識(一)・(二)・(三)」(羽州村山郡谷地の場合)、『史料館研究紀要』九・一一・一二、一九七七・七九・八〇)。

<sup>25</sup> 註11参照。

<sup>26</sup> 『身分的周縁と近世社会』全九卷(吉川弘文館二〇〇六～二〇〇八)等。

<sup>27</sup> 渡辺尚志「幕末地域社会の変貌」(明治維新史学会編『講座明治維新7明治維新と地域社会』有志舎二〇一三)。

<sup>28</sup> 北原糸子『安政大地震と民衆・地震の社会史』(三一書房一九八三)。

<sup>29</sup> 奈倉哲三『絵解き・幕末諷刺画と天皇』(柏書房二〇〇七)、同『諷刺眼維新変革・民衆は天皇をどう見ていたか』(校倉書房二〇〇四)。

30 こうした方法での民衆意識の解明の研究については、第五章参照。

31 佐藤卓己『輿論と世論・日本の民意の系譜学』（新潮社二〇〇八）。また、幕末から近代の「輿論」と「世論」概念の形成過程については、宮武実知子「世論（せろん／よろん）概念の生成」（津金澤聡廣・佐藤卓己『叢書現代のメディアとジャーナリズム6 広報・広告・プロパガンダ』ミネルヴァ書房二〇〇三）による書誌学的考察を参照した。

32 「輿論」と「世論」の概念が混同する契機の一つは、昭和二十一年（一九四六）に公布された当用漢字表で「輿」の字が廃されことによる。但し、歴史的に見ると、二十世紀の政治の大衆化とともに「輿論」の「世論」化が進んだことが指摘されている（註31前掲佐藤著書）。

## 第一章 飛脚による政治情報活動

### はじめに

本章では、江戸三度飛脚として加賀藩の御用を務めた村松家を主な分析対象とし、政治情報と飛脚の関係に注目して、情報という視点から見た飛脚の意義について考察する。

近世の運輸・通信システムの基礎部分を担った飛脚については、従来、その経済的な重要性に視点を据え、主に三都で活動した定飛脚問屋を対象として研究が進められてきた<sup>1)</sup>。

一方、近世史研究においては、一九七〇年代以降、情報が個人の日常的な出来事と歴史的な政治・社会事件の関連を解明する概念として注目され、とくに変革期の政治情報伝達の増大とそれを可能にした人間の社会関係の実態解明をめざす研究が行われてきた。その先駆者の一人である今田洋三氏は、災害情報を対象として中央都市江戸の情報論的機能の史的变化過程を検討する中で、情報提供者としての飛脚の役割を論じ、民衆による情報伝達ネットワークの基盤には、享保期以降、三都間および三都と地方を結ぶ飛脚による通信機構の整備があったことを指摘している<sup>2)</sup>。

一九九〇年代以降、民衆の情報活動に対する研究が活発化すると、代表的な通信手段である飛脚に対しても情報史的な視点から研究が進められるようになった。ここでは、飛脚の機能として、情報伝達だけでなく情報発信があることが指摘され、主に定飛脚問屋が市場経済に関わる災害情報や相場・戦争情報を収集して取引先に発信し、地域の情報収集拠点となっている実態が明らかにされている<sup>3)</sup>。一方、このように情報収集の拠点となる定飛脚問屋が幕府の情報収集システムに組み込まれるという通信組織と国家権力の密接な関係についても指摘されている<sup>4)</sup>。

以上の研究を通じて、近世社会における飛脚の情報史的役割や意義が明らかにされつつあるが、一方で次のような課題も挙げられる。第一に、経済的視点による分析が中心で政治的視点による具体的事例の検討が少ないことである<sup>5)</sup>。とくに、前述した変革期の政治情報伝達の増大という事象においては、当該期の村方・町方文書に、飛脚が差出人となっている政治情報を報告した文書（以下「飛脚報告書」と称す）の写が多数見出される<sup>6)</sup>ことから、政治情報においても飛脚を情報伝達手段としてだけでなく、情報発信者として捉える必要がある。また、研究対象も三都を中心とした定飛脚問屋が主で、諸国の飛脚についての考察は不十分である<sup>7)</sup>。

以上の点を踏まえ、本章では、加賀藩の御用を務めた金沢の町飛脚を分析対象とし、ま



ずその情報伝達手段としての具体的状況を明らかにした上で、情報発信者としての実態を主に藩権力との関係に注目して分析し、最後に飛脚が収集、伝達、記録した幕末期の政治情報を検討することで、情報史研究における飛脚の意義を改めて考えたい。なお、本章では、飛脚という言葉をも、特に断りの無い限り、飛脚問屋・才領・配り人など、飛脚組織を構成しその営業に関わる人々全般を指すものとする。

### 一 情報伝達手段としての飛脚

加賀藩の飛脚制度では、藩の公的通信・運搬を担う武士身分の飛脚足軽と、民間の通信・運搬を担う町人身分の町飛脚が存在し、元禄・宝永期（一六八八〜一七一〇）頃から町飛脚が藩用の荷物・文書の輸送も委託されるようになっていた。金沢の町飛脚には、江戸・金沢間を結ぶ江戸三度飛脚と、上方（京都・大坂）・金沢間を結ぶ上方中使がある。明和四年（一七六七）時の江戸三度飛脚は、棟取二人、江戸詰棟取四名、仲間二十二人、才領九人、増才領十四人、配り人八人、小遣三人の計六十二人で構成され、棟取・江戸詰棟取・仲間（見習除く）が本仲間として藩から公認されていた。棟取の内一人は飛脚の上部組織である会所に、もう一人は金沢の町政を担う町会所へ出勤した。江戸詰棟取は一年交代で江戸に在勤し、仲間の内十五人も毎年交代で江戸へ出府した。

本章で取り上げる町飛脚は、村松屋という飛脚問屋で、明和頃より代々江戸三度飛脚仲間に加わり、天保十年（一八三九）の八代徳左衛門以来棟取を務め、扶持を賜わり苗字帯刀を許された家柄である。現在、村松家には八代が記録した天保九年から同十二年までの二冊、九代徳左衛門が記録した嘉永五年（一八五二）から慶応四年（一八六八）までの六冊、合計八冊の日記が残っている。内容は、主に江戸在勤中の記録で、天気、勤務、食事、行楽、行事、伝聞等について記す。九代徳左衛門の場合、約一年間の江戸在勤と一〜二年間の在国を繰り返していた（表1・1）。勤務の内容としては、飛脚発着、輸送荷物・文書、集荷、配達などが記録されている。ここでは、嘉永五年九月から翌六年（一八五三）九月までの約一年間の江戸在勤時の「日記」から、荷物・文書輸送の実態を明和四年の勤務と比較して見ていく。

まず、どのようにして荷物・文書が運ばれたのか、輸送手段について見る。近世の飛脚による輸送は、宿駅で人足・馬を継ぎ替える方法（宿継）で行われたが、実際に道中で人馬を雇い確実に荷物が輸送されるよう差配するのが才領という役目であった。加賀藩の場合、明和四年の勤方書上によれば、通常の御用御荷物（藩の公用荷物）の輸送では、五・

六駄までは才領一人、それより荷駄数が多い場合や急御用の場合は増才領が追加された。御書・御親翰など藩の重要書類を緊急に運ぶ場合は、念を入れ才領が二人付けられている。

「日記」中に見られる江戸三度飛脚の才領・増才領は表1・2の通りである。全部で三十四人の名が確認でき、そのうち才領は八家、増才領は十九家を数える。先行研究によれば、才領は代々相続で九家存在するというが、確認できたのは八家である。金沢・江戸間の往復回数は計百五十回で、二三日に一回は才領・増才領が往来していたことがわかる。例として表1・3に才領山崎屋小左衛門の嘉永五年九月～翌六年八月の往来状況を挙げた。山崎屋の場合、年七回の往来で、江戸滞在は五～八日間、一年の約半分を輸送の道中で過ごしていた様子が窺える。また、通常一回の輸送は一人の才領が担当したが、荷物の多い場合は才領が二名付くこともあった。

次に発送日について見る。十八世紀後半以降、金沢・江戸における発送日は四・九が付く日で月六日、一年に七十二日と定められていた。年間で百四十四回の往来があることになる。「日記」によれば、嘉永五年十月四日から翌年九月九日までの江戸からの発送日数は、合計九十二日、平均で月八日となっており、うち三十七日が規定日（四・九の日）以外の発送日であった。この不定期便のうち「不時立早」と記された急便が四回見られるが、いずれも嘉永六年六・七月で、同年六月三日のペリー来航と、七月の将軍家慶死去の影響と考えられる<sup>18)</sup>。

金沢・江戸間の輸送にかかる日数は、町飛脚の場合、通常三～九月は八日間、十月～二月は十日間と定められていた。 「日記」中で、江戸・金沢間の発着日が明記されているのは百十八件あり、平均約十一日かかっている。表1・4を見ると、最も早いのは早飛脚の六日間で七～八月に集中し、逆に十五日以上を要しているのは十月～三月の冬季である。飛脚の種類は、速度によって、早飛脚・中飛脚・常飛脚となるが、「日記」に出てくる各速度の平均は、早飛脚が約八日、中飛脚が七日、定飛脚が約十一日半となっていて、早飛脚と同じかまたはそれ以上の速度で輸送する中・常飛脚や、早飛脚でも輸送日数が平均より多い場合もあった。また、早・中飛脚を務めるのは、増才領が多いことも見て取れる。

最後に、配達・集荷についても触れておく。江戸へ輸送された荷物・文書は、到着したその日か翌日位に徳左衛門ら江戸詰中の仲間によって配られた。「御屋敷配り」とあるのは、加賀藩上屋敷への配達と思われる。集荷は、規定の発送日の前日、三・八の日にこれも仲間によって行われた。金沢と異なり、江戸では仲間自ら集配を行っている<sup>19)</sup>。

以上、加賀藩の町飛脚による輸送の実態を見てきた。幕末期という時代の特徴は若干見

られるものの、輸送手段や発送日、輸送日数などは、明和四年時の方法がほぼ踏襲されており、近世中期以降に確立した飛脚による運輸・通信システムが藩政末期まで機能していた様子が窺える。

## 二 飛脚による情報発信と藩

本節では、飛脚の情報発信者としての実態を、藩との関係から分析する。

先行研究では、三都の定飛脚問屋は幕府の情報収集システムに組み込まれていた可能性が指摘されている<sup>230</sup>。その根拠の一つとなっているのが享和三年（一八〇三）三月に江戸定飛脚問屋仲間六軒が定めた「仲間仕法書」である<sup>231</sup>。この第四番では、仲間が守るべき義務として、「一、樽 御役所（江戸町年寄）江諸国変事相届ヶ可申事、但遠国変事何ニよらず、年行司之者より為御知可申上候、道中長川支之節も可申上候、都而控帳江書記候上ニ而持参可致候、」と、諸国で発生した変事について、どのようなことでも仲間中の年行司から江戸の町年寄へ知らせるべきであると定められている。町年寄に報告された情報は、上役である町奉行から幕政の中枢へ伝達されたと推測される。また、幕末期の京都では、飛脚問屋が人の出入りや手紙の発送等について町奉行や京都所司代に報告し、幕府権力の情報源としての役割を果たしていたことも指摘されている<sup>232</sup>。

では、加賀藩と金沢の町飛脚の場合は、情報をめぐってどのような関係にあったのだろうか。現在のところ、右の「仲間仕法帳」に相当するような史料を確認できていない。また、幕末期の政治情報を記した飛脚報告書の写は、宛名が明記されていない場合がほとんどである。しかし、弘化四年（一八四七）三月の信州大地震について知らせる江戸三度棟取からの報告書には、次のように宛名が記されている。

史料 1・1 江戸三度棟取伊勢彦兵衛届<sup>233</sup>

江戸三月十三日不時立 御台所御用中飛脚（A）則被仰渡罷越申候、同廿一日柏原御旅館ニ而御用指上申候所、夫より小諸御泊迄御召連ニ相成罷越候得共、御同所より御用無御座候ニ付、此許江罷帰可申与存候内、江戸三月十九日出才領之者（B）罷越候ニ付、右式日才領（B）与同道仕罷越候所、同廿四日夜五ツ半時矢代川江指懸り候刻、大変成地震ニ而源原所々地面打われ、近辺□原村初メ村々家不残打潰シ、且丹波嶋宿格別指障無御座、犀川々水少シも流不申、何れ川上損シヶ所在之、水相止り居候由、風聞ニ御座候、

(中略。周辺宿駅の被害状況を記す)

一、江戸三月十九日出式日御荷物(B)、矢代宿江引返シ、右宿ニ逗留仕罷在申候、矢代宿家数三拾軒計打潰シ申候、御本陣者御障無御座候、右大変ニ而宿々人馬継立方不仕、通行難相成、急々出足茂難致由ニ御座候、

一、殿様三月廿四日坂本宿御旅館被為在候所、右地震仕候得共、御本陣初メ宿内何茂御障無御座、翌廿五日朝坂本宿<sup>乍</sup>恐、御機嫌能御発駕被為在候段、金沢三月十一日御道中方御用宿々御触持参往來早飛脚之者(C)、夫々御請書取立、坂本御旅館ニ而御用指上申候、御同所より御用無御座、廿五日朝坂本宿出足、此表江罷越候所、前段三月十九日出式日(B)矢代宿ニ逗留仕候内追付、右之通御別条無被為在候旨承り候段申聞候、

一、金沢三月十四日出式日御荷物才領之者(D)、右廿四日夜丹波鳴宿ニ止宿仕候得共、御荷物初メ才領之者無難ニ罷在申候得共、右大変混雑之場所故、宿内ニ者居留りかたく、近辺岡田山与申所て野宿仕罷在申候由承申候、

(中略)

右江戸三月十三日不時立御用持参才領(A)、同十九日出式日才領(B)共、矢代駅廿七日昼迄滞留仕、夫より才領兩人(A・B)示談之上、耆人(A)自分ニ而拔出、早飛脚步ニ而只今到着、前段趣申聞候ニ付御達奉申上候、以上、

未四月二日

江戸三度棟取伊勢彦兵衛

御会所

\* ( ) 内、傍線、句読点は筆者註。

宛名の「御会所」は算用場奉行直属の会所奉行が統括する藩の役所で、主に城内の必要物品の購入、幕府や京都への進物品の納入や支払い、参勤道中の必要物資の調達等を担当した<sup>30</sup>。藩の公的通信・運輸を担う町飛脚は、職務の内容から会所奉行に統括され棟取一名が会所に出勤することになっていた。また、特に、幕末期の京都屋敷詰の会所奉行は、聞番と共に朝廷・公家・他藩との交渉にあたり、情報収集の役目を担っていたことが明らかにされている<sup>31</sup>。従って、宛名の明記されていない幕末期の飛脚報告書も、飛脚の上部機関に当たる会所(会所奉行)宛に提出された<sup>32</sup>とみられる<sup>33</sup>。また、別の飛脚報告書では、宛名の「御会所」の脇に「町等江相達候事、」と書かれており、報告書は町会所詰の棟取を通じて金沢町奉行にも提出されていたと推測される<sup>34</sup>。

さて、三月二十四日に発生した信州大地震は、その被害の大きさから全国各地に情報が伝えられた<sup>30</sup>。加賀藩では、ちょうど藩主斉泰が参勤のため江戸へ向かっている道中の途上であったことから、国許や江戸の家臣たちが安否確認のために情報を求めていた<sup>32</sup>。

史料1-1は、江戸を三月十三日に出発した才領（A）が、同二十四日に信州矢代川付近で地震に遭った後、自分自身で見聞した現地の被害状況と、行き会った才領（飛脚）達から聞いた藩主の無事を金沢の棟取に伝え、棟取から会所に報告したものである。ここで注目したいのは、第一に収集・伝達された情報の内容である。本報告書では、藩主の無事と共に、矢代・丹波嶋・善光寺・新町・牟礼・柏原・野尻の各宿駅の被害状況と、宿駅の人馬継立てが現段階では機能していないという現状が簡潔に伝えられている（傍線部）。

地震の発生した地域は、藩主の参勤ルートであると同時に、北陸と江戸を結ぶ人と物資の主要な流通ルートでもあった。従って、街道筋の被害状況、とりわけ輸送手段となる各宿駅の人馬の現状を把握することは、藩にとって当面の交通対策を決定するために必須の判断材料であった。報告書と同日、藩から幕府に対し、地震のため越後・信濃路の宿駅が被害を受け「人馬継立難相成」状況であるため、藩の公用で往来する家臣・定飛脚には中山道を通行させたいという届出が提出されている<sup>33</sup>。このことから、飛脚は藩の要求を理解した上で情報を収集、伝達し、さらに報告された情報は、藩政運営の方針決定に寄与していたと見ることができる。また、実際に情報を収集、伝達した才領には情報収集に対する意識や能力を、情報を集約し報告書にまとめて提出した棟取には情報処理能力を認めることができるだろう。

第二に、情報の収集方法である。金沢へ情報を伝えた江戸三月十三日出の才領（A）は、地震の前から江戸三月十九日日出才領（B）と同道していたが、地震の後は二人で矢代宿へ戻り、周辺宿駅の被害情報を集め、その間に藩主滞留中の上州坂本宿から戻って来た金沢三月十一日出早飛脚（C）から藩主の無事を確認し、一方で金沢三月十四日出式日才領（D）の居所と公用荷物の無事を確認している。第一章で見たように、江戸・金沢間の才領の往来は二〜三日に一回はあり、道中でも必ず行き会うことが想定されていた<sup>34</sup>。地震のような緊急時の情報収集も、このような通常の飛脚による運輸・通信システムの機能を利用して行われていたことがわかる。

第三に、才領による金沢への情報伝達の方法である。地震から三日後、才領AとBが相談の上、Bは御用荷物と一緒に現地に残り、Aが単独で現地を出発して最も早い手段（早飛脚步）で金沢へ情報を伝えている。この伝達方法は、宿駅の機能が麻痺状態の中、でき

るだけ早く現状を国許へ伝え、かつ輸送中の藩の公用荷物の安全も確保するため、現地で才領が判断し実行したものである。こうした才領の行動の背景には、才領自身に道中の情報を収集し伝えるという職務意識があったこと、ひいては藩によってそのような役割が与えられていたことが考えられる。

次に挙げる史料でも、同じく災害情報について飛脚と藩の関係を窺うことができる。

史料1・2 浅間山噴火と三度飛脚<sup>35</sup>

覚

- |          |                |
|----------|----------------|
| 一、白銀三枚   | 御国町飛脚紙屋庄右衛門    |
| 一、小判壺両宛  | 右同断 森下屋伊右衛門等兩人 |
| 一、金参百疋充  | 右同断 押野屋茂右衛門等四人 |
| 一、鳥目五百文充 | 右同断 小遣二人       |

右御国町飛脚紙屋庄右衛門等、今般信州浅間山大焼二付、道中筋之様子等時々申上、彼是骨折候二付、格別之趣を以被下候条、可被申渡候事、

\*句読点は筆者註。

これは、天明三年（一七八三）七月の浅間山大噴火の際の町飛脚に対する藩からの褒賞状である。詳細は不明だが、史料中に「道中筋之様子等時々申上、彼是骨折候二付」とあることから、街道筋の見聞など浅間山噴火に関する情報を報告し、それらを含めた貢献が評価されたものと見るができる。飛脚による情報収集・伝達と藩への報告が、十八世紀後半から既に行われていたことを示している。

このように、災害情報の場合、近世後期以降の金沢の飛脚は、既存の運輸・通信システムを利用して藩にとって必要な情報を収集し、考えられる最も効率の良い方法で伝達していることがわかった。江戸定飛脚問屋のように、情報を藩に報告すべき義務が明文化されているわけではないが、こうした実態から、飛脚が藩政の運営システムに組み込まれた上で情報発信を行い、藩の情報収集源として機能していたことが指摘できる。

### 三 幕末維新期の政治情報と飛脚

近世後期、藩政の運営システムの中で情報収集源として機能していた飛脚は、政治・社会的変革期にあった幕末の社会では、どのような役割を果たしたのだろうか。本節では、

飛脚が収集、伝達、記録した幕末期の政治情報を分析して特徴を明らかにすると共に、その役割について考えてみたい。

### 1 飛脚報告書に見る政治情報

まず、飛脚が藩に報告した政治情報の性質について検討し、幕末期の藩にとって飛脚が果たした役割を考える。

史料1・3は、万延元年（一八六〇）三月三日の桜田門外の変について、上方中使所棟取が、京都から金沢へ戻った才領から彦根藩領の街道筋の様子を聞き取り、報告したものである。街道を往来する才領が道中の情報を収集、伝達する構図は、災害情報の場合と同じである。

史料1・3 上方中使所棟取浜岡屋弥兵衛達書<sup>33</sup>。

- 一、彦根様御家中、当日より江戸表江追々御出立ニ付、宿々御定之外、廿日迄用意人馬五拾人五拾疋手当仕置候様、御触ニ御座候、
- 一、同夜摺針峠ニ燃火相見江申ニ付、近村等不思議相覚居申内、番場宿より浪人躰之者式、三人入込候由、鳥居本宿江為相知申候ニ付、直様彦根様江御達申上候所、百人斗即刻御出張被成、翌朝御引取被成候、

（中略）

右今日才領罷帰り、道中筋様子相尋申候所、前文之通申聞候ニ付、此段御達申上候、以上、

申三月廿日

上方中使所棟取浜岡屋弥兵衛

\*（ ）内、句読点は筆者註。

文久期（一八六一〜三）以降、政局の中心が京へ移ると、上方中使からの飛脚報告書が多くなる。史料1・4は元治元年（一八六四）禁門の変後の京都市中の風説について、京都詰人が早飛脚で伝達し、棟取が報告したものである。

史料1・4 上方中使棟取達書<sup>34</sup>。

当月廿五日出早飛脚今日夕七つ時過到着、京都風説左之通、

- 一、洛中焼残り町家軒別ニ御しらへ、此方様・会津様江被仰付候由、
- 一、焼跡御見廻 此方様・尾州様・会津様へ被仰付候由、

- 一、紀州様并大坂御城番御手合ニ而大坂長州御屋敷御手舟与も焼討有之由、
- 一、長州若殿様并吉川監物殿兩勢兵庫へ出張之処、引払帰国之由、
- 一、尾州様・薩州様・土州様依願征罰之由、

右不慥候得共、風説之旨京都詰人之者より申越候間此段御達申上候、以上、

「 」 上方中使棟取浜岡屋「 」

\* 「 」内は破損。傍線、句読点は筆者註

これらの史料では、文末に「由」と付けられた情報のように、当地で飛脚（詰人・才領）自身が実見した情報に加え、伝聞による情報が多いのが特徴である。特に、京都からの情報では、史料1・4の文末に「右不慥候得共、風説之旨」と明記されているように、こうした伝聞に基づくニュースソースが不確かな風説（うわさ）が多く見られるようになる。

このような性質の情報は、藩が中央政局の変動に対する世情の動向を把握するためにも有効であったと思われる。さらに、明治維新直前の慶応期（一八六五〜七）には、同二年五月に兵庫湊川で発生した打ちこわしの情報を、加賀藩の御用状等の取次を委託された西宮・兵庫飛脚所が藩に注進し<sup>36</sup>、同年七月には信州川中島の打ちこわしを福島宿で聞いた才領が伝え、棟取から藩に報告している例がある<sup>36</sup>。このように、飛脚は、当時の全国の民衆の動向に関する情報も収集し報告していたことがわかる。

以上のことから、幕末期の政治状況下においても、飛脚は藩に対して情報を発信し、藩の情報収集源としての役割を果たしていたと考えられる。特に、江戸・上方を拠点に幅広い地域を往来する飛脚は、支配層である藩が、世情や被支配層である民衆の動向を把握するための情報を収集するのに適した存在であったといえる。

## 2 飛脚と政治情報の伝播・共有

次に、飛脚が収集、伝達した政治情報が、どの階層の人々にまで伝播し、共有されたのかについて検討する。

三都の例を見ると、享和三年の江戸定飛脚問屋「仲間仕法書」では、江戸の変事や人事、相場等を京都や大坂の問屋、街道筋の宿々へ伝えるよう定め<sup>37</sup>、大坂から江戸へも同様に取り決められていた<sup>38</sup>。また、同年「仲間諸仕法取締願一件」では「諸国出火・洪水其外不何寄諸得意方江変事為知之事」<sup>39</sup>と、得意先への諸国変事情報の伝達が定められており、地震や火事を広範囲に知らせる飛脚問屋の刷物も存在した<sup>40</sup>。このように、三都の定飛脚問屋の場合、諸国変事情報を街道筋の各宿駅や取引先の商人等へ伝達することが認められ



ており、飛脚が収集した情報が、地域・身分横断的に広範囲に伝達、共有されていたことがわかる。

金沢の町飛脚の場合、右のような規定は見受けられないが、はじめにでも触れたように、政治情報を記した飛脚報告書の写は武家文書以外の村方、町方文書にも見ることができ。これらは、誰にどのような経緯で伝わっていったのだろうか。ここで、万延元年の桜田門外の変の情報伝達を例に検討する。

当事件についての情報は、三月三日江戸発の飛脚によって十二日に金沢に伝達されたのが最初である。ただし、途中、越中国高岡町で次のような出来事があった。高岡町は、北国街道の宿駅で、町奉行が管轄する越中西部の流通の中心地であり、加賀藩領内では金沢に次ぐ人口規模を持つ都市である。

史料1・5 江戸三度飛脚徳兵衛より内密聞取書<sup>55</sup>

安政七庚申三月十二日暁六ツ半時頃江戸三度飛脚徳兵衛より内密聞取書

一、三月三日彦根侯佳節御登城、八ツ半時頃御下城、乗輿にて桜田御門下御通越之所、御門両脇より浪人にて行装出立は町人体に仕来、下ニ鉄鎖狐子ニ帯刀之者拾七人突出いたし、我等水戸家組浪人也与名乗、不意に脱剣進士を追散し輿の戸をひらき候を及殺害ニ、其傍に四人自害拾三人直様願書懐中いたし、御老中脇坂侯屋敷江及訴訟候、依而右為案内同日出立飛脚ニ被遣候旨申聞候段、馬問屋附小馬指より町肝煎席江及届候事、

庚申 三月十二日記

\*傍線、句読点は筆者註

史料1・5の記録者は、高岡町の町年寄鷲塚屋八左衛門である。八左衛門は、平田国学の門人で、幕末維新期の政治情報を収集して多くの冊子にまとめており、政治意識の高い人物であったようである。史料中の江戸三度飛脚徳兵衛は、表1・2の増才領小松屋徳兵衛と思われる、事件のあった三月三日に江戸を即日出発し、九日目の十二日朝高岡を通過、同日金沢に到着した。事件の情報は、同日付で江戸三度棟取山崎加右衛門・村松徳左衛門から藩に報告されている<sup>56</sup>。

史料の末尾(傍線部)を見ると、飛脚徳兵衛から事件についての情報が聞き取られた後、馬問屋附小馬指(人馬の用立てや指図をする役目)から町肝煎席へその情報が報告されて

いることがわかる。町肝煎は、高岡町では町年寄、町算用聞に次ぐ要職で、町政機構の主要な構成員である。つまり、事件が藩に報告される前に、飛脚の口頭による情報が高岡町の町役人達に伝達され、その中で共有されたことが分かる<sup>48)</sup>。

また、十二日付の江戸三度棟取山崎・村松兩名の飛脚報告書については、右の高岡町年寄による記録の他、算用場内の引替所で調筆御用を務めていた町人津幡屋清兵衛による「旧記留帳」<sup>49)</sup>にも筆写されている。算用場は飛脚を統括する会所の上部機関である。写の末尾には「右申三月十三日写す事」とあり、この報告書が飛脚棟取から藩に提出された翌日には、算用場内で閲覧、筆写され、情報が共有される状況にあったことが推測される。また、この報告書の写は、新川郡浦山村で山廻役（十村に准ずる役）を務めていた松儀家にも残されている<sup>48)</sup>。十村や山廻役は自らの居住する在地から定期的に金沢の算用場内の十村詰所に出勤しており、村々への飛脚情報の伝播は、算用場という役所を介して行われた可能性がある<sup>49)</sup>。

以上の例から、飛脚が収集、伝達し、藩に報告した政治情報は、金沢やそれ以外の藩領内の町や村で何らかの役人を務めていた階層、つまり藩の政治運営システムの中で町役人・村役人等を務めていた中間支配機構の人々を中心に伝播、共有されていたことがわかる。従って、彼らにとっても、飛脚は政治情報の伝達手段であるだけでなく、情報収集源として認識されていたと考えられる。

### 3 飛脚自身が記録した政治情報

最後に、飛脚自身がどのような政治情報を記録していたのかを検討する。例として、江戸三度仲間で安政五年より棟取役を務めた九代村松屋徳左衛門が作成した「安政五丁午初秋 諸事見聞録 其巻」（以下「諸事見聞録」と称す）<sup>50)</sup>を対象に分析する。

「諸事見聞録」には、嘉永六年六月から元治元年九月までの全国の主な政治的出来事に関する文書百二点が筆写されている。この内、全体の約半分にあたる四十七点が江戸在勤中のもので、これらは「嘉永六年丑六月 異国船一件」（ペリー来航）、「安政四年巳四月 越中富山富田兵部一件」（富山藩内紛）、「安政録 未の秋」（安政の大獄）、「文久二戊閏八月 御制度変革書」（文久の幕政改革）と、各出来事別に表題を付けてまとめられている。

まず、記録された情報の内容について見る。表1・5は、各出来事別に筆写された文書の様式を書き上げたものである<sup>51)</sup>。これによると、「諸事見聞録」には、ペリー来航から始まって安政の大獄、禁門の変など当該期の主要な政治的事件に関する情報が記録されているのがわかる。これは、先行研究に見られる全国各地の風説留の内容と重なるものであり<sup>52)</sup>、

記録者の九代徳左衛門が、風説留を作成して政治情報を発信・需要していた中間層と共通の関心を持っていたことを窺わせる。ただし、万延元年の桜田門外の変、文久三年の八月十八日の政変など、他の風説留によく見られる政治的事件に関する情報は記録されていない<sup>330</sup>。

次に、記録された政治情報の質と収集ルートについて検討する。図1・1は、「諸事見聞録」に筆写された文書の様式別の合計点数をグラフで示したものである<sup>331</sup>。これによると、筆写された文書の様式は、①幕府からの触・達類が最も多く、②加賀藩の触・達類、③江戸又は金沢町中への触、④飛脚達書（報告書）、⑤御坊主通知と続く。①・②・③のように支配層からの上意下達文書が全体の半数を占めている。また、①・②・④・⑤は藩の御用を務める立場から入手し、③は町の住民として知り得た情報であると思われる。

ここで、嘉永六年六月のペリー来航を例に具体的な情報収集の在り様を見ていきたい。表1・6に「諸事見聞録」に筆写された同事件に関する文書を挙げた<sup>332</sup>。これによると、徳左衛門が筆写した文書の様式は、数の多い順に、I幕府の達書等（2・7・9・13・16）、II江戸町中への触等（11・12・14・17）、III御坊主通知（1・8）、IVその他（10・15・18）に分類でき、「諸事見聞録」全体の傾向と等しいことがわかる。

当時江戸に在勤していた徳左衛門の「日記」によれば、彼が異国船（ペリー）の浦賀来航を知ったのは六月四日で、六日には「御屋敷（加賀藩邸）より色々御聞番御尋御座候」という理由で会所から呼び出され、翌七日まで夜を徹して藩邸に詰めている。これは、異国船来航という不測の事態に対し、藩の情報収集・伝達機能としての役割を果たす必要があったためであろう。その結果、翌七日早朝には国許へ事件の第一報を知らせる早飛脚が出立している<sup>333</sup>。

表1・6には、六月四・六日にかけて幕府の達書、幕府御坊主の通知が多く見られる。後者の通知の写には、徳左衛門によると思われる朱書で「御公儀御坊主利倉善佐殿御屋敷江御出入二付、右之通紙面ニ而為御知之書写置ク」（1）、「利倉より為御知之分写置」（8）と注記されており、幕府の達書も含めて、徳左衛門がこの詰中に藩邸内で収集、記録したものと推測される。

また、10の船頭聞取達書は、六月五日に品川へ着岸した御廻米八百石積船の船頭半吉から、同月三日に彼が目撃した異国船の形状、浦賀与力とアメリカ使節との交渉の様子など浦賀で見聞した情報を聞き取ったものである。これも、文書の最後に「御廻米積船頭半吉着岸之上、御会所江御呼立、左之通半吉申上候義、口書にして写置ク」と徳左衛門による

注記があることから、船頭が口頭で告げた情報が会所で書面にまとめられて藩に報告される一方、「諸事見聞録」にも記録されていたことがわかる。

さらに、八日に徳左衛門が藩邸に集荷に向かうと「色々異国船咄御座候」という状況であった。この後の「日記」には、老中阿部正弘出張の風聞（八日）や、国許への早飛脚出立（九日）、異国船の噂により不穏な世間の様子（十一日）、会所奉行武田喜左衛門の出張（十三日）、国許から人持および小将組の軍勢到着（二十六日）など異国船来航に関する出来事が記録されている。第一節で見たように、江戸では仲間自身が藩邸への集配を行っているため、その際に情報を収集していた様子が窺える。

以上のように、「諸事見聞録」に記録された政治情報は、徳左衛門が藩の運搬・通信の御用を務める過程で入手したものが中心であった。また、注記の記述から、記録の目的は、藩に報告された情報を役目上の覚えとして控えておいた可能性が強いのではないかと思われる<sup>34)</sup>。このことから次の二つの点について指摘することができる。

まず一つは、政治情報を収集、記録する身分階層の問題である。先行研究では、幕末維新期に政治情報を収集、記録した階層は、近世社会における中間層が中心を占めていたことが明らかになっている。村松家の場合は、藩の御用を務め、扶持を賜わり、苗字・帯刀を許された中間支配機構として捉えることができる。つまり、幕末維新期の政治情報の活性化の背景には、村松のような支配層と被支配層の中間的存在を必須とする、近世幕藩体制の支配構造そのものがあったと考えられる。

二つ目は、政治情報を収集、記録する人々の主体性の問題である。先行研究では、政治情報を発信・需要した中間層の主体性が注目され、彼らが「公論」世界の主要な担い手であったと指摘されている。しかし、今回検討した限りでは、中間支配機構である村松家による政治情報の収集、記録という行為は、藩の御用を務める立場が反映されたものと考えられ、先行研究の中間層と同質の主体性や政治意識の高まりを見ることは違和感がある。これに対し、飛脚の中にも、元治元年に加賀藩の尊攘派の一人として処罰された上方中使所主附の浅野屋佐平のように政治意識の高い人物もいる。浅野屋の場合、飛脚の職務を介して様々な人と交流し、政治・社会意識を育てる機会を得ていたと思われる<sup>35)</sup>。このように、政治情報の収集、記録という行為については、そこに個々の記録者による主体的な政治意識が見られるかどうかを検討した上で、「公論」形成との関係を考える必要がある。

おわりに

以上、加賀藩の飛脚を対象に情報、特に幕末期の政治情報との関わりを検討した。これまでの分析によって、加賀藩の飛脚による運輸・通信システムが藩政末期まで機能していたこと、近世後期以降の飛脚が藩の情報収集源として藩政の運営システムに組み込まれていたことがわかった。また、幕末期においても、飛脚は藩にとって主に世情・民情把握のための情報収集源として機能し、さらに飛脚が収集、伝達した情報は、中間支配機構の人々にも共有されていたことが明らかとなった。以上のことから、飛脚は、幕末期の政治状況下においても、政治情報の伝達手段としてだけでなく、情報発信者として位置づけることができる。

最後に、第三節第三項で指摘した点を踏まえ、課題を述べたい。本章で明らかにしたように、本来、被支配層である町飛脚が幕末期に藩の情報収集源としての機能を担い、政治情報を収集、伝達、記録できた背景には、支配層と被支配層の中間的存在を必要とする近世幕藩体制の支配構造があったと考えている。幕末維新期の政治情報伝達の増大については、従来、主に文化的ネットワークや政治運動への参加との関係が注目されてきたが、こうした変革期以前の近世社会における情報の収集、伝達システムの実態とその担い手との関連についても考える必要がある。

また、幕末維新期の政治情報を発信・必要した階層の主体性と、その情報がどの階層まで共有されたのかという政治情報の公開性の問題は、当該期の「公論」形成を考える際には必ず検討しなければならない問題だろう。本章では、飛脚による口頭や報告書の政治情報が、算用場等を通じて中間支配機構の人々に共有されていたことを示したが、今後は、この共有が民衆のどの階層にまで広がるのか、また主体的な政治情報発信・需要に見られる政治意識と、その行為の社会への影響についても検討し、幕末維新期の政治情報の活性化という事象がもつ歴史的な意味を考察したい。

#### 【註】

<sup>1</sup> 飛脚に関する先行研究は、藤村潤一郎氏による一連の研究蓄積がある。また、藪内吉彦氏など近代郵便制度の前史として捉える研究も数多く行われている。

<sup>2</sup> 今田洋三「江戸の災害情報」(西山松之助『江戸町人の研究』五(吉川弘文館一九七八))。

<sup>3</sup> 災害情報等の発信については、巻島隆「上州の飛脚問屋について―輸送・金融・情報―」(地方史研究協議会編『交流の地域史―群馬の山・川・道』雄山閣出版二〇〇五)など同氏

による一連の研究がある。相場情報の発信は三浦俊明「幕末維新期の北摂三田商人をめぐる物流と町飛脚の役割・金物流通を中心として」、『歴史科学』一九一、二〇〇八）他。飛脚問屋が情報収集拠点となることについては、巻島氏前掲論文の他、藤村潤一郎「情報伝達者・飛脚の活動」（丸山雍成編『日本の近世六情報と交通』中央公論社一九九二）、宮地正人『幕末維新期の文化と情報』名著刊行一九九四）、同『幕末維新変革史』上（岩波書店二〇一二）でも指摘されている。

† 註3前掲藤村論文及び宮地著書。また、藤村氏は、「インタビュー近世飛脚史研究回顧録・藤村潤一郎先生に聞く」（『大阪商業大学商業史博物館紀要』一二、二〇一一）でも飛脚の情報収集と幕府との関係について指摘している。

‡ 拙稿「飛脚が運んだ政治情報」「浅野佐平手留」を中心に」（加能地域史研究会『地域社会の史料と人物』加能地域史研究会二〇〇九）では、飛脚による政治情報収集と伝達、意識・行動について若干の考察を試みている。

§ 第二章で取り上げる、越中国新川郡十村を務めた杉木家の情報史料（富山県立図書館蔵）には、桜田門外の変や禁門の変、長州征討など幕末の主な事件十五件に関して飛脚報告書が筆写されている（表2・1参照）。また、金沢町人能登屋甚三郎の日記では、慶応二年の第二次長州征討及び上方の動向に関する情報十四件のうち九件が飛脚報告書（口頭伝達も含む）である（表5・1参照。長山直治・中野節子監修『梅田日記 ある庶民がみた幕末金沢』（能登印刷出版部二〇〇九））。

⊃ 諸国の飛脚、とくに町飛脚を取り上げた事例として、加賀藩の飛脚について藤村潤一郎「金沢藩における飛脚について」（『日本歴史』三五二、一九七七）、八戸の飛脚について三浦忠司「北奥における商人の情報活動」（『日本歴史』五八五、一九九七）、尾張藩の町飛脚について豊田敦子「近世飛脚問屋における宰領」（『京都橘大学大学院研究論集 文学研究科』七、二〇〇九）がある。

⊄ 「江戸三度御用勤方並に人数附等書上」（金沢市史編さん委員会『金沢市史』資料編7近世五（金沢市二〇〇二）五三一～五三六頁）。以下、江戸三度飛脚を含む加賀藩の飛脚については、特に断りのない限り、註7前掲藤村論文、村松七九『江戸三度』（一九一七）による。

⊆ 註8前掲村松著書「村松家系」。

⊇ 日記は全て村松七九家蔵。この内、本章で主に取り上げるのは、三冊目の「日記 癸

丑嘉永六年四月より改「(以下「日記」と称す)である。本冊を選択した理由は、江戸在勤中の記録がほぼ途切れずに記録されており、また嘉永六年六月のペリー来航という政治的事件を挟んで、日常と非常時の通信・運輸状況の比較ができるのではないかと考えたためである。

11 註8前掲「江戸三度御用勤方並に人数附等書上」。

12 才(宰)領については掲註7前掲豊田論文を参照。豊田氏は、才領の基本的な性質と飛脚問屋との関係を明らかにしている。

13 「日記」中では、才領・増才領は区別されていない。表2-1の作成にあたり、「日記」中の名と嘉永七年七月「江戸三度中列等」(註8前掲村松著書、古文書二四〇二七頁)記載の名を照合して才領と増才領の特定を行った。なお、「江戸三度中列等」では、才領は「飛脚衆」、増才領は「小才領」と記載しているが、煩雑さを避けるため本稿では才領・増才領に用語を統一した。

14 金沢↓江戸↓金沢までを往復一回として数える。

15 註8前掲「江戸三度御用勤方並に人数附等書上」に「(才領は)双方(江戸・金沢)より老ヶ月拾式度之往来仕候、才領共一日二日合程二行合申候間」とあることから、日記中の才領の往来頻度は妥当なものだと考えられる。

16 道中の日数については、発着日が判明しているもの以外は、平均十一日として計算した。

17 註10前掲「日記」嘉永六年七月四日条に「金沢六月廿四日出才領清次郎・徳兵衛着、荷物十七駄・人足持七棹、大取込」とある。

18 註10前掲「日記」嘉永六年七月二十二日条に「公方様薨御二被為在候二付不時立早佐兵衛出立いたし」とある。この老中奉書を携えた早飛脚は、七月二十七日に金沢に到着している(「諸事要用日記」七月二十七日条(前田育徳会『加賀藩史料』藩末篇上巻(広瀬豊作一九五八)五一九頁)。

19 註8前掲史料。

20 註10前掲「日記」嘉永六年二月二十七日条他。

21 註10前掲「日記」嘉永六年四月十八日他。また、同年七月二十八日条では、中屋敷(駒込)にも集めに行っていることが分かる。

22 金沢では配り人がおり家中や町方への配送を担当していた。また、家中・町方の荷物等

については荷物集所へ依頼人が直接預けに出向く場合もあった（「町奉行勤方帳」（金沢市史編さん委員会『金沢市史』資料編6近世四（金沢市二〇〇〇）一四五頁））。

<sup>23</sup> 前掲註4参照。

<sup>24</sup> 児玉幸多校訂『近世交通史料集7 飛脚関係史料』（吉川弘文館一九七四）三四八頁。

この史料には、註2前掲今田論文、註3前掲藤村論文、宮地一九九四年著書が言及していない。

<sup>25</sup> 註3前掲藤村論文三四二～三四三頁。

<sup>26</sup> 金沢市立玉川図書館近世史料館蔵。

<sup>27</sup> 金沢市史編さん委員会『金沢市史』通史編2近世（金沢市二〇〇五）三六五頁、「会所御用留」（金沢市立玉川図書館近世史料館蔵）。

<sup>28</sup> 宮下和幸「幕末期における加賀藩京都詰の実態とその意義」（『日本歴史』六九六、二〇〇六）。

<sup>29</sup> 註8前掲史料「江戸三度御用勤方並に人数附等書上」も江戸三度棟取から御会所に提出された書類である。また、金沢市立玉川図書館近世史料館には、「京都出火之様子中使より御会所へ達一件」という嘉永七年の京都御所の火災を知らせた上方中使所棟取浜岡屋弥三兵衛より御会所宛の報告書の写も現存している。

<sup>30</sup> 安政五年に本郷筋を通行した異国人に関する伝聞を、江戸詰の飛脚が金沢の棟取へ伝達し、棟取から御会所へ報告したものを（「安政五丁午初秋 諸事見聞録 其壱」（村松七九家蔵））。

<sup>31</sup> 北原糸子「近世災害情報論・善光寺地震情報の位置づけ」（同著『近世災害情報論』（塙書房二〇〇三））。北原氏は、信州大地震（善光寺地震）情報の流布を検討し、災害情報は、民間における風説留の活況の先駆けであり、近世情報構造の転換点となったと指摘している。

<sup>32</sup> 「諸事要用雑記」弘化四年四月朔日条・「見聞袋群斗記」・「毎日帳書抜」弘化四年四月朔日条（前田育徳会『加賀藩史料』第十五編（清文堂出版一九七〇）九四〇～九四一頁）。

<sup>33</sup> 「諸事要用雑記」弘化四年四月二日条（註32前掲『加賀藩史料』第十五篇九五四～九五五頁）。この後、四月二十四日には、藩から家中に届書通り中山道を通行するよう命じている（「小木文書」（註32前掲『加賀藩史料』第十五篇九六六～九六七頁））。

<sup>34</sup> 註15前掲参照。なお、「江戸三度御用勤方並に人数附等書上」によれば、才領が頻繁に



行き会う事実を前提として、道中で才領が発病あるいは死亡した場合でも、御用荷物の輸送が円滑に行われるよう対策が立てられている。

35 註8 前掲村松著書、古文書三〇頁。

36 「浅野佐平手留」（金沢市立玉川図書館近世史料館蔵）。

37 「文久三癸亥稔 開鎖和戦論巻四」（杉木文書、富山県立図書館蔵）。

38 註6 前掲長山・中野監修史料一七六〜一七七頁。

39 註6 前掲長山・中野監修史料一八六頁。

40 註24 前掲児玉校訂史料、三四九頁。

41 文政二年「三度飛脚問屋仲間仕法帳」（註24 前掲児玉校訂史料四六〇頁）。

42 註24 前掲児玉校訂史料五一七頁。なお、同年「仲間仕法帳」にも同様の条文がある（註24 前掲児玉校訂史料三五〇頁）。飛脚による得意先への相場・災害情報の伝達については、前掲註3 巻島論文参照。

43 藤村潤一郎「翻刻飛脚関係刷物史料」(一)（『史料館研究紀要』一六、一九八四）、同(二)（同一七、一九八五）、同(三)（『創価大学人文論集』五、一九九三）、同(四)（同六、一九九四）参照。

44 大橋家文書「安政万延文久未申西雑記（写）」（高岡市立中央図書館蔵）。

45 この報告書は、史料1・5と同じく町年寄鷲塚屋八左衛門に筆写されている（『万延元庚申桜田一件（写）』（大橋家文書、高岡市立中央図書館蔵））。

46 飛脚が口頭で伝達した情報が共有されていく例として、慶応二年六月に越後高田の飛脚が、長州から高田への道中で寄った金沢の問屋（飛脚問屋か）で、見聞した第二次長州征討の戦況について語り、それを金沢の算用場に勤務する町人が日記に記録している（註6 前掲長山・中野監修史料一八〇頁参照）。

47 高桑家文書（高桑俊氏蔵）。第五章参照。

48 「（江戸城桜田門外の変事に付書状）」（黒部市立図書館宇奈月館蔵）。

49 註6 前掲長山・中野監修史料で取り上げた金沢町人の能登屋甚三郎も、能登口郡番代手伝という算用場に勤務する役人であった。第五章参照。

50 村松七九家蔵。本史料は「役向見聞録 諸事見聞録等四冊入 文久元酉孟夏日」と書かれた袋に入っていた。袋に「四冊入」、史料表紙に「其壱」とあるが、現存するのは本史料一冊のみである。現在、村松家の資料は、同家以外に金沢市立玉川図書館近世史料館、石

川県立歴史博物館、石川県立美術館で所蔵されているが、これらは明治期の村松家十二代当主村松七九氏が収集した資料が中心と言われている。その中には、政治情報を収録した史料もあるが、刊本が多く、同時代に収集、作成されたものか、後世のものか判別が難しい。本史料は、蔵書印（印文「村松七九文庫」、十二代の印か）が無く、袋や表紙の表書き、内容から見て、幕末の当主九代徳左衛門が作成したものと判断した。

<sup>51</sup> 表1・5および図1・1に示した「文書の様式」の分類は、原則として文書の発給者を基準とした。例えば、老中など幕府の役職から発給された場合は「幕府達・触等」に、加賀藩主あるいは年寄等の場合は「加賀藩触・達」に、町年寄等の場合は「町中触」に分類している。また、差出が明記されていない場合は、内容から発給者を推定できるものは分類し、不明な文書は内容による分類を行った（風聞、聞書・見聞書、沙汰書等）。以下、本論各章においても同様。

<sup>52</sup> 序章参照。

<sup>53</sup> 特定の事件だけ別冊にまとめたか、もしくは所在を確認できない二冊目以降に記録されているとも考えられる。なお、桜田門外の変については、金沢市立玉川図書館近世史料館村松文庫に「安政七ツの申上巳の節句桜田淡雪風説」等の風説留が残っているが、蔵書印があり、当時作成されたものか、後世に収集されたものか判断できなかった。

<sup>54</sup> ある文書の様式が一点しかない場合は「その他」に含めた。

<sup>55</sup> 「諸事見聞録」にはペリー来航に関する文書が、嘉永六年と同七年来航時の合計二十一点が筆写されているが、表1・6には嘉永六年来航時の文書のみ取り上げた。

<sup>56</sup> この早飛脚は、六月四日付の加賀藩江戸屋敷出入の幕府御坊主利倉善佐による通知（表1・5の1）と世子慶寧の御書を携え、六月十二日にはペリー来航に関する最も早い情報を金沢に伝えた。（「公私日記」六月十二日（註18前掲史料五〇五頁）。

<sup>57</sup> 註42前掲「仲間仕法書」では、諸国変事の情報について、江戸の定飛脚問屋が控帳へ記録した上で町年寄へ報告するよう定められている。

<sup>58</sup> 註5前掲拙稿参照。

〔付記〕

本章は二〇一一年度第十一回加賀藩研究ネットワーク研究会で報告した「飛脚と政治情報・加賀藩江戸三度村松家文書を中心に」及び、同会誌『加賀藩研究』第三号に掲載

された「政治情報にみる飛脚の意義―幕末期加賀藩を事例として―」（査読有）を基に執筆した。

## 第二章 地域社会の支配構造と政治情報

### はじめに

本章は、加賀藩の中間支配機構の中心である十村層を事例として、近世後期から幕末維新期の地域社会における民衆の情報活動の実態について分析し、その特質と変化について検討した上で、「公論」形成の問題について考察するものである。行論にあたり、以下二つの論点を提示する。

まず一つは、幕藩制支配構造における情報伝達・収集システムと民衆との関係である。一般的に、近世の民衆は、領主権力による情報統制の下で、政治情報から阻害された環境にあったとされ、幕末維新期の中間層による政治情報活動は、彼ら自身の主体的な政治・経済・文化活動によって、近世社会の公的情報環境を覆したものと評価された。こうした研究の中では、近世社会の民衆が置かれていた情報環境、特に領主権力による情報伝達・収集との関係に対する関心は低かった<sup>2)</sup>。

一方で、十七世紀半ば以降、幕藩領主からの統治に関する意思伝達は「触」という上意下達文書が中心となり、全国各地で膨大な「御触留」や「御用留」が作成されている<sup>3)</sup>。郡山志保氏は、この触留の分析を通じ、幕末期の地方の村では触によって政治情報を知り得るようになっていた事実を明らかにしている<sup>4)</sup>。また、水本邦彦氏は、幕府による浦触を情報論的に検討し、そこに地域住民と幕府を直接結ぶ「国民型」統治の原理が内包されていると指摘して、情報伝達という視点から近世社会の統治構造の特質を捉え直している<sup>5)</sup>。さらに、籠橋俊光氏は、地域行政の情報収集・伝達システムにおける中間支配機構の機能を見いだしている<sup>6)</sup>。このように、幕藩領主がその統治のために構築した情報収集・伝達システムは、近世民衆の情報環境の重要な一部分を構成していることは間違いなく、従って変革期の民衆による情報活動の変化を重要視するならば、これらの実態とその相互の関係を明らかにしておく必要がある。

第二の論点は、幕末維新期の政治情報活動への変化の契機の問題である。先行研究では、民衆による政治情報活動はペリー来航を画期として活性化したと言われている。しかし、藤田覚氏が、文化年間のロシアとの紛争を題材として、十九世紀初期段階での情報の流布と幕政運営との緊張関係を明らかにしたように<sup>7)</sup>、政治情報流通の全国的展開という現象は、近世後期から見られるものである。本章では、幕末期以前の民衆の政治情報活動を、活動の主体となった民衆の立場や当時の地域社会に発生した問題との関係に留意して分析し、

どのような契機によって幕末維新期へと繋がっていく状況が生じたのか検証したい。

ここで、分析対象の選定について述べておく。筆者は、平成二十一年（二〇〇九）に旧加賀藩領域（石川県・富山県の大部分）における情報史料の現存状況について数量的な調査を行った<sup>10</sup>。その結果、全体的な傾向として、情報史料を作成、所蔵していた家は、身分階層別では十村層が最も多いことが確認できた。また作成年代については、嘉永六年以降、史料点数が増加する傾向が見られるが、それ以前にも一定数の情報史料が作成されていることが明らかとなった。

この調査結果を踏まえ、本章では加賀藩の地域社会で政治情報活動の中心的存在であったと推測される十村層を分析対象とする。まず、第一節では、先行研究を踏まえて十村層の性格を確認し、次にその幕末維新期における政治情報活動の実態について特徴を明らかにする。第二節では、藩の在地支配の情報伝達・収集システムにおける十村層の役割を明らかにし、それが幕末維新期へ変化していく契機について検証する。

## 一 幕末維新期の政治情報と十村

### 1 十村層の性格

加賀藩の在地支配構造は、財政と農政を統括する算用場奉行と、その配下で一般行政を担当する郡奉行、高支配を行う改作奉行を中心とした武士身分による支配の下、在地においては百姓身分の十村を頂点として成立していた。十村は、加賀藩農政の基本法である改作法の成立過程で確立した農村における百姓身分の最高職である。在地の土豪が土着した由緒をもつ家が多いが、近世中期以降は新興の十村も多く任命され、居住地とは異なる地域に実績のある人物を任命する引越十村や役料として歟米の支給、世襲否定など、藩によって在地支配構造の末端に位置付けられた官僚的性格の強い役職であった<sup>11</sup>。近世後期には、業務の増加とともに十村層の数が増加し<sup>12</sup>、相互で縁戚関係を結ぶなど一般百姓とは異なる名族意識・特権意識を持った一定の身分階層が形成された<sup>13</sup>。

幕末維新期の十村層に対する評価として、若林喜三郎氏は、藩農政の末端官僚として藩と農民の間に介在し一揆や地域問題について強い障壁となつて、武士層の政治意識を鈍らせたとする。藩の小農保護政策の充実により寄生地主的な側面を抑圧され、草莽の志士も十村層から輩出されなかったという。氏は、十村の藩政の末端官僚としての性格が、幕末維新期における政治的・経済的成熟を阻害したと捉えている<sup>14</sup>。

これに対し、木越隆三氏は、十村が「御仁政」を委任された藩公儀の末端官僚であると

いう性格を刻印され、被治者意識が封印されていたと指摘する。一方で、豪農地主・商人地主として、地域の文化振興、殖産事業等も行う経済的才覚者としての一面も持っていたと評価する。氏は、十村層を、世襲による特権的な武家的意識と私的経営者意識を併せ持つ中間支配者として位置づけ、明治維新の過程で地方行政における仁政理念・機能の欠如に失望し、地域行政から離れて私的経営者・民権運動家として活動する十村層の姿を描き出している<sup>13)</sup>。

これらの藩政機構の末端官僚としての評価に対し、近年は近世後期の地域社会における十村層の文化的力量や在村知識人としての側面を評価する研究がある<sup>14)</sup>。また、武部保人氏は、幕末維新期の十村層が主体的に中央の政治情報入手・発信し、議論を行うという政治意識の高まりを見せていた事実を明らかにしている<sup>15)</sup>。

以上の研究から、近世後期以降の十村層は、藩権力によって規定された在地支配構造の中間支配機構としての性格を保持しつつ、経済的発展や地域の文化拠点としての機能を併せもつ存在であり、幕末維新期には政治意識の高揚も見せていたことが確認できる。

## 2 政治情報の内容と質

本項では、越中国新川郡石割村の十村杉木家を例に、十村層が収集した政治情報の内容と質について分析する。

杉木家は、平教盛の後裔が土着したと伝える由緒を持つ家で、十八世紀半ばに当主が山廻役に任命され、安永五年（一七七六）以降は代々十村役を務めるようになった<sup>16)</sup>。天保五年（一八三四）の当主弥助（名は有恒、以下同）の時、名字を名乗ることを許可され、同十年には御扶持人十村として扶持高十石を拝領する。また、それまでは新川郡針原組を代々裁許したが、嘉永四年（一八五一）からは引越十村として能登口郡熊木組を裁許し、以後安政三年に病気で役儀免除となるまで同郡島組、一青組、浅井組裁許を歴任している。また、元治元年（一八六四）・慶応二年（一八六六）には御郡奉行直支配として再びその名を確認できる。次の当主である弥五郎（有一）は、嘉永元年以降新川郡の各組十村を務めたが、安政六年（一八五九）正月に病により退役したという。次代の弥八郎（明治五年頃まで弥五郎、有貞）は、元治元年に新田裁許、慶応二年以降は新川郡島組の十村等を務め明治三年（一八六九）の職制改革により史加郷長、のち里正となり、同五年には新川郡第五区租税調役、同郡四番大区副戸長として名を確認できる<sup>17)</sup>。その後は、明治十三年頃石川県会議員となったとみられる<sup>18)</sup>。

また、明治五年十月の「持高書出帳」<sup>19)</sup>によれば、当時の持高は五百六十二石余で、在

住の石割村の全村高二百七十四石をはじめ、他十ヶ村にも持高を有す地主であったことが知られる。

杉木家には天保十二年から明治四年にわたる情報史料が十四点残されている。これらの史料には、記録者が何らかの手段によって収集、筆写した当時の政治・社会的事件に関する文書が収録されている。記録者は、前述した弥助が二点、弥五郎が八点、弥八郎が二点である<sup>20</sup>。情報史料の内、安政六年から慶応四年七月までの政治情報を収録した「開鎖和戦論」全七冊は、表紙に「杉木」と書かれているのみだが、年代と筆跡から弥五郎ではないかと推測される<sup>21</sup>。

表2・1は、杉木家の情報史料に記録された政治・社会情報を抽出し、出来事別に筆写された文書の様式を一覧にしたものである。本表によれば、情報の内容は、幕末維新期の主要な外交・内政問題、事件をほぼ網羅していることがわかる。特に外交・海外情報関係では、嘉永六年のペリー来航以前から全国各地の異国船来航、海防に関する情報を収集しており、情報史料を作成する契機の一つが、こうした異国船渡来・海防問題であったことが推測される。また、安政の大獄・桜田門外の変以降は内政に関する情報が増加しており、日本国内における政治的重要課題の変化を情報史料の作成者も把握していたことがわかる。こうした内容は、先行研究で明らかにされている全国の間層が収集した政治情報とほぼ等しい傾向を示すことから、十村層もこうした人々と共通の関心を持つ階層であったと捉えることができる。

次に、筆写された文書の様式から情報の質について検討する。ここでは、以下二点の特徴を指摘できる。一つは、幕府や諸藩の触・達類、オランダ商館長や外国使節の外交文書など、主に支配層レベルで交わされた文書が多く記録されている点である。支配層レベルの情報は、政治の推移を最も直接的に示すものであると同時に、新聞等のメディアが存在しない社会では、被支配層の民衆が事実を認識する上で一定の信頼性を持つものであったと考えられる。つまり、こうした情報を多く収集していたことは、支配層や国政の動向に対する十村層の強い関心を示すとともに、彼らが情報の真正性を重視して根拠が明らかでない情報を収集し、事実を正確に把握しようとする姿勢を持っていたことを示している<sup>22</sup>。

二点目の特徴として、記録者の関心が高く、重要と捉えた事件については複数の異なる性質の文書を筆写している点が挙げられる。そこでは、支配層レベルで交わされた文書だけでなく、書状や日記、瓦版、出所が明らかでない聞書や風説など、多様な媒体によって情報が伝えられていた様子を窺うことができる。中でも、当時巷間に流布した風刺文に

は、事件に対する世情の動向やその影響、支配層やその政治への批判などが記されており、支配層レベルの情報とは異なる事件の姿を記録者に伝えたと考えられる。これらのことから、十村層が支配層だけでなく被支配層の民衆の動向や意識にも関心を持っていたこと、さらに、異なる視点から事件を捉えた多角的な情報を得ることで、客観的な事実の把握、認識に務めていた姿勢を見てとれる。

以上の分析から、加賀藩の十村層は、幕末維新期の政治・社会的事件に強い関心を抱く政治意識を持ち、正確性と客観性を重視して情報を収集、記録する情報リテラシーを有していたといえる。また、収集した政治情報によって、当時の政治・社会の変動や課題について全国の中間層と共通する認識を持ち得たことは、加賀藩領においても国政を対象とした「公論」形成の前提条件が調いつつある段階に到達していたと見ることができらるだろう。

### 3 政治情報の共有

本項では、前項で分析した政治情報が、十村層以外の民衆の階層の間でも共有されていたのか、また共有されているとすればどのような場か検討する。

この問題の検討には、情報がどのように収集、伝達されたかを明らかにする必要があるが、情報史料にはその手段に関する記述はわずかで、かつ現段階では、杉木家の人間関係や交流も不明であるため検討は極めて困難である。ただし、支配層レベルの情報が中心であることから、一つの重要な情報収集の方法として、十村という役職が利用されたことが推測される。例えば、三月四日付の桜田門外の変を伝える文書の後には「此分岩城七三郎出府ニ付御場ニ而写被取候分也」<sup>25</sup>とあり、新川郡御扶持人十村の子息である岩城七三郎が金沢の算用場で事件に関係する文書を写したことが知られる。

算用場は、加賀藩の財政と農政を統括する藩政の中心的な役所で、城下町の金沢に存在する。場内には、在地支配機関で郡奉行が勤務する御郡所や改作奉行所、十村詰所の他、藩財政のすべてを統括する勝手方、飛脚を統括する会所など主要な役所が存在した<sup>26</sup>。また、後述するように、算用場には、奉行やその配下である武士だけでなく、十村や、行政の実務を担当するために雇用された町人（番代・番代手伝等）など、異なる身分階層の人々が勤務していた。幕末期の十村やその下役の日記からは、これらの人々の間で職務を中心とした交流関係があった様子が窺える<sup>25</sup>。

このような藩の役所という場には、政治情報が集中し、それらは奉行を通じて年寄など藩政執行部に報告されると同時に、そこに勤務している人々の間で、伝達、共有されていた。例として、能登口郡番代手伝の日記から、元治元年六月四日の池田屋事件に関する情



報について見てみよう<sup>36</sup>。この場合、ちようど事件発生当日、伊勢参宮の帰途、京都に止宿していた能登国羽咋郡の百姓が見聞した内容が藩に報告されているが、その過程は次の通りである。まず、六月十五日に能登口郡を担当する番代が、到着したばかりの百姓から情報を聞き取り、下役である番代手伝とともに報告書をまとめる。この際、控えとして写をとっておき、即日、能州郡奉行へ報告書を提出し、同時に、十村層の筆頭である無組御扶持人十村へも報告する。翌十六日、それ以上の質問もなかったので、百姓は帰村させ、この件に関する報告は終了する。しかし、筆写した報告書は、番代手伝の手によって、複数の別人の手に渡ることになる。この一人が、杉木家の弥五郎（弥八郎有貞か）で、十六日の日記には「一、同断写老通、新川ノ石割弥五郎さまへ持参指上候所、殊外御悦ひ之事、附り、弥五郎様御義、頃日御出府、御止宿新町越中屋又一（諸郡番代見習）方二而、扱一盃被下、程能酔来り候事、」とあり、出府中の弥五郎がこの情報を得て、大変喜んだことが記されている。この報告書の写は、杉木家の情報史料「開鎖和戦論」第四号に筆写されているのが確認できる。

また、表2・1でも十二点と多く見られる飛脚報告書（飛脚達書）は、飛脚が世情や民衆の動向等を中心に見聞、収集した情報を藩に報告した文書だが、これらもまた、算用場で閲覧、筆写され、そこに勤務する人々を通じて伝達、共有されていた<sup>37</sup>。

このように、藩の役所とそこで役務を務める人々の間では、身分階層を横断する政治情報の共有が行われていた。このことは、「公論」形成の前段階である政治情報の共有が、近世の領主権力による行政運営システムの上で行われていた事実を示すもので、民衆による情報活動の近世的な特徴の一つと考えられる。

## 二 地域社会と政治情報収集の契機

### 1 地域行政の情報伝達・収集

十村を頂点とする中間支配機構<sup>38</sup>は、全体を統括する無組御扶持人十村の下、十数から数十の村々から成る各組の行政を担当する御扶持人十村・平十村、各村政を担当する肝煎一人と数人の組合頭で構成されていた。これに加え、十村が業務遂行に使う下役として番代・手代という役職があり、各郡に一人の番代は、金沢町に居住し算用場の十村詰所で十村の代理を務める役で、この各郡番代を統括する役目として諸郡番代、各番代の下役として番代手伝二〜三人が置かれている。手代は、十村が召し使いその仕事を補助する役目で、在地の御用所、算用場の十村詰所で勤務する他、年貢徴収の補佐を行った。いずれも、給

銀は郡打銀から支出された。

これらの人々による地域行政の場は、在地においては各組十村の住宅（御用所）である。郡ごとには十村相談所が置かれ、郡内の十村が月一回集まって郡内の諸事を話し合った。相談所には、改作所の役人である定役算用者が年三回出張し、藩からの命令伝達や勸農奨励の他、相談の内容や郡中の状況について上司である改作奉行、算用場奉行に報告を行った。藩庁のある金沢には地域行政の統轄機関として算用場があり、御郡所、改作奉行所とともに十村詰所が置かれていた。詰所には、各郡の十村一名が交代で月十五日程度出勤し、諸事御用を勤め、各担当役所への連絡や、組内からの提出書類の取り次ぎを行った<sup>29)</sup>。

以上の地域行政システムを通じて、幕府や藩からの命令や連絡は各奉行から十村を通じて各村の百姓・頭振に伝達され、在地の現状や要望は逆ルートで藩に報告された。このシステムの中で、十村は、身分的・空間的に金沢の藩庁と在地とを結ぶ情報伝達の結節点としての役割を担っていた。例として、享和三年（一八〇三）の加賀国河北郡浜金津組裁許の平十村白尾村理右衛門による、幕府・藩からの触や村から領主に対する上申等を筆写した「御用留」<sup>30)</sup>を見る。ここに収録されている七十三通の文書のうち差出・宛名が判明する文書四十三通の中では、郡奉行から十村宛が十六通と最も多く、次いで肝煎から十村宛が四通、幕府諸役（勘定奉行等）から諸国村役人宛、同加賀藩留守居宛、十村相互の文書がそれぞれ三通ずつと続く。

また、内容は、幕府や藩からの触・申渡では、役人廻村に関する文書が十九通<sup>31)</sup>で、他に儉約・風俗取締、物価など産業関係、奉行人事等となっている。逆に、在地からの上申は、肝煎から十村への村入用銀等の割付や家数調査に対する報告、村人の樹木伐採願の他、十村から藩の役人への難船報告書、請書がある。

このような在地からの情報収集・発信の面に注目すると、十村の職務として、享和元年には「大風・地震・洪水等異変之品有之砌、罷出見分仕注進申上候、一ト通り之儀者、手代見分ニ指出申儀茂御座候」と災害時の現状見分と報告があったことが確認できる<sup>32)</sup>。また、「都て他国・他領等之義替りたる事有之候得は、御境目之十村より及注進、尤尋候義有之時も、其筋々え申遣為示合候事」と国境・領境の地域では自国・自領以外の異変も報告するよう定められており<sup>33)</sup>、十村が地域社会の非常時の情報を収集し、藩に報告する役目を担っていたことがわかる。

以上のように、加賀藩の十村は、地域行政に関する情報を対象として、支配層と被支配層、城下町と村々を結ぶ情報の結節点の機能を果たしていた。このことから、十村は地域

社会の情報環境において他の階層より優位性を持っていたと見ることができる。

## 2 文化四年のロシア船蝦夷地襲撃情報

はじめに示した調査結果に基づき、加賀藩領の地域社会におけるペリー来航以前の情報史料の存在状況を概観すると、次の三つの画期があることが分かる。第一は、文化四年（一八〇七）のロシア船による蝦夷地襲撃で、第二は天保八年大塩平八郎の乱<sup>23</sup>、第三が嘉永初年の異国船来航である。この内、本項では、時期的に最も早くかつ現存する情報史料の数量も最も多かった第一期について、記録者、情報の質、入手・伝達経路、共有の場について分析し、第一節で検討した幕末維新期の政治情報活動との比較を念頭にその特徴を見る。

文化四年のロシア船蝦夷地襲撃に関する情報史料は、全部で二十三点、資料群数では十群の存存が確認できる。この内当時十村および十村分役を務めていた家は六群であることから、当情報の収集・記録者は十村層が中心であったと推測される。今回、調査・分析対象としたのは、十村層三、町役人一、神社一の計五群で、史料数は十五点、史料中に筆写された文書は七十三件である<sup>24</sup>。これらを表2・2にまとめた。それによると、内容は、同年四・五月のロシア船による択捉島襲撃事件と、それに対する幕府・諸藩（南部・津軽・秋田・庄内）による出兵、松前藩領の西蝦夷地上知がある。

まず、筆写された文書の様式から情報の質について考察する。文書は、①書状十六件、②南部大膳大夫（盛岡藩主南部利敬）など東北諸藩主から幕府への届書・願書等十五件、③作成者が明記されていない覚書・聞書十三件、④老中など幕府からの達書・届書八件、⑤藩内での報告書（達書）四件、⑥絵図一件、不明一件である。

これらのうち注目される点は、②・④など支配層レベルの情報が多いことである。これは、幕末維新期の十村層による政治情報収集と同じ傾向で、事件に関する支配層の動向、政局の推移について強い関心を持ち、事実をより正確に把握したいという記録者の意識を窺うことができる。

一方、世間の評判を表す風刺文、飛脚が見聞した世情の動向を伝える報告書は見られない。このことから、幕末維新期には地域社会にも拡大していた広汎な民衆による支配層や政治への批判的な意思やその表出方法が、文化四年の段階ではまだ成熟していなかったと推測される。ただし、①書状には、差出人の感想や生活への影響が記されているものがあり、事件に対する世情の動向や影響はこうした書状によって広まり、認知していたと見られる。例えば、同年三月二十六日付の松前御城下丸屋九右衛門より能登国珠洲郡正院村岸

田富平宛の書状(3)<sup>38</sup>には、「前段之通(異国船来航)ニ而ハ此辺も如何相成可申儀と何レ茂其評説計ニ暮シ申候、誠ニ希代之大変、夫故買方も無御座候、只手ニ汗ヲ握ル計ニ御座候」と松前の世情不穏と商売への影響が記されている<sup>39</sup>。

さらに、書状からは、情報収集、伝達行為に対する支配層の対応、被支配層の意識も窺うことができる。前段の丸屋九右衛門書状の文末には「前段之趣キあまり御披露ハ御無用ニ奉存候、江戸表より取沙汰仕間敷旨此頃茂御触到来仕候段々相触申候、左様思召広ク取沙汰御無用ニ被存候、」とあり、幕府が異国船来航の「うわさ」を禁じていること、従ってこの書状に書いた情報も広く伝達しないよう注意を促している。しかし、実際にはこの書状は岸田家以外にも伝達、筆写されているのであり<sup>40</sup>、同書状にも「去秋已来此辺(松前)異国船漂着等之儀、其御地(能登)ニ茂色々取沙汰有之、御聞被成度旨被仰越、(中略)若シ(能登で)相替品も御座候ハ承度奉存候」とあることから、当時の松前・能登の人々の情報に対する欲求の強さを窺うことができる。

次に、これらの情報の入手、伝達経路について検討する。まず、加賀藩外部の情報が藩内部に伝達された経路については、以下二つの特徴が指摘できる。第一に、藩の江戸留守居役を通じた経路である。五月三十日付の南部大膳太夫から幕府老中青山下野守宛の届書三通(18)20<sup>41</sup>には、「水戸様御城附永田甚兵衛より差越候紙面写之由、聞番出之」と注記があり、加賀藩の留守居役である聞番が水戸藩士を通じて情報を得ていたことがわかる。また、秋田藩の江戸留守居役からも出兵を伝える書面が国許の指示で聞番宛に差し出されている(25)<sup>42</sup>。このことから、幕府・諸藩の支配層レベルの情報は、主に諸藩の江戸留守居役の人間関係を通じて伝達されていたと考えられる。もう一つは、北前船交易など日本海海運業に従事する人々の関係である。事件発生地である蝦夷地の情報は、同地へ移住、出稼ぎに行った加賀藩領出身者や、船頭・廻船問屋などの海運業者によって書状や藩への報告という形で伝達されている(3)23・38<sup>43</sup>。

では、これらの情報を、記録者本人はどのように入手したのか。直接本人に宛てた文書も二件(38)39)見られるが、注目されるのは「御役所」の存在である。例えば、宮腰町奉行脇田善左衛門が六月十五日に御用番年寄奥村左京へ提出した、同月十二日に宮腰に寄港した越前新保浦の船持から松前での見聞を聴取した報告書(36)について、これを筆写した石川郡の平十村押野村安兵衛は「同十五日宮腰御奉行脇田善左衛門殿より御達之御紙面、同十六日御役所ニ而能美郡番代有松屋兵助所持いたし居申ニ付写申事」と注記しており、当文書を宮腰町奉行の上役所で、十村詰所のある算用場(御役所)において、能美

郡番代から筆写していたことがわかる。この文書を含め算用場において入手したと考えられる情報は五件（14・35・36・47・49）確認できることから、幕末維新时期と同様、役所が情報を入手する拠点の一つとなっていたと考えられる。また、この宮腰町奉行報告書は、河北郡の平十村白尾村清兵衛によって、他の二通（47・49）も複数の家で筆写されており<sup>50</sup>。算用場という役所に勤務する奉行や十村層、番代等の間で情報が伝播、共有されていたことがわかる。表2・2の「複数家共通欄」に\*印がついた十一点が、本事件について各家で共通して筆写された文書であるが、これを見れば、主に十村層の間で特に支配層レベルの情報を中心に共有されていることが確認できる。

以上の検討から、文化四年の地域社会における民衆の政治情報活動は、特に情報の質と、入手、共有される場において、幕末維新时期とほぼ同様の特徴を有していたといえる。

### 3 地域社会の海防問題と情報

本項では、文化四年のロシア船蝦夷地襲撃に対して加賀藩が実施した海防政策の内、特に情報収集・伝達に注目し、その具体的な方法と十村が果たした役割や機能について検討する。その上で、本事件が幕末維新时期に至る地域社会の民衆の政治情報活動の契機となった点について考察する。

文化四年六月九日、藩主斉広は幕府に内々で海防準備を命じ<sup>51</sup>、翌年十月にかけて船数・海岸地形・武具の調査、藩士及び領民の出役と配置などを実施した。この海防強化策の背景には、領内に能登と蝦夷地を往来する日本海海運の航路を有していた加賀藩の危機感があつた<sup>52</sup>。倉田守氏によれば、この文化四年の海防準備具体化の過程は、以後幕末維新时期に至る加賀藩の海防政策の基本となるという<sup>46</sup>。本政策では、異国船が来航した場合の地域社会の具体的な対応が規定され、特に、異国船情報の収集と伝達、村々からの人夫の出役が重視された。

史料2・1 異国船漂着之儀何れ茂品々内密被仰渡候留帳<sup>53</sup>

付札御算用場奉行江

- 一、異国船漂着之儀、何れ之国ニ而も慥成儀承候者、早速可及注進事、
- 但、蝦夷地之様子ニ而も承り次第可申出候事、
- 一、西蝦夷唐太嶋より西地之方者、日本江之渡海自由ニ候哉之事、

右之通御領国船持共江被申渡、海上之様子船頭共江遂詮議申聞候様、御郡奉行等江夫々可被申談候事、

卯六月

異国船漂着之儀、何れ之國ニ而も慥成儀承知候者、可及注進等之儀ニ付、覺書御用番左京殿被相渡、各江可申談旨被聞ニ付、別紙写等相達候条、被得其意、各支配浦之船方等役人江被申渡、慥成義見聞おゐてハ可及注進、尤其段可被相達候、以上、

六月十日

御算用場

松崎左兵衛殿（新川郡奉行）

千秋次郎吉殿（新川郡奉行）

前書本文之通申来候、得其意、浦方役人共江申渡、委細之趣可申聞候、尤此義ニ付巨細之訳合も可有之候間、浦方役人共より申達候之上者、其方共手前江船持等呼出、綿密ニ承札可申聞候、承知之験令判形落着より可相返候、以上、

文四六月十四日

千秋次郎吉印

松崎左兵衛

追而天正寺村十次郎（無組御扶持人十村）へハ彦四郎（無組御扶持人十村、伊東）より本文伝達可有候、尤刻附を以相送り可申候、以上、

\*（ ）内、傍線、句読点は筆者註。

史料2・1は、領国外の異国船来航や蝦夷地に関する情報収集を、藩が地域社会の在支配機構を通じて十村や浦方役人、船持等へ命じている文書である。新川郡では、まず、同年六月に年寄奥村左京から算用場奉行へ、同月十日に算用場奉行から新川郡奉行へ、十四日に同郡奉行から十村へ伝えられている。特に、十村に対しては、浦方役人から報告があった場合には、船持・船頭などの見聞者から直接詳細な情報を聴取するよう求められている。

六月から七月には、領内沖合で異国船を発見した場合の具体的な対応が詮議された。史料2・2から、その対応策が決定される過程を見る。

史料2・2 異国船北海蝦夷地之方漂着仕候ニ付御尋并御達等之写<sup>※</sup>

（海底測量一条、略す）

一、漂船沖合ニ見江申節ハ、所々奉行等江早速注進有之候者、先事かましく無之様ニ

いたし、人夫多指出置、其様子いか躰之船与申義可有詮義事、

一、早速近郷与申談寄集り詮義之事、

右之趣御郡奉行等江内々被申渡、浦々之様子等早速遂詮義書出候様可被申談候事、

卯六月

右御紙面御郡御奉行より御扶持人御所村長次郎へ御渡、内分夫々可申談義二付、六月十五日承ル、

仲間一統心得方窺小紙之控、寄合相談之上相調、六月廿四日田井村次郎吉（御扶持人十村）御郡御奉行へ持参、

此度大船北海ニ漂居申ニ付、加州海辺之様子海底深淺ヲ量り、大船漂着可致様子僉義仕、御達可申上義、別紙絵図ヲ以申上、尚又私心得方極内ヲ以奉得御内意度候義、左之通ニ御座候

一、漂船沖合ニ相見へ候ハ、見付次第其浦役人より不限昼夜ニ組切私共方江即刻注進、尤御郡御奉行江も直ニ御注進可申上哉ニ奉存候、

一、御軍令被仰渡候迄者、遠見番所建置事も不相成候間、獵師共之内江為相心得、異形大船見付次第、村役人江為致注進可申哉与奉存候、

（中略）

一、私共罷出漂船見分之様子、時々手代を以御郡御奉行并御算用場御奉行所へ御注進申上、其内急切御注進可申上義ハ自身御用番御屋敷へ早馬ニ而罷出可申哉之事、

（中略）

右漂船之義、此度御内意御座候ニ付、私共極内心得方覚書仕入御覧申候、猶更御賢慮之趣、御内分奉得其意度候事

卯六月

加州三郡御扶持人

（中略）

○右窺越上候処、左之通り御内分被仰渡候、田井より相返候御覚書

一、昨廿四日御内談之趣、昨日小幡左門殿へ罷越刻、覚書を以御窺申上候様、本文之通り相心得候様被仰渡候、

（中略）

卯六月廿六日

\*（ ）内、傍線、句読点は筆者註。

これによれば、六月十五日に算用場奉行から郡奉行を通じて十村に対し、異国船発見時の藩への迅速な連絡と、人夫を動員してより詳しい情報収集に努めるとともに、周辺の十村らが集まって対応策について相談するよう内々に命じている。これを受けて、十村の間で二十四日に「寄合相談之上」異国船発見時の心得について覚書が調えられ、無組御扶持人十村田井村次郎吉より郡奉行へ提出された。その内容は、異国船が加州沖合に発見された場合の連絡方法や藩の軍勢が到着するまでの村の人夫の出役について具体策を提案するものである。この内、連絡方法について見ると、異国船の情報は、漁師等の発見者から浦役人・村役人を通じて十村へ「不限昼夜ニ」伝達されることになっている。また、十村が実際に異国船の様子を見聞し、随時郡奉行・算用場奉行へ報告することも想定されていた。以上の提案に対し、二十五日には郡奉行から十村へ提案を了承する返答があった。ここでは、地域社会における海防政策は、十村らの話し合いにより具体的な内容が提案され、それをそのまま藩が認めるという形で決定されていることがわかる。

同年十二月、幕府は文化三年の撫恤令から方針転換し、ロシア船を見つけ次第打ち払うよう海辺の諸藩に命じた。これを受けて加賀藩では、前年六月七月の詮議を踏まえ、二月に、各郡奉行から十村にロシア船が来航した際の心得について命じている。具体的には、異国船発見時の連絡方法と人夫の徴収・配置・行動、武器・兵糧の手配、女子供老人の避難等である<sup>30</sup>。この内、情報収集・伝達の部分を抜粋したのが史料2・3である

史料2・3 異国船漂着之節御扶持人十村等心得方覚書<sup>30</sup>。

加州三郡海辺おろしや船漂着之節心得方之覚

(中略)

一、何方ニ而茂異(国) 船与見請候者、急飛脚之者ニ印札を為持、印札次ニ記、御用番年寄衆・御算用場・拙者共(郡奉行)・改作奉行等江令注進、且上下隣村等村次等を以、下ハ能州今浜、上ハ江沼郡日末村等迄段々申通、重而飛脚之者江右異船見聞之様子大略相認、御年寄衆等江可及御達ニ、尤時宜ニより十村等急速罷出夫々相達候義尤ニ候、猶又追々注進方不可令油断候事、

附り、能州又ハ江沼郡より告来り候共注進方右同断、

(中略)

一、右異国船見聞次第、能美郡ニ而ハ御境日末村并小松安宅湊、石川郡ニ而者本吉・



宮腰、河北郡二而八能州今浜等江不相洩可申通候事、

附り、向寄を以越中筋殖生村等江茂不相洩可通候事、

一、上ハ越前、下ハ能州且佐渡ニ而茂、もし異国船漂着之様子於相聞ハ、河北郡ノ白尾村・宮腰之小高キ所・能美郡浜村之内大釜屋吉兵衛家腰之高ミ、遠見場所可申付哉ニ候条、可有其心得候事、

附り、黒（津）舟之高ミ臨時之遠見可相成所ニ候条、可有心得事、

（中略）

三郡御扶持人十村等役定之覚

大熊村兵右衛門

白尾村清兵衛（岩佐清兵衛）

右河北郡高松村領より同郡向粟崎村領迄之間、兩人相同罷出、人数可有指引等候、

（中略）

右異国船漂着其筋ニより指掛り、面々心得方大旨覚書之通、可得其意候、将又御人数被差向候上ハ、品違申義も候条、臨時可及指揮候、猶又時宜ニより心得方あるへく候、勿論隱密之義ニ候条、其筋々迄内密を以可申談、惣而事広不相成様急度相心得可申事、

辰二月

御添紙面

自然加州三郡海辺おろしや船漂着之節、指掛り手当方別帳覚書之通相極、御用番又兵衛殿御指図之上申談候、不及申候得共、今般之一件、其品聊不輕趣ニ候条、三郡共兼而令熟談、万端齟齬無之様相心得、聊違失等有之間敷候、猶追而申渡品可有之候、

右之趣得其意、勿論隱密之儀ニ候条、別帳直々令廻達落着之上直拙者共江可相返候、答之義ハ請書御郡切連名を以可申聞候、以上、

文化五年

辰三月

小幡左門（加州郡奉行）印

永原進之丞（加州郡奉行）印

加州三郡

御扶持人

十村 中

\*（ ）内、傍線部、句読点は筆者註。

これによると、加州三郡では、異国船を発見次第、印札を持たせた急飛脚を仕立て、御用番年寄衆を始め、算用場奉行・郡奉行・改作奉行など藩の役人へ報告すると同時に、村送りによって能登国今浜村や加賀国江沼郡日末村など国境の村々まで伝達すること、逆にこれらの村々から発見の報告があつた場合も同様の連絡手段をとることが定められている。このように、異国船情報は、発見者から十村を通じて藩に報告されるだけでなく、地域横断的な相互伝達を行うことも決められていた。さらに、越前や越後佐渡など領外の地域までも異国船情報収集の対象地域として想定されていた。以上の異国船に関する情報収集・伝達ルートをとると図2・1のようになる。この連絡方法は文化期以降も踏襲され、能登沖に異国船が発見される嘉永期にも同様の連絡方法が取られていた<sup>26)</sup>。

以上、文化四年から翌年にかけて加賀藩地域社会の海防政策の決定過程を情報収集・伝達方法に焦点を当て検討した。その結果、次の三点の特徴を指摘できる。

一つは、本件によって、十村に地域を超えて全国的な情報を収集する契機が生じたことである。本節第一項で見たように、十村は近世地域社会において既に情報収集・伝達の中核的役割を果たしていたが、あくまでその対象は担当する地域の行政に関する情報であり、地域外の情報は非常時の領境・国境の地域に限定されていた。これに対し、文化四年の海防政策では、地域外部の異国船情報を積極的に収集することが求められた。このことは、十村に地域を超えた全国的な情報を収集する理由を与えることになったと考えられる。

二点目は、支配層と被支配層、村々相互を結ぶ情報伝達・共有の結節点としての十村の役割が制度上明確になった点である。海防政策において、十村は、異国船情報を村役人や発見者から収集し、上部組織に報告するだけでなく、領内の他の地域社会にも横断的に伝達・相互交換することが役務として定められた。また、前項で確認したように、本件に関する情報は、算用場という役所において、そこに勤務する奉行や十村、番代等の人間関係を通じて情報が伝達、共有されていた。異国船情報の迅速な伝達が要求される海防政策では、十村を中心とする在地支配機構の機能が活用されたが、それによって身分横断的・地域横断的な情報伝達と共有が実現される契機が形成されたと考えられる。

最後は、海防政策に関する具体策が、十村らの協議によって作成された提案が基礎となっている点である。海防という問題は、現実的にその実施場面が地域社会である以上、政策立案と実行には地域行政で培われた十村の能力や機能が不可欠であったと考えられる。また、海防政策における人夫の出役では、藩の軍勢が到着するまでの実質的な防備が人夫

に委ねられており、十村層はその指揮を取らねばならない立場であった。この問題に対し、十村らは、「殊ニ風説ニハ、異国人火器ヲ以取詰候様子申ならし候得ハ、人歩集居候共、其所江着岸候ハ、土民驚恐、即時退散可仕義ニ奉存候」と人夫を集めても防御にはならず、村人も命令に納得せず承知しないだろうと延べ、自分たち十村も「御軍用勤方之儀ハ一向不奉存」者であるから、再度詮議の上指図を願っている<sup>230</sup>。このように、異国船来航に対し、まず最初に直接対応に当たらなければならぬ十村層の危機感は強く、このことは事件に関する情報を積極的に収集し、その対応を考える動機となったと考えられる。

以上、従来存在しなかった異国船来航という事態によって、地域政治と国内政治の共通課題として海防という問題が発生し、民衆の間に地域の問題から全国の問題へ関心を持つ政治意識が生まれた。特に加賀藩領では、十村層が全国的な政治情報を収集、共有し、問題解決のための提案を行う階層として成立する契機となったといえる。

## おわりに

以上、本章では、加賀藩領の地域社会における十村層を中心とした民衆の政治情報活動を、幕末維新时期から文化四年にさかのぼって分析し、領主権力による情報伝達・収集システムとの関係と、幕末維新时期へと続く変化の契機について検討した。以下、はじめに提示した論点に従って結論を整理する。

まず、本章で対象とした加賀藩領地域社会における民衆の政治情報活動は、地域行政職を務める十村やその下役のような存在を必須とする、近世の領主権力による在地支配構造と不可分の関係にあったことが明らかとなった。特に、十村層は、改作法によって兵農分離が貫徹した加賀藩の地域行政を在地において主導する立場であり、地域社会の情報環境において本来的に他の階層より優位性を持つ存在であった。このように、領主権力によって構築された情報伝達・収集システムの存在を所与の条件として、幕末維新时期の民衆による政治情報活動が活発化していったという事実は、この事象が持つ歴史的な意味の中に、中間支配機構となる民衆の存在を前提とする、幕藩制支配構造の特質を見出すことができる<sup>230</sup>。

一方、文化四年の異国船来航と海防問題を契機として、十村層が地域外の全国的な政治情報に関心を持ち、それらを収集、共有する階層として成立する。このことは、近世民衆にとって、共通の政治課題が発生し、それに関する情報や認識の共有が地域社会を越えて行われる動機が形成、実行されたことを示しており、「公論」形成の前提条件の萌芽が発生

した段階と捉えることができる。さらに、こうした情報共有の上で、海防問題に対する政策を、十村層が相談の上、提案したことは、「公論」の担い手としての十村層の可能性を窺わせるものである。

以上の結論を踏まえ、課題を述べたい。それは、情報の公開性の問題である。本章において明らかにしたように、文化四年および幕末維新期の政治情報は、藩の支配構造を通じて、身分階層を横断して共有されており、これは情報の階層差が部分的には解消されていたという点で評価できる。しかし、史料2・2・2・3でも示したように、文化四・五年の海防政策は、藩が幕府に内々で整備していた事情から「隠密之義」として扱われ、十村層までにその情報が限定されていた。こうした点は、他の民衆とは異なる藩の末端官僚としての十村層の性格を示しており、そこに強い階層性を見て取ることができる。以上のことから、十村層を中心とした政治情報活動を見る限りでは、近世後期の地域社会の民衆における政治情報の共有、公開は、極めて限定的であったことが理解される。

ただし、十村層による情報活動の中でも、こうした近世的な支配構造を通じた情報共有ではなく、船頭や売薬商人等からの書状という形で情報入手、共有していた点は注目される。特に、加賀藩領においては、日本海海運の存在が、その情報世界を構成する上で重要な要素であったことが推測される。彼らは支配層へ直接繋がらないネットワークを作り上げ、商業経営や生業の運営を目的として政治情報の収集に努めていたと考えられる<sup>50)</sup>。その情報網は、幕末維新期や文化四年の異国船情報収集の例からも分かるように、支配層も当てにするほどのものであり、彼らを自らの情報収集体制に組み込もうとしていた様子が窺える。今後は、こうした商業流通を担った民衆による政治情報活動の実態とその政治意識について明らかにしてみたい。

#### 【註】

<sup>1)</sup> 十村層という場合、十村に準ずる分役の新田裁許・山廻を含む。両役は主に十村の子弟から任命され、新田裁許は、新田開発の奨励や工事の監督、免相の決定などを、山廻は、七木伐採の監視など、山林管理に関する業務を務めた。両役とも村落社会の監視役である蔭聞役を多く兼帯したというが、その実態は不明である。

<sup>2)</sup> 宮地正人氏は、幕末維新期の民衆（豪農商層と在村知識人）の情報活動が、幕藩的権力構造に依存する必要性はなかったと指摘し、そこに近代の国民国家の萌芽を見ている（同「風

説留から見た幕末社会の特質、「公論」世界の端緒的成立」（『思想』八三、一九九三）。

また、民衆の情報環境については、岩橋清美氏が、十八世紀後半から十九世紀にかけて、民衆による地域社会の運営を通じた情報の蓄積、利用、公開が一般化し、音声や身体情報が相互に関連しながら、情報の平準化が進んでいくと指摘しているが、そこでも地域社会における民衆の主体性を重視する視点が中心である（同「近世後期における情報空間の変容」（同『近世日本の歴史意識と情報空間』名著出版二〇一〇））。

<sup>3</sup> 藤井讓治『江戸時代のお触れ』（山川出版社二〇一三）。

<sup>4</sup> 「触留にみる幕末期の政治的「情報」、郡山藩領近江国飛地を事例として」（『神女大史学』二六、二〇〇九）。

<sup>5</sup> 「触書」伝達と近世社会」（松原弘宣・水本邦彦『日本史における情報伝達』創風社出版二〇一三）。

<sup>6</sup> 籠橋俊光「水戸藩中間支配機構と「隠密」（同『近世藩領の地域社会と行政』清文堂出版二〇一三）他。

<sup>7</sup> 「近世後期の情報と政治・文化年間日露紛争を素材として」（『東京大学日本史学研究室紀要』四、二〇〇〇）。

<sup>8</sup> 本調査は、加賀藩領域の地域社会における情報史料の全体的な存在概要を把握するために実施したものである。調査対象は、越中・加賀・能登国の旧加賀藩領を対象とした武士身分を除く古文書で、二〇〇九年までに刊行・WEB公開された目録の表題から調査を実施した。史料選択の基準は、史料名に、「風説」や「〇〇一件（〇〇は全国的な政治・社会的事件名）」等と記載され、近世から明治四年前後までに作成された文書で、書籍や幕末から明治初期に刊行された官版・新聞、藩からの触・達留等の公文書類、日記・手紙等の形で記録されているものは原則として対象外とした。調査の結果、情報史料の現存は七百七十五点確認できた。分析は、身分階層、地域、年代について実施した。その分析結果については第三章も参照のこと。なお、本調査は、平成十九年度文部科学省大学院教育研究支援改革プログラム「プロジェクト研究を通じた自立的研究者養成」プログラムの平成二十一年度における成果の一つである。

<sup>9</sup> 保科斉彦「新川郡における十村制度の中絶・人事面からみた十村官僚化の進展」（『富山史壇』七七、一九八一）、若林喜三郎『加賀藩農政史の研究』上・下（吉川弘文館一九七〇、一九七二）。

<sup>10</sup> 「御扶持人十村等惣列名書」（杉本文書、富山県立図書館蔵（以下所蔵略））十二冊によれば、享和二年（一八〇二）の分役を含む十村層の人数が百七十八名であるのに対し、天保十四年（一八四三）から慶応三年（一八六七）の平均は二百七十六名となっている。

<sup>11</sup> 木越隆三「加賀藩十村の明治維新・藩の能吏から在野へ」（渡辺尚志『近代移行期の名望家と地域・国家』名著出版二〇〇六）。

<sup>12</sup> 註9前掲若林著書。

<sup>13</sup> 註11前掲木越論文。

<sup>14</sup> 竹松幸香「石黒信由の文化的相互交流」（『富山史壇』一二九、一九九九）、工藤航平「加賀藩十村の政治能力と蔵書文化」（『地方史研究』三六五、二〇一三）、同「近世地域社会における蔵書とはなにか・地域〈知〉の史料論的研究を指して」（『国文学研究資料館紀要 アーカイブズ研究篇』七、二〇一一）。

<sup>15</sup> 武部保人・新田二郎『幕末維新期の青春像・江戸・越中の文通より』（桂書房一九九八）。本書で見る十村は、江戸からの情報を収集するだけでなく、自ら得た情報（特に京都の政情や加賀藩の動向）を江戸に発信している。また得た情報をもとに議論している。さらに幕府の情報非公開を指摘する点が見られる。

<sup>16</sup> 杉木家の由緒及び役職については、特に断らない限り、飛見文繁『越中の十村』（一九五八）、安永五く明治二年「御扶持人十村等御礼人惣列名書」（杉本文書）、田川捷一『加能越近世史研究必携』（北國新聞社一九九五）による。

<sup>17</sup> 明治五年「区長等名儀御改称一件 祠官祠掌被命候一件」（杉本文書）。

<sup>18</sup> 註15前掲武部著書二〇二頁。

<sup>19</sup> 杉本文書。

<sup>20</sup> 各情報史料の作成者については表2・1註2を参照。

<sup>21</sup> 杉木弥五郎（有一）の安政六年以降の履歴は不明だが、明治二・三年の御一新に際して発給された、変革に関する新政府・藩の大量の触を留帳八冊にまとめており、当時の政治・社会の動向に関心を持っていた姿勢が窺える。

<sup>22</sup> 情報史料には朱筆で校正した箇所が複数存在し、「此条空説ナリ」と情報の真偽を糺している記述が見られることから、情報の正確性を重視する十村層の姿勢を見て取れる。

<sup>23</sup> 「開鎖和戦論」巻一（杉本文書）。

<sup>24</sup> 算用場の詳細については、金沢市史編さん委員会『金沢市史』通史編二（金沢市二〇〇

五)三五〇頁を参照。

<sup>25</sup> 羽咋郡平十村岡部忠憲(荻谷村七左衛門)は、安政三年九月十六日から十月三日まで十八日間金沢に出府し、約三分の二は算用場に出勤、それ以外の日も宿所で他の十村・手代・番代とともに職務を執行した(加能地域史研究会近世部会翻刻「岡部忠憲日記(安政三年九月〜十二月)」(『加能史料研究』一八、二〇〇六、五八〜六三頁)。また、能登口郡番代手伝能登屋甚三郎の日記からは、十村とその下役達が社寺参詣や酒宴等の行動を共にし、私的な交流もあった様子が見て取れる(長山直治・中野節子監修『梅田日記』ある庶民がみた幕末金沢)。能登印刷出版部二〇〇九)。

<sup>26</sup> 註25前掲長山・中野監修書一九頁。

<sup>27</sup> 飛脚による情報伝達と算用場等の役所における情報の共有については第一章を参照。

<sup>28</sup> 以下、十村を中心とした加賀藩の地域行政に関する事項は、特に断らない限り、改作奉行河合祐之が弘化四年に編纂した「河合録」(藩法研究会『藩法集6続金沢藩』創文社一九六六)による。

<sup>29</sup> 能登口郡番代手伝能登屋甚三郎の日記によれば、元治元年六月から慶応元年六月までの約一年間に金沢に出府した十村層の人々は三十九名確認でき、詰番以外にも多くの十村層が出府しているのが分かる。最も多いのは当時十村層の筆頭であった無組御扶持人十村の石崎市右衛門で、年七回、最長三十二日以上滞在している(註25前掲長山・中野監修書参照)。

<sup>30</sup> 岩佐家文書(石川県立歴史博物館蔵(以下所蔵略))。

<sup>31</sup> 役人廻村に関する文書数が多いのは、この年、伊能忠敬一行が海辺測量のため加賀藩領内沿岸を訪れたため、関連する触が多く発せられたことによる。また、前段の幕府諸役差出の文書は、主にこの一件についてのものである。

<sup>32</sup> 享和元年(一八〇一)九月「十村役・手代等の職務書上げ」(金沢市市史編さん委員会『金沢市史』資料編九(金沢市二〇〇一)一二四頁)。

<sup>33</sup> 註28前掲書一〇〇七頁。

<sup>34</sup> 加賀藩では大塩の関係者が能登国羽咋郡福浦村へ逃亡、自害したこともあって、その影響は大きく、事件に関する情報も領内各地へ広く伝播したことが長山直治氏によって明らかにされている(「加賀藩における大塩の乱の影響について」(『石川県立金沢錦丘高等学校紀要』一四、一九八六)。

<sup>35</sup> これらの史料群と筆写された文書の件数は以下の通りである。岩佐家文書（河北郡浜金津組裁許平十村、白尾村清兵衛）二十五件（石川県立歴史博物館蔵）、松長家文書（町算用聞、射水郡小杉新町開発屋与五郎）二十四件（複製は町立小杉図書館蔵）、後藤家文書（石川郡押野組裁許平十村、押野村安兵衛）十八件（石川県立歴史博物館蔵）、石黒家文書（肝煎のち新田才許・測量家、射水郡高木村藤右衛門信由）五件（射水市新湊博物館蔵）、榎原神社（新川郡滑川町）一件（滑川市立博物館蔵）。なお、文書の件数は重複分を除くと合計五十八件となる。以下、各史料の引用に際し所蔵機関は略す。

<sup>36</sup> 以下、（ ）内の算用数字は、いずれも表2・2の番号欄の数字に当たる。

<sup>37</sup> 「文化四丁卯仲夏夷蝦ヲロシヤ国松前等南津騒動記」（松長家文書）。宛名の岸田家は、近世前期に正院村から江差へ移住し廻船業等を経営した家で、出身地である正院村にも住居を置いて商売を行っていた（第四章参照）。差出の丸屋は文面から商売関係の人物と推測される。

<sup>38</sup> ①の十六件の書状の内、一件以外はすべて差出・宛名とも記録者本人以外または無記名であることから、現実的にはこうした書状が広く筆写され、情報の伝播、共有が行われていた事実が確認できる。

<sup>39</sup> 「松前表西蝦夷地江異国船浮着ニ付騒動聞書」（後藤家文書）。

<sup>40</sup> 松長家文書。

<sup>41</sup> 註37、六月朔日付松前（岸田）清左衛門より正院岸田三右衛門宛書状（「異国船漂着之義ニ付騒動一件写」（岩佐家文書）、木津村宇兵衛弟忠兵衛松前表にて承候風説覚書（「異国北海蝦夷地之方漂流仕候ニ付御触并御達書等之写」（同前））等はいずれもこれに当たる。

能登の海運業者と情報収集、伝達の関係については第四章参照。

<sup>42</sup> 註39前掲史料。

<sup>43</sup> 「異国船漂着之義ニ付騒動一件写」（岩佐家文書）。

<sup>44</sup> 幕府は、文化四年六月に、陸奥・出羽・越後浦々に海防準備を命じているが、加賀藩領には、表向き特に指図がなかった。また、幕府も諸藩に対し情報を秘匿している部分があった。しかし、加賀藩では、後述する危機感により海防の必要性を強く感じていたため、幕府に内々でその準備を進めていたのである。

<sup>45</sup> 当時の人々は「能州より松前等へは程不遠、商船毎年致往来候事に候へば、一行に御手当無御座事は相成間敷」という認識であった（「町家老方御留守中諸事覚書抄」（前田育徳



会『加賀藩史料』十一（清文堂出版一九七〇）六二一頁）。

<sup>51</sup> 倉田守「文化・文政期における加賀藩の海防政策」『北陸史学』五〇、二〇〇一）。

<sup>52</sup> 杉本文書。なお、この命令にもとづいて、河北郡白尾村清兵衛は、同年七月二日に松前  
の出稼ぎから石川郡大野村の船頭の船に乗って帰国した木津村忠兵衛から、松前を中心と  
した蝦夷地の様子について聞き書きし、加州郡奉行へ提出している（表2・2番号38）。

<sup>53</sup> 岩佐家文書。

<sup>54</sup> この心得方の内容は、前年六―七月に十村らの協議により提案された内容とほぼ同様で  
あるが、より詳細となっている。

<sup>55</sup> 岩佐家文書。

<sup>56</sup> 「嘉永二己酉年英吉利等之異国ヨリ軍艦指出候由ニ付諸国津々浦々ニ御手配方并御触等  
一件留」（杉本文書）。

<sup>57</sup> 文化四年「異国船見懸候節之心付に付差図願」（真館家文書、石川県立図書館蔵）。

<sup>58</sup> 序論で述べたように、宮地正人氏を始めとする先行研究では、変革期における民衆の政  
治情報活動の活性化という現象は、近代化の指標のひとつとして捉えられ、そこにこの事  
象の持つ歴史の意味が見出されている。しかし、本論で主題とする世論形成の歴史的過程  
について検証するならば、むしろ、当事象が生じたことになったその時代の社会特有の原  
理・本論の場合は、近世幕藩体制の支配構造の歴史的特質・との関連性を、十分に意識す  
る必要があるのではないだろうか。そして、その歴史的特質が、世論形成の歴史的過程の  
中でどのような意味を持つのかを考えることが、本研究を行う意義である。

<sup>59</sup> 日本海海運業に携わる人々の間で、相場等の経済情報が頻繁に交換される情報ネットワ  
ークが存在していたことは、高部淑子氏が明らかにしている（同「北前船の情報世界」（齋  
藤善之編『新しい近世史3市場と民間社会』新人物往来社一九九六）。また、こうした経済  
状況に関する情報収集と、政治情報活動との関係については、拙稿「幕末期北前船海運に  
おける庶民の日記・饒石文庫所蔵「日鑑誌」」、『石川県史だより』四五、二〇〇六）で  
事例紹介を行っている。第四章参照。

#### 「付記」

本章は、二〇一一年度第四一回明治維新史学会大会報告「近世後期から幕末期地域社会に  
おける政治情報の収集と共有―加賀藩十村層を中心に―」を基に執筆した。

### 第三章 政治情報の活用と地域社会

#### はじめに

本章の目的は、越中国高岡町を事例として、幕末維新期の地方都市における民衆の政治情報活動を分析し、その活動と意識や行動、地域社会との関係について考察するものである。分析にあたり、次の二つの視点を取り上げたい。一つは情報の共有、もう一つは共有の作用としての情報の活用という視点である。

宮地正人氏が提起した「公論」世界の端緒的成立については、近年の研究で「公論」が形成される手続きが重視され、その形成過程を検討する研究が進められている<sup>30</sup>。これらの成果から考えると、「公論」形成の必須条件である公開された討議という手続きの成立においては、まず討議する問題について共通認識が形成されていることが前提であり、そのためには問題に関する情報が共有されていることが必要である<sup>31</sup>。先行研究では、幕末維新期の社会においては民衆による政治情報活動の活性化という現象が全国的に確認でき、当該期の全国レベルの政治・社会問題について民衆が情報の共有を行い、問題の共通認識を形成していたことが指摘されているが、その共有の実態に関する実証は少ないのが現状である<sup>32</sup>。

このことを踏まえ、本章では、一つの地域社会を対象に、民衆による政治情報共有の実態について分析し、どのような人々が、どのような場や方法で情報を共有し、共通認識が形成されていく条件が整っていくのかという過程を具体的に検証する。その上で、このような政治情報の共有を通じて、人々がどのような意識や行動を形成し、それが地域社会にどのような影響を与えたのかについて、政治情報の活用という視点から検討したい<sup>33</sup>。

分析対象の地域として、加賀藩領の主要な都市の一つであった越中国射水郡高岡町を取り上げる。平成二十一年（二〇〇九）の調査<sup>34</sup>によれば、旧加賀藩領域の情報史料の現存数は、城下町・在郷町など近世において行政的に町とみなされていた地域が全体の半数以上を占め、町が政治情報の集積地となっていたことが確認できた。中でも、高岡町は、一つの地域としては最も史料の現存数が多く全体の約十五%を占め、政治情報の共有という現象の実態を分析する対象として適当であると判断した。また、階層別の現存数を見ると、全体では十村層に次いで町年寄等の町役人上層が多く、特に、高岡町では町年寄鷲塚屋八左衛門や町肝煎高原屋文九郎の情報史料がまとまって現存している。後者の高原屋は、第三節で延べるように、町肝煎としての役務を務めながら幕末期に政治活動を行ったという

人物で、政治情報活動と意識・行動、地域社会との関係を検討することが可能な対象である。

具体的に使用する史料は、高原屋文九郎が作成した「舩斎遺墨」<sup>9</sup>、同人宛書状<sup>10</sup>、同人弟で同じく町役人中条屋(川上)六郎右衛門宛書状<sup>11</sup>、鷲塚屋八左衛門が作成した風説留等の情報史料<sup>12</sup>、万延元年(一八六〇)三月に高岡町に來遊した漢学者広瀬旭莊の日記<sup>13</sup>、そして医師佐渡養順宛の蘭方医坪井信良からの書状<sup>14</sup>である。

これらの史料を基に、まず対象地域の特徴を踏まえた上で、その地域社会における政治情報共有の過程を具体的に検証し、特徴を明らかにする。そして、情報の収集、共有を通じて形成された意識や実行された行動を、主に地域社会との関係という視点から検討し、本事例が「公論」形成過程のどの段階に位置づけられるのか、考察したい。

### 一 高岡町の地域的特徴

まず、高岡町の地域的特徴について、先行研究に従って確認しておく<sup>15</sup>。高岡町の成立は、慶長十四年(一六〇九)二代加賀藩主前田利長が隠居城として高岡城を築城し、城下町を開いたことに始まる。城は同十九年の利長死去の後廢城となるが、町は、三代藩主利常によって利長廟と菩提寺瑞龍寺が造営され、利長ゆかりの地として位置付けられるとともに、商業の中心としての振興策が実施されている。

人口から町の規模を見ると、元禄三年(一六九〇)の戸数は二千七百四十戸で藩庁のある金沢に次いで多く、寛政二年(一七九〇)には三千二百十二戸で人数は一万四千三百十三人を数え、他の町奉行所在地の中で最も人口が多い町であった<sup>16</sup>。元和期の本町数は十町であったが次第に増加し、近世中期の町数は、本町三十五町、地子町十八町、百姓地に成立した三町、拝領地一町で惣町数五十七町を数えている。後期には本町周辺の村々で請地化が進むなど、都市として人口・町域ともに拡大していた様子が窺える。

加賀藩による支配構造を見ると、領内では所口・小松・宮腰・魚津・今石動・氷見・城端<sup>17</sup>と並んで町奉行が設置され、藩の直接的支配を受けた。町の行政は、武士身分である町奉行を頂点として行われていたが、近世中後期以降の町奉行の任期は平均四年で、特に一八五〇年以降の十九名は全て二年未満という短さであった。そのため実際の町政運営は、町人から選ばれた町役人を中心に行われていた。町役人の行政組織を見ると、慶応元年(一八六五)の場合<sup>18</sup>、一名の惣町年寄を筆頭に、同並一名、町年寄三名及び同並三名、町算用聞八名及び同並五名、木町算用聞一名、祠堂銀才許二名及び同並六名、町肝煎四名及び

同列十名の下に、横目肝煎、地子町肝煎、各町肝煎や商売関係の役が続く。同年の町役人の総数は九十七名で、幕末期はほぼ同数で推移している。また、町年寄・町算用聞・町肝煎の町方三役は、由緒ある家の町人から選ばれることが多かった。

商業および産業の面では、越中国西部（射水郡・砺波郡）の流通の中心で、近世初期から様々な商いが発達していたと言われている。安政期の商売を見ると、他国出売薬人が二百十五人と最も多く、次いで小売綿屋、木綿太物屋など織物関係の商売が続いている。ここに見られる綿商売は町の主要な産業で、寛文十二年（一六七二）に綿市場が設置されたのがその始まりと言われ、近世後期に隆盛した新川木綿の原料供給地として発達した。文政七年（一八二四）には、加賀・能登・越中三州の綿の独占的販売権が藩から公認されている。

また、北国街道の主要な宿駅の一つで、氷見・城端・井波など射水・砺波郡の在郷町や、千保川・小矢部川の舟運によって伏木湊などの外港を結ぶ陸運・水運の要所でもあった。このことは、経済活動や参勤交代等による人々の移動や交流、物流の中心地として、高岡町が発展する要因の一つとなった。しかし一方、宿駅としての機能を維持するため、宿馬・伝馬銀・江戸上下次飛脚などを負担しなければならず、こうした交通関係の諸経費は町の財政を圧迫した。寛政十一年の高岡町の町費総額の内、交通に関する経費は半分以上を占めていた。

以上の経済的な発展を背景として、高岡町では様々な文化活動が行われている。特に、近世後期以降になると漢詩が盛んとなり、幕末期に作成された高岡町の医師津島北溪著「高岡詩話」<sup>29</sup>によれば、当町には漢詩人大窪詩仏を始め多くの文人墨客が訪れて高岡町人達と交流し、帰国後も書状のやり取りを通じて漢詩の添削や書籍の紹介・出版・貸借・購入などの文化的交流が続けられた<sup>30</sup>。また、文政期には松映房社、天保期には鳳鳴社、弘化・嘉永期には娯分吟社という詩社が結成され、吟詩や批評、鑑賞等が行われていた。

こうした文化活動の中心的な担い手として、先述した町役人のほか医師の存在があったことが高岡町の特徴である。文化三年（一八〇六）、高岡町内に町年寄横町屋弥三右衛門の主導で書籍素読等を講じる私塾修三堂が開設されたが<sup>31</sup>、その経営方主付に医師津嶋玄俊・内藤貞繻がおり、主な金銭的援助をした者として医師長崎玄庭の名が挙げられている。これらの医師たちは、正徳期頃から「神農講」という組織を作り、症例研究と医学知識情報の交換、医師同士の交流を図るなど医療を中心とした主体的な活動を実施していた<sup>32</sup>。

天保十一年（一八四〇）十二月の時点で十四名の同講参加者を確認できる<sup>33</sup>。加賀藩領に

おけるこうした地域の医師たちは、化政期以降、医術修業を目的として江戸や京・大坂等の大都市へ遊学し、著名な蘭医学塾へ入門する者が数多く存在した。彼らは、医術を身につけるとともに国学など新しい分野の学問や文芸も習得し、全国の多くの学者や文人たちと交流して、帰郷後はそれらの学問や文化を地域にもたらす存在となっていた<sup>21)</sup>。これらの医師と町役人は、婚姻による縁戚関係を結んでいることが多く<sup>22)</sup>、行政、文化の中心となる階層の人々は重層的な関係を築いていた。

以上のように、近世の高岡町は、町人の自治性が高く、町役人という中間支配機構や医師を中心とする知識人たちが文化活動の中心的存在となっていた。また、経済活動を行う商人や参勤交代に従う武士たちが定期的に高岡町を通行するなど、周辺地域の交通の要衝として物流と人的交流の拠点という特徴も有していた。

## 二 政治情報の共有

本節では、幕末維新期の高岡町における政治情報共有の実態について、共有の方法、場や人々、共通認識形成の手続きに留意して分析する。

まずは、具体的な事件を例に政治情報が共有されていく過程を見ていく。取り上げるのは、万延元年（安政元年、一八六〇）三月の桜田門外の変に関する情報である<sup>23)</sup>。三月三日に江戸で発生した本事件の情報は、同日発の飛脚によって十二日に金沢の藩庁に伝達されたが、その報告より早く、同日朝六ツ半時頃飛脚が高岡を通過した時、飛脚自身の口頭によって同町役人達に伝えられていた<sup>24)</sup>。内容は、井伊直弼が三月三日の節句で登城する際、桜田門外で水戸浪人十七名の襲撃を受け殺害され、襲撃者の内四人がその場で自害し、残り十三人が老中脇坂安宅へ願書を訴え出たというもので、この情報は飛脚から聞き取られた後、馬問屋附小馬指を通じて町肝煎席へ報告、町役人の間で共有された。また、十二日付の江戸三度飛脚棟取による藩庁への報告書は、金沢の算用場を通じて、藩領内の村や町、十村や町役人など藩の中間支配機構の人々を中心に伝達、共有された。高岡町でも町年寄鷲塚屋および町肝煎高原屋によって、この飛脚報告書が筆写されている<sup>25)</sup>。ここで、同年三月に高岡に遊歴中であった漢学者広瀬旭荘の日記（以下、「旭荘日記」）から、本地域における情報共有の具体的状況を確認する。

(前略) 今朝琴岳(商人棚田屋甚六)来、江戸三次脚夫新聞紙曰、上巳大閣摺彦根侯退朝、至外桜田盜十余人賊之奪其首去、余曰是訛言也、既竹潭束亦及之、此而頗詳日、此件脚夫長二人以聞我金府、今夕琴岳復来、富山邸執四盜乃水戸壯士大関和七郎・森五郎九郎(六郎)・杉山弥市郎・松山(森山)繁之助、其等十七・八人而四人自首、於肥後曰、大閣摺不忠故為天下忠之畢、婦史被侯使其臣□吉田平之助報大監察久貝陰洲駒井城洲云云、余蓋疑其偽曰、是必無蓋客冬服討者余党所作以煽動人身也、万一有此言事国家不孝禍乱之起可魁足而待矣、(後略)

十五日

(前略) 未□琴岳父子来設酒席、既而長崎大健号洪齋(醫師)・上子元城号心齋(醫師)・服部脩徳号盡岐・青木伯陽昨日談作伯養・川上長左衛門号旭村昨日談其姓作朝日・鶴来屋為治郎号廣齋・原権九郎号口齋(絹屋)・朝山新蔵号文齋(町役人手崎屋)・高原屋紋九郎(町役人)・佐渡養順号徹齋(醫師)・津島玄逸号龍齋(醫師)・宮川元寿号旭口齋・土肥泰蔵(醫師)・高峰玄台(醫師)・鶴来屋喜三治(商人)及璋太郎・宗左衛門前後来会爛、言定(醫師、長崎)等勸余以病退臥別室、衆逮燭而散、召伯陽按服、今日諸客皆謂、東都新聞実説也、余未全信、

十六日

(前略) 紋九郎亦皆曰、東都辺蓋属実事、富山侯既發士若干金沢以有守西城之礼柵發三百騎、昨夜脚夫復過此地曰、彦根侯夫人閣老立野侯女聞辺殉節、彦根邸□御其急報伴過、東懷道者為□賊所要殺兩次彦根許農商亦帶刀蓋備戰鬪也、

(中略、十八日・二十一日に、口頭及び書簡により伝聞した水戸藩、安政の大獄に關する記述あり)

二十三日

(前略) 竹潭束至報東都及彦根新聞頗詳然、不可信者過半故不記、(中略) 紋九郎来見、其子方太郎示新聞紙中載彦根侯遭賊件、日時壳糕者在、側賊援候臂出轎曰、多年辛苦但為乞公頭耳、今日幸遂矣、而賊之一人貫之刀□走云、(後略)

(中略)

二十五日

(前略) (佐渡) 養順来乞字、且示坪井真龍(信良)柬中載彦根侯被戕状、頗詳細也、曰水戸人既殺彦根侯、官内之細川邸彦根人将責之、官恐熊本与彦根交兵、乃命分囚他邸彦根・水戸各備戰具水戸人凡十七名而四人奔不知処、

\* ( ) 内、傍線、句読点は筆者註。

日記によれば、三月十四日、高岡町の商人を通じて江戸三度飛脚による事件の情報が旭荘に伝えられている。当初、旭荘はこの情報を信用せず、昨冬幕府に処罰された一派（安政の大獄の処罰者）の扇動的行為であると推測している。しかし、翌日、旭荘を歓迎して開かれた酒宴では、参加者が皆この事件を真実であると話し、さらにその翌日も、旭荘の元を訪れた高原屋文九郎等が事件を事実であると述べている。一方、十五日夜に再び高岡を通過した飛脚からは追加の情報を聞き取り、以後も知人からの書状や口頭で事件の詳細を聞き、書き留めている。その中には信を置けない噂も多くあった。二十三日には、再び高原屋が息子とともに旭荘を訪問し、入手した「新聞紙」の事件に関する記述を見せている。二十五日には、医師佐渡養順が江戸にいる弟坪井信良からの書状を旭荘に示している。二十五日には、医師佐渡養順が江戸にいる弟坪井信良からの書状を旭荘に示している。

日記中に表れる高原屋文九郎の元には、三月十八日付で、知人小川幸三から、事件の情報と隣国の情勢を窺うため金沢を出立することを伝えた書状が届いている。小川からは、閏三月二日にも越前や京・大坂の見聞を記した「動静記」が届き、町年寄鷺塚屋がこれを筆写している<sup>29</sup>。

四月に入っても、三月に引き続き江戸の坪井信良が兄佐渡養順宛に「桜田騒動一件」後の経過について伝えている。また、同月、加賀藩主前田斉泰帰国の際、供の一員であった組足軽何某が、知人である町肝煎列手崎屋新造（日記中で十五日の酒宴に参加した朝山新蔵）に、富山藩へ預けられていた水戸浪士大関和七郎から直接聞いた話を伝え、それを鷺塚屋が筆写している。さらに、五月十六日には、高原屋文九郎宛に、江戸詰中の加賀藩年寄長連恭家臣三嶋続から、江戸における水戸藩の様子を伝える書状と彦根藩の遺領相続を認める老中仰渡の写が届けられ、これも鷺塚屋が筆写している<sup>30</sup>。

このように、桜田門外の変の情報は、支配層である藩庁よりも早く高岡の町に伝わり、共有された。その手段について見ると、まず第一に重要な役割を果たしたのは飛脚である。第一章で、近世後期以降の加賀藩の飛脚は、藩にとって世情や民衆の動向を把握する情報収集源としての役割を果たしていたこと、幕末期には村・町役人など中間支配機構の人々にとっても同様の機能を持っていたことを指摘したが<sup>31</sup>、本事件においても飛脚自身が度々情報発信者となり、同人を媒体として情報が伝達、共有されていく事実が確認できる。

次に挙げられる手段は書状である。宮地正人氏が明らかにしたように、高岡町の医師佐渡養順の元へは、弟の蘭方医坪井信良の書状によって、江戸を中心とした政治・社会の動

向が伝えられていた。また、鷲塚屋には、安政の大獄に関する京都の見聞を知らせる書状が茶道藪内流家元藪内家から差し出され<sup>35</sup>、高原屋宛の書状では、在京中の小川幸三や越後高田在住の漢学者東條琴台などから、京や江戸の政局に関する情報や諸藩主の動向、物価や世情の雰囲気などが伝えられている<sup>36</sup>。このように、書状は、遠隔地の情報を入手、共有するのに重要な媒体の一つであった。また、血縁者や親しい知人から差し出された書状は、事実を伝えるだけでなく、その出来事に対する差出人の解釈や感情、身の回りの状況を率直に示している点が特徴である。例えば文久元年（一八六一）十月十五日着の高原屋宛小川幸三書状では、江戸に向かう前の和宮の御幸の様子を伝えるとともに、降嫁による莫大な出費により幕府が疲弊し「疲弊将衰之国必自弊之古言可想可謂、幕廷無人」と当時の政治と支配層に対する自らの批判的な考えを述べている<sup>37</sup>。こうした書状による情報の特徴は、藩から情報収集源としての役割を求められ、かつ自身もそのことを認識していた、飛脚による事実報告を重視した情報とは性質が異なることを示している<sup>38</sup>。この他、高岡を訪れた者からの口頭での聞き取りや印刷物<sup>39</sup>も重要な情報共有手段であった。

そして、これらの飛脚による報告書や書状、口書など、様々な他者により作成・発給された文書が、貸借、筆写されることによって、さらに情報の共有が進められる。これが三番目の方法である。「旭荘日記」にも見られるように、当時、各人が入手した文書が、本人以外の復数の人々に回覧されるのは珍しくない状況であった<sup>40</sup>。こうして閲覧した文書を、先述したように鷲塚屋が「万延元庚申桜田一件」や「安政万延文久未申西雑記」等に、高原屋が「舩斎遺墨」に多数筆写し、まとめている。両者を比較すると、例えば桜田門外の变の場合、共通する文書が五点確認できる。同事件以外にも、江戸や横浜の様子、幕府や諸侯の動向を伝える坪井の書状が高原屋や鷲塚屋によって筆写されき、万延元年の遣米使節等を伝える高原屋宛の書状が鷲塚屋の写本に見られるなど<sup>41</sup>、文書の相互交換が行われていた。また、高原屋の写本には、越中国射水郡小杉新町商家の出身で当時昌平齋へ遊学中であった増田園三から、横浜鎖港や水戸浪士の挙兵を伝える砺波郡十村家宛の書状も筆写されている<sup>42</sup>。このように文書の相互交換、筆写という手段を通じて、政治情報が町内に限らず周辺地域へも及び、共有範囲が広がっていったことがわかる。

以上のように情報を共有する場や人々には、次のような特徴がある。

まず第一に、文化的交流の場と人間関係である。「旭荘日記」に見られるように、高岡町では、訪れた著名な学者や文人を迎えて酒宴や集会が度々行われ、その場に集まった人々によって政治情報が共有されていた。こうした会合への参加者は町役人や医師が多く、彼



らは第一節で見たように高岡町の文化活動の中心的存在で、居住する地域社会外の人々とも文化的な交流関係を形成していた。先行研究では、こうした文化活動や学問の場における公共性が指摘され、それが幕末期に政治的な機能を持つ空間に変化していく事実が明らかにされている<sup>55</sup>。高岡町の事例からは、この政治的公共性の前提条件である政治情報の共有が、地域社会の文化的営為の空間や人間関係において実現し、かつその主体が中間支配機構や知識人という階層であったことがわかる。

もう一つは、藩の役所や役務を通じた人間関係である。先述したように、飛脚の情報は、金沢の算用場や町会所等の役所において、奉行や十村、町役人など行政職を務める人々の間で共有されていた。また、交通の要所で重要な宿駅の一つであった高岡町の場合、御荷物宿や参勤交代等で往来する藩士達の休憩・宿泊所提供などの宿駅業務を務めることによつて、支配層である武士からの情報を入手することができた。例えば、前述したように、高原屋は年寄長家の家臣である三嶋続からの書状で度々情報を得ているが<sup>56</sup>、これは、高原屋が文政十年以来、数十度長家の江戸行き道中の宿泊所・休憩所を務め、三嶋がその際に宿割方改役を務めた縁によるものだと考えられる<sup>57</sup>。第一・二章でも見たように、藩政運営システムの中で役職や御用を務める人々にとつて、行政の場や役務を通じた人間関係は、政治情報を入手、共有できる重要な場、手段の一つであり、ここでは、本来は入手不可能な支配層レベルの情報を得ることも可能であった<sup>58</sup>。このような特徴からは、身分階層を横断する政治情報の共有が、支配層と被支配層の中間的存在を必須とする近世的な幕藩制支配構造の仕組みを利用して行われていた点を指摘できる。

最後に、共通認識形成の手続きについて見る。以上のような政治情報の共有の過程では、複数の情報を照合し、その真正性を検証し、対象に対する認識を形成していく。「旭荘日記」では、当初、事件を信用しなかった旭荘が、多くの情報に接する中で次第に事件に対する認識を変化させていく様子が窺える。また、鷲塚屋が筆写、編纂した「万延元庚申桜田一件」には、朱筆による多くの修正、加筆があり、「イ」と書かれた部分からは異本の存在も推測できる<sup>59</sup>。このように、複数の情報の共有、検証の段階を経て、情報を共有する人々の間で、出来事に対する共通認識が形成されていくという手続きが確認できる。

### 三 政治情報の活用・意識・行動の形成と地域社会

前節では、高岡町の行政・文化を担う中間支配機構や知識人の階層によつて政治情報が共有され、彼らの間で当時の政治・社会的事件について共通認識が形成されていく過程を

分析した。本節では、こうした政治情報活動と人々の意識や行動の形成、地域社会との関係について検討する。主な分析対象として町肝煎高原屋文九郎を取り上げる<sup>75)</sup>。

### 1 高原屋文九郎と政治情報

高原屋文九郎は、別名を逸見文九郎といい、文政八年に代々町役人を務める家に生まれた。家業は祖父の代から加賀藩の給人米の運搬・保管・販売等を行う蔵宿を営み、武家を相手に貸金も行っていた<sup>76)</sup>。天保十一年の米肝煎列を皮切りに、町肝煎や諸商売方主付など町政や産業に関わる役職を務めたが、特に宿駅業務に習熟しており、御荷物宿や高岡町を通過する重臣一行の宿泊所等を務め、外国奉行や勅使通行の際には御用主付に命じられている。明治初年の金沢藩でも駅通掛を務め、廃藩置県後は金沢県庁、七尾県庁に出仕し、明治八年（一八七五）に死去した。

こうした町役人としての活動の他に、詩作等の文化活動を通じて、広瀬旭莊など全国的に著名な学者や文人たちと交流関係を築いていた。また、従来研究によれば、幕末期の政治活動に関わり、頼三樹三郎や小川幸三等の尊攘派の人々と交流を持ち、資金援助や情報収集の面で協力したという<sup>77)</sup>。特に、村医の息子でありながら政治に関する意見を加賀藩に上申し、京都探索御内御用を務めた小川幸三<sup>78)</sup>とは親しく、子弟を小川に預け教育を委ねる間柄であった<sup>79)</sup>。元治元年（一八六四）八月の加賀藩における政変<sup>80)</sup>の際には「小川幸三懸合、御国事向論判仕候一件」<sup>81)</sup>を以て投獄され詮議を受けたが、特に落ち度や悪意が認められないとして釈放されている<sup>82)</sup>。

高原屋が記した「筋斎遺墨」には、幕末維新期の主要な出来事に関する文書が多数筆写、収録されている。内容を見ると、主な出来事として、安政五年の日米修好通商条約に始まり、安政の大獄、桜田門外の変、遣米・遣欧使節派遣、和宮降嫁、坂下門外の変、文久二年の幕政改革、生麦事件、薩英戦争、下関戦争、八月十八日の政変、天誅組の変、天狗党の乱、禁門の変、長州征伐、戊辰戦争等のほか、文久・元治年間の開港問題や攘夷、公武合体等をめぐる意見や政局、世情の動向等が挙げられる。筆写された文書の様式は、朝廷や幕府から発給された沙汰書や達、触、伺や願書など支配層レベルで交わされた文書から、書状、意見書、飛脚報告書、日記や記録、見聞や聞書、風説書、張文、風刺文の写など、世情の雰囲気伝える被支配層レベルの文書まで多岐にわたる。

これらの記録からは、高原屋が当時の全国の多くの中間層と同じく政治や社会の動向に強い関心を持ち<sup>83)</sup>、多様な情報を得ることで事実を詳しく、かつ正確に認識しようとしていた意識を見ることができる。特に、開港・貿易をめぐる問題では、攘夷派の意見や動向

に関する文書を書き留める一方、アメリカ南北戦争の状況など諸外国の動向を伝える洋学者手塚律蔵からの書状や佐野鼎など遣米使節団の見聞を伝える書状や日記も筆写している<sup>25)</sup>。前節でも指摘したが、当時の政治情報の受容、共有、認識過程においては、複数の多角的な情報の入手、比較・検証が行われており、高原屋もこうした手続きを経ることによって、事実に対する認識を深めていったと考えられる。

## 2 政治情報と意識・行動

前節で、政治情報の質について、飛脚が伝達した情報と知人からの書状によるものとの違いを指摘した。書状からは、単に事実だけでなく、その出来事に対する差出人の思考や感情を読み取ることができる。本項では、こうした書状による情報および思考等の伝達、共有と高原屋の意識・行動との関わりについて考察する。対象として、高原屋が藩に捕縛される原因となった小川幸三からの書状を取り上げる。次の史料3・2は万延元年に在京中の小川から送られた書状である。

史料3・2 七月十九日付逸見雅兄宛小川幸三書状<sup>26)</sup>

(前略) 然者御国米価踊躍、窮民窮苦之様子、誠ニ驚人申候、全ク姦民之致処と相見申候、定而御心配ト奉推察候、乍併当年者一昨年之如キ党民興起不仕候ト想像仕候、

一、京都表人情益不穩、米価壺升ニ付百七十文位、油壺升ニ付六百五十文ニ御座候、其他之諸色悉高価、金銀者輕薄次第ニ賤敷相成、唯奴僕之輩迄も上を怨ミ乱を唱ひ申候、晩唐・宋之衰勢可想事ニ御座候、今上皇帝御姉子伽(和)宮様と申奉るを、当將軍家江御簾中ニ御迎ひ度トノ計ひ、昨年彦根侯相巧ミ置候処、此度復々九条殿を賄賂を以取込、已ニ御納結ニ至ラントスル処、議奏徳大寺大納言殿禁中ニ於テ面折、廷争被遊候、右ニ付御婚姻之義ハ先御許容無御座、御止メニ相成申候由ニテ、人心漸安堵仕候、誠ニ前代未聞之僭踰、扼腕切齒仕候、

一、俗謡に、九条どの御目か覚たか伊井きみだ、

一、此頃九条殿・所司若州侯、禁裏参内之節者、数百人之兵卒を辻々江警衛として指出し、誠ニ可笑事ニ御座候、

一、西国諸侯方関東之命ニ応せざる趣、風説承り申候、  
(中略)

一、社倉等之策如何御座候や、勢不行ニ候や、

\* ( ) 内、傍線、句読点は筆者注。

ここで注目したいのは以下の二点である。一つは、本書状では、和宮降嫁をめぐる政局とともに、その策を進めた幕府と関白九条尚忠に対して小川の批判意識が示されている点である。この支配層及びその政治に対する批判意識は、他の書状でも度々見られ、自らの領主である加賀藩に対しても「西国諸侯之英氣可想、御国之形勢如何やら、ヤハリ依然たる因循ナランカ」<sup>25</sup>と西国諸藩主と比較して保守的なその態度に批判的であった。こうした率直な意識の表出は、支配者層に対する高原屋の認識にも影響を与え、同人が政治活動に関わる要因の一つとなったと推測される。

もう一点は、民衆の動向に対する情報と認識である。書状の中で、小川は、加賀藩領と京都の物価高について触れ、京都ではそのために身分の低い人々まで支配層に対する反感を募らせ世情不穏であることを告げ、加賀藩領では民衆が困窮している様子を聞き憂慮している。ここで、小川が想起した「一昨年之如キ党民興起」とは、安政五年に加賀藩領全域の町場を中心に約二十ヶ所で起こった米騒動で、支配者層に強い衝撃を与えた事件である<sup>26</sup>。高岡町でも七月十六日に難渋人八百人余が米価高騰に抗議して米屋や町役人など四十八軒の家を襲撃している<sup>27</sup>。この時、不在の町奉行に代わり、直接事態の対応にあたったのが、町肝煎高原屋を含む町役人達であった<sup>28</sup>。

書状からわかるように、小川は、当時の不安定な社会情勢は、物価高騰により民衆が困窮し、彼らが政治に対し不満を抱えていることに由来すると認識していた。その上で、当時の社会で解決すべき優先課題の一つとして、窮民の増加とその救済があると考えていた。万延元年十二月に同人が藩に上申した意見書で、強兵、人材育成・登用とともに蓄米の重要性を指摘し、文久二年九月の御郡所への意見書でも農村改革の一つとして蓄米を挙げたのは、こうした問題意識によるものである。これらの意見書の蓄米に関する記述の一部を左に抜粋する。

史料3・3 万延元年十二月 小川幸三建白書<sup>29</sup>

(前略)

- 一、近来於幕府五箇国御交易御免許被仰出候間、御府内近海江夷奴入港仕候以来、天下之人情不穩、其上諸品愈沸騰仕、万民弥困窮之体ニ相見請候、彼夷情を推密仕候
- 二、我 皇国之困窮より異変も相興り候を相待候体ニ被存候、左候得者彼夷奴何時急変を致掛け候哉も難相計候、(中略)

(三ヶ条省略)

一、孔子云、食を足し兵を給すと、又兵書ニ、石城湯地帯甲百万なり共粟なければ者守る事能わすと御座候而、米者人命之係る所ニ御座候間、万一非常之節者食なし而者民離散ニ及候者必然之事ニ御座候、是国体第一之急務ニ御座候、管子云う、国九年之畜「蓄」なければ者国其国ニあらずと、又昔夏尚之世ニも数年打続凶荒御座候得共、民困窮致さゝる義者全く畜米手当十分故と承及候、然者畜米甚重き事ニ御座候、(中略)

一、古より恤民遠慮之君者国之為ニ常平倉或社倉或義倉なとと申候而荒歳之予防ニ具ひ申候、此方者何れも皆民之物ニ而、民を救ひ候法ニ而、上ニ於而者缺損なき義ニ御座候、先熟豊之歳者兎角米穀を粗末ニ仕、無益之散食を仕、遊怠ニ淫し候、此時者上ニ而其直段を以て買収、凶歳飢饉之節者其直段を減して売出し、依而凶歳ニ者民餓之災無御座、又豊歳ニ者粒米狼戾之患も無御座候而、万民忘るゝ如くニ相成候由、承り候、是尤も急務と被存候、併シ姦夫之為ニ誤らるゝ事など御座候故、永制之御所置無御座候ハ而者相成不申候様奉存候、

(後略)

\* ( ) 内、傍線は筆者註。

史料 3・4 文久二年 小川幸三意見書<sup>61</sup>

(前略)

一、米ハ人命之係ル処ニ御座候而民ノ集散存亡モ皆此一物ニ御座候、(中略)其前之法ハ都而上ヨリ熟歳ハ価を貴シテ買上ゲ凶歳ニハ価ヲ賤シテ売出シ此ヲ常平倉ノ畜(蓄)米ト申候、元来百姓ハ愚昧之者ニテ熟歳ニハ兎角米穀ヲ粗末ニ仕、無益ノ散食ヲ為シ、或ハ畜米ノ米ヲ猫鷄ナドニモ飯トシテ与へ、扱凶歳ニハ唯上ノ救ヲ仰グ様相成、上ノ救不足之時ハ唯徒ニ上ヲ恨候様ノ者ニ候間、右常平倉ノ法ハ熟歳ニモ余リ下直ニ不成、凶歳ニハ餓飢ノ患無御座事ニテ、万一急変之時モ諸方之倉ニテ随分軍用米ニモ可相成事ニ候、併シ此モ上ノ權ニ而上ニ其意無ケレバ行レス事ニ候間、下ニテ此方(社倉)ヲ一村々々作セタキ者ニ御座候、嘗テ大阪ニ行ヒ候新法ヲ承リ候処、先一人五合ツツ食モノト仕、其レヲ朝一飯粥ヲ為致、日々一合ツツ為食余、是ヲ月々家内何人ニ何程ト申米ヲ役所へ差出シ、役所ヨリ此請取書ヲ取り置、其ヲ嵩候得バ、一年ニ何程二年ニ何程ト相嵩申候、是ヲ凶年ノ平日ノ自給方或ハ凶作ノ

上中下ヲ察シテ其上納致シタル者へ下ゲ遣シ、尤凶歳ニ不拘長病者又ハ死人等有之  
困究致候而御救願候者、其上中下ヲ計リテ下遣ト申法ニ御座候、此方ハ随分十村・  
村役人ガ世話致候而モ行ハレ可申ト奉存候、近来越中高岡ニモ此法ヲ組立候由ニ御  
座候、(後略)

\* ( ) 内、傍線、句読点は筆者註。

さて、以上の小川の蓄米に関する意見書もまた、書状によって高原屋に伝えられていた。  
万延元年の意見書上申の前月に当たる十一月十八日付の高原屋宛書状では「従来之宿志を  
相認、強兵・給食・育民之道十九ヶ条相認、近々の内当所(京都)賀州御家敷江上書仕心  
得ニ而、漸草稿此比出来仕候」<sup>30)</sup>と、窮民救済策を含む意見書(史料3・3)の草稿完成  
と上申の決意を告げ、次の便で草稿を送ると伝えている。

これに対し、高原屋は、史料3・2で小川に尋ねられたように、高岡町の蓄米の仕組み  
として「社倉等之策」を構想していた。翌文久元年四月、高原屋は社倉備米仕法の草案を  
作成する。それを踏まえ、翌五月、町肝煎から町会所に社倉設立の政策が正式に提案され  
た<sup>30)</sup>。

高岡町の社倉仕法案は、まず近年の米価高騰が貨幣価値の変動と商人による海防用米の  
買い占めという人為的な原因によるものだとし、その人情への影響と蓄米の必要性を訴え  
る。その上で、高岡町は金沢に次ぐ大都市で例年米不足が甚だしく、従来の対策では解決  
できない現状を述べ、貯法と施法の具体案を示し、社倉建立の許可を願っている。当社倉  
仕法案の一部分を左にあげる。

史料3・5 社倉備米仕法書上申帳

(前略)

一、米価之高下者年之豊凶ニ寄申候義ハ勿論ニ御座候得共、近年飢饉と申程之不熟ニ  
無御座共高貴ニ相成候義者、物価及金銀之品位ニ寄可申、乃至壹兩之小判三兩ニ至  
候様之義ハ時運ニ而可有御座候、加之外国交易御開以来諸国海防御手当米ニ相成候  
御様子之折柄、奸商共切手を買縮米相場引立候様之義御座候故歟、一時ニ米価沸騰  
仕候、是ハ世間一統之義無是非事ニ御座候得共、左様之時節老人ニ而も飢渴之者御  
座候而ハ、所方役人不詮議ニ而恐入候次第ニ御座候、殊ニ当時之人情ニ而ハ万一之  
時如何様之変出来申義も難計御座候ニ付、予而永制之御所置有御座度、当今第一之

御急務与奉存候、凡国ニ九年之蓄なきハ其国ニ非スと古語ニも御座候由承申候、仮令九年之蓄なき与も三年之社蓄倉米を以操々御手当ニ相成候得者譬凶年ニ至候而も俄ニ飢餓之患有御座間敷候、(中略、会津・備前等他藩及び小松町の社倉の伝聞を記す)右ハ国柄所柄ニ寄品替候得共、何連も皆民之物を以民を救候仕法ニ而、於御役所御失費之筋ハ曾而無御座候、(後略)

#### 貯法

一、小松社倉之儀者、文政戊午 御席江御達之上、同所靈泉屋敷与申所九百歩請地いたし社倉御建立相成候由、御当所(高岡)ハ前々より其類例無御座故、甚々難キ事之様ニ存申者も可有之候得共、右取集方付而者、御役所ニおいて御引足ニも及不申、町方ニおいても損失無之、自然与取立可申規則ニ御座候、先御当所人数大綱三万三千人計軒数五千軒計御座候得者、惣様僅毎日一飯之食を用人々心次第ニ米穀を余、一勺宛ニ而も儉約を守り天恩ニ報ン与存し是ニ供スル而已之策ニ御座候、乃至粥を以喰延玄米式合充軒別ニ除、五千軒之内身元別撰見込之者千軒当り、壹軒ニ付年中七斗二升惣様ニ割合、一日式石一ヶ月六拾石一ヶ年七百式拾石取集為納候ハ、三ヶ年目ニ者元米式百六拾石組立此粃八千六百四拾俵ニ相成申候、(後略)

\* ( ) 内、傍線、句読点は筆者註。

この高岡町の社倉仕法案と小川の意見書(史料3・3・3・4)を比較すると、次のような共通点がある(傍線部参照)。

まず第一に、社会情勢に対する認識である。両者とも、物価高騰の原因が人為的なものであると理解し、それによる民衆の困窮が「乱」や「変」に繋がることを懸念し、社倉設立が「第一之御急務」と認識していた。これは、両者とも根本的には、安政五年の米騒動を共通の体験としていたことに由来すると考えられるが<sup>28)</sup>、同時に、史料3・2にあるように、諸国の民衆の動向に関する情報を共有、認知することで、窮民の増加とその救済が広く全国的な社会問題となり、古代中国の例のように、現行の政治体制を揺るがすような政治問題にも結びつくという思考が形成、共有されたことにもよると考えられる。

第二に、社倉運営の基本方針として「何れも皆民之物を以民を救候仕法ニ而、於御役所御失費之筋ハ曾而無御座候」(高岡町)と、藩には一切負担をかけず、かつ一人ひとりの民衆自身が等分に米を負担して元米を貯えるという、自立的な社倉運営を考えていた点である<sup>29)</sup>。小川の場合、万延元年の意見書の時点では、この民衆による自立自営の策と、領主

が豊作年に米を買い入れ、凶作時に安価に売り出す「常平倉」策の両方を提案していたが、文久二年には後者の策を「上ノ権ニ而、上ニ其意無ケレバ行レス事」と否定し、住民の等分負担による方法を提案している。そして、それが実施されている例として高岡町を挙げている。このように、高原屋・小川双方とも窮民救済策である蓄米の仕組みとして、領主に依存せず民衆一人ひとりの協力と民衆自身による自立的な運営を基本とする方法を考え、提案した。その過程には、本項で見たように書状を通じた相互の意見交換（議論）があったと考えられる<sup>66）</sup>。

その後、文久元年中に高岡町の社倉案は藩から認められず、高原屋は、十月に社倉方主付を命じられ、責任者としてこの政策を実現していくことになる。

以上のように、高原屋は小川との書状のやり取りの中で政治情報の共有と意見交換を行っていた。この行為を通じて、両者の間で政治・社会情勢に関する共通認識が形成されるとともに、共通の問題意識が発生していく。この問題意識は、行為の主体である高原屋文九郎が、地域社会の行政を担う中間支配機構の一員であったことよって、高岡町の社倉設立という現実問題を解決するための政策立案、実現につながったといえる。

## おわりに

以上、本章では、高岡町を例に、民衆による政治情報共有過程の実態について分析し、その営為が人の意識形成や行動に作用し、地域社会に対する実際の政策提言となって現れた経緯を検証した。その結果、はじめに述べたように、「公論」形成の前提条件としての情報共有、書状による意見交換（議論）、共通認識の形成が、当該期の地域社会の文化的活動や行政の場において成立し、それが現実の地域社会に対する政策提案に展開するという段階に進んでいたことを確認できた。また、以上のことから、「公論」の担い手である公衆も、この当時形成されつつあったと考えることもできる<sup>67）</sup>。

この点について、今後の課題を含めて最後に言及したい。問題となるのは、右のような「公論」や公衆形成における公共性の質である。本章で検討した加賀藩領の場合、政治情報を相互に共有していた主な階層は、町役人や十村等の中間支配機構の人々であり、その情報活動の主要な場の一つは彼らが職務を務める藩の役所であった。また、高岡町の社倉仕法案では、領主権力に依存しない自立的な窮民救済策が提案されているが、この提案の実現も、その主体が町役人である中間支配機構であるからこそ可能であった。このように、領主権力による在地支配構造に組み込まれ、本来的に地域社会の行政を実施する立場であ



った階層の人々が、幕末期の公衆の中心的存在であったことは、当該期の地域社会における公共性が支配権力と不可分の性質を持っていたことを示している。

また、小川は、貧民救済を主張した意見書の中で「元来百姓ハ愚昧之者ニテ（中略）凶歳ニハ唯上ノ救ヲ仰グ様相成、上ノ救不足之時ハ唯徒ニ上ヲ恨候様ノ者ニ候」（史料3、4）という民衆観を示している。さらに、安政の米騒動では、打ちこわしの対象に鷺津屋等の町役人が多く含まれ、騒動の際の落書では同役人に対する非難が延べられている<sup>30</sup>。このように、幕末期に情報共有によって共通認識を形成し政策提案を行った公衆は、一般的に百姓や零細な下層民とは明らかに異なる意識を持つ階層であった。

以上のように、本章で明らかにした幕末維新期の政治情報活動の中心的階層は、現実の地域社会における役割・立場でも、意識の上でも一般民衆とは異なる存在であったといえる。近世地域社会における世論形成の問題を考えるには、本章で取り上げた階層以外の、社会の大部分を構成していた民衆と政治情報の関係について検討する必要がある。

#### 【註】

<sup>1</sup> 三谷博氏はある意見の正統性は議論や討議という手続きに依存するとし、日本における公論慣習の形成過程を検討している（同編『東アジアの公論形成』（東京大学出版会二〇〇四）序論・第一章）。序章参照。

<sup>2</sup> 序章および岡田直之『世論の政治社会学』（東京大学出版会二〇〇二）第一～三章参照。  
<sup>3</sup> 一つの地域における情報の共有については、幕末の京都全体が一つの情報空間として形成されていたと指摘した、高部淑子氏「人のうわさ」考・情報空間の展開」（瀧澤武雄編『論集中近世の史料と方法』東京堂出版一九九一）がある。また、岩田みゆき氏は、在地社会における複数の上層民の「風説留」の比較を行い、彼らの情報収集活動の共通点を見出している（同「幕末の対外情報と在地社会」「風説留」から見る」（明治維新史学会編『講座明治維新1世界史のなかの明治維新』有志舎二〇一〇）。

<sup>4</sup> 情報の活用については、幕末維新时期における豪農の政治情報活動を、その行動や思想との関係、地域社会の成り立ちや運営という視点から論じた、常松隆嗣「幕末維新时期における豪農の活動と情報・丹波の豪農園田家を中心に」（平川新・谷山正道編『近世地域紙フォラム三 地域社会とリーダーたち』（吉川弘文館、二〇〇六年）等の研究がある。

<sup>5</sup> 本調査についての詳細は、第二章註8参照。調査結果によれば、情報史料の現存状況は、

地域別では、村が三十三%に対し、行政的に町と見なされた地域（城下町・町奉行所在地・在郷町・町裁許支配地）が五十五%となり、身分階層別では、十村層が三十%、町年寄層二十四%、村役人層八%となっている。ここでいう町年寄層は、町方三役（町年寄・町算用聞・町肝煎）のことで、各町（ちょう）ごとに置かれる町頭等は含まれていない。

<sup>9</sup> 瑞龍寺蔵。舩斎は高原屋文九郎の号の一つ。全十二冊で、安政五年頃から明治四年までの全国・地域の政治・社会的出来事に関する文書を筆写、収録したもの。各冊の表紙は後世に付けられたと思われる、「舩斎遺墨 逸見氏」という表書きと「全部十二冊ノ内」という朱書きの記載がある。見開きには収録されている主な文書の目録がやはり朱書きで記されている。編集方針として、作成年代が近い文書を同じ冊に収録する傾向がある。なお本史料の存在は、飛見立郎氏のご教示を受けた。

<sup>10</sup> ①「東条琴台書牘」・②「小川忠篤大野木克敏書簡等」・③「小川幸三書状写等」（全て前田家編輯方写本。金沢市立玉川図書館近世史料館蔵）。④富山県高岡市役所『高岡史料』上（高岡市役所一九〇九）、⑤逸見文綱編『逸見舩斎伝』付録（一九二四）。年代の判明している書状は、万延元年から明治元年に至る。

<sup>8</sup> 註7前掲③史料。

<sup>6</sup> ①「安政万延文久未申酉雜記」、②「元治見聞雜記」など約六十七点（大橋家文書、高岡市立中央図書館蔵）。年代は、嘉永六年から明治元年頃が中心。以下、鷲塚屋（大橋家）に関する史料は、特に断りのない限り同家文書。なお、鷲塚屋（大橋家）については、第一章も参照のこと。

<sup>10</sup> 広瀬旭荘「重訂日間瑣事備忘後編」巻三一（廣瀬旭荘全集編集委員会『廣瀬旭荘全集』日記篇7（思文閣出版一九八六））。

<sup>11</sup> 宮地正人『幕末維新風雲通信・蘭医坪井信良家兄宛書翰集』（東京大学出版会一九七八）。

<sup>12</sup> 本項の高岡町に関する事項は、特に断りのない限り、富山県『富山県史』通史編Ⅲ・Ⅳ（富山県一九八二・一九八三）参照。

<sup>13</sup> 寛政二年の他の町奉行所在地の戸数・人口は、小松が千七百七十八戸八千七百二十一人で高岡に次いで多く、所口千六百八十戸六千七百十九人、宮腰千二百三十四戸五千八百八十四人、魚津千二百十二戸六千五百一人と続く（田川捷一『加越能近世史研究必携』北國新聞社一九九五、一九三―一九四頁）。

<sup>14</sup> 今石動以下は町裁許が支配している。

<sup>15</sup> 慶応元年五月「町役人諸役掛列役附帳」（「御米方等下裁許御歩中下代中並町附足軽中等御召抱年月附帳」高岡市立中央図書館蔵）。

<sup>16</sup> 篠島満訳『高岡市古書古文獻シリーズ第九集「高岡詩話」』（高岡市立中央図書館二〇〇五）。高岡の漢詩壇の沿革等について記したものである。

<sup>17</sup> 拙稿（横井美里）「勤王志士」逸見文九郎についての一考察・職務と交流」（『加能地域史』三九、二〇〇四）。

<sup>18</sup> 富山県『富山県史』史料編Ⅳ（富山県一九七八）一二二頁。なお、中心人物の横町屋弥三右衛門は、別名を富田徳風と言い、京都の儒学者皆川淇園の門人であった。修三堂の額字は淇園の手によるものである。また、開設の講義は経世家海保青陵が行った。

<sup>19</sup> 正橋剛二「越中高岡蘭方医の研究」（『国立歴史民俗博物館研究報告』一一六、二〇〇四）。

<sup>20</sup> 註16前掲参照。

<sup>21</sup> 池田仁子「加賀藩蘭学の受容と医者への動向」（『北陸史学』五五、二〇〇六）、拙稿「学問と教育」（七尾市史編さん専門委員会『新修七尾市史15通史編Ⅱ（近世）』（七尾市二〇一一）五六七～五七〇頁）。

<sup>22</sup> 例えば、後述する町肝煎高原屋文九郎の妻は医師山本道齋の妹で、妹は医師長崎言定の妻であり、幕末期に江戸の弟で蘭学者の坪井信良と時事についての書状のやりとりを行った医師佐渡養順の妻は祠堂銀裁許並横田屋吉左衛門の娘であった。

<sup>23</sup> 当該期の政治・社会的事件は、政治情報活動活性化の画期となった嘉永六年のペリー来航を始め数多く存在するが、今回は、異なる人物が作成した情報史料が多く現存し、情報の共有の状況をより具体的に捉えることのできる桜田門外の変を取り上げる。

<sup>24</sup> 「安政七庚申三月十二日晝六つ半時頃江戸三度飛脚徳兵衛より内密聞取書」（註9前掲

①史料、第一章史料1・5参照）。

<sup>25</sup> 鷺塚屋は「万延元庚申桜田一件」、高原屋は註6前掲史料十一。他に、この飛脚報告書の写は、算用場引替所調筆御用、越中国新川郡浦山村山廻役の文書中に確認できる。なお、算用場を介した飛脚情報の伝播、共有については第一章を参照。

<sup>26</sup> 註10前掲書五〇五～五一頁。なお、「旭荘日記」の存在については、宮地正人氏からご教示を受けた。

<sup>27</sup> この「新聞紙」は、今日でいう刊行された新聞ではなく、「新たに聞いた情報を書き留めた紙」というほどの意味だと思われる。

38 註7前掲②史料。

39 「動静記」写の文末に「右金城小川幸三上方遊歴、閏三月二日半原宿より来書中ニ有之」とある（註25前掲史料）。

40 註11前掲書一五五頁。なお、日記中で旭荘に見せたという書状は、本書では確認できなかった。

41 註25前掲史料。

42 書状写の末尾に「国君之大夫長九郎左衛門殿御家臣三嶋続ヨリ逸見文九郎へ来書簡写、但万延元季春長大夫江府詰ナリ」とある（註25前掲史料）。

43 第一章参照。

44 「安政五六燕庵来翰拔書」。菽内家の書状からの抜書をまとめたもの。鷲塚屋八左衛門は、京都の茶道藪内流家元から茶道を学び、高岡藪内流を開いたという（富山県『富山県史』通史編IV（富山県一九八三）八五八頁）。

45 註7前掲史料。

46 註7前掲②史料。

47 役目として情報を収集、発信した飛脚が伝える情報には、飛脚個人の感想や考えは反映されていない（第一章参照）。

48 元治元年「京都大火跡図」（大橋家文書）など。

49 小川幸三も、在京中の見聞や意見を記した「座右日記」又は「別日記」を高原屋等へ送り、回覧を依頼している（註7前掲①④史料等）。これらは、高原屋の「舩斎遺墨」には「小川筆記」として筆写されている。なお、杉本史子氏は、近世社会において非公式の豊かな書写世界が展開していた事実を指摘している（『異国・異域情報と日常世界』（荒野泰典・石井正敏・村井章介『日本の対外関係6近世的世界の成熟』吉川弘文館二〇一〇））。

50 「舩斎遺墨」には、坪井信良の書状七通が部分的に筆写されている。この内三通は、註11前掲史料には未掲載。

51 註25前掲史料。

52 「舩斎遺墨」五。増田園三（賛）は武部家の援助を得て江戸へ遊学し、明治初年に官吏となり、同六年には高岡に開智社を開いて雑誌「相益社談」を発行した人物である。書状の受取人である武部順之助は、十村光清村（武部）与一郎の次男で、当時井波町高瀬屋の養子となり岩倉姓を名乗っていた。明治以後は県会議員となる。増田と十村武部家の人々

との時事に関する往復書簡は、武部保人・新田二郎『幕末維新期の青春像・江戸・越中の文通より』(桂書房一九九八)にまとめられている。なお、「舩斎遺墨」に筆写された書状は、同書一八四・一八五、一九二～二〇一頁の記載に該当する。

㉔ 前田勉氏は「会読」の場における討議や議論が公共空間を形成し幕末期にはそこで政治論議が行われるようになったと指摘している(同『江戸後期の思想空間』第一・二章(ペリカン社二〇〇九))。また、杉仁氏は風雅交流が行われる地域を「風雅公共圏」と捉え、その対等性ないし超身分性を指摘し、それが幕末期に政治公共圏に転換する可能性について示唆している(同「在村文化にみる風雅交流と風雅公共圏・畔上高魯・栗庵似鳩・大野景山・大原幽学を中心に」(『書物・出版と社会変容』九、二〇一〇))。

㉕ 註25前掲史料には三嶋続から逸見(高原屋)文九郎宛の書状が三通、註6前掲「舩斎遺墨」十一には、儒学者大橋訥庵の捕縛一件を伝える「三月十六日三島氏より到来」書状の一部が筆写されている。

㉖ 「長大隈守様御通行ニ付御宮嶋屋御昼宿相勤候一卷留」(逸見家文書、高岡市立中央図書館蔵)、註17拙稿参照。

㉗ 長家家臣三嶋続は、高原屋宛の書状に井伊家処分を伝える老中仰渡の写を添付している。こうした朱書きによる修正は高原屋の「舩斎遺墨」でも確認できる。

㉘ 以下、高原屋の履歴や交流については、註17拙稿参照。

㉙ 慶応元年十一月「長家借金証文」(長家所蔵、穴水町立歴史民俗史料館寄託)によれば、年寄長家の勝手所が高原屋文九郎から五百両借用していることがわかる。

㉚ 註7前掲④・⑤史料。

㉛ 小川幸三(一八三七・一八六四)は石川郡鶴来村医師の子。十四歳から医術修業のため上京し、以後、ほとんどの期間を京都・江戸で過ごす。万延元年十二月藩政についての意見書を藩に提出。文久二年六月加賀藩京都屋敷より形勢聞合方を命じられる。同年八月に藩主上洛と公武周旋について意見を上申するが、翌月手鎖縮・組裁許預となる。同三年正月定番歩並に召し抱えられ、同年二～三月藩主上洛に伴い京都探索御内御用として上京、元治元年三～四月にも世子上洛に伴い同御用を務めるため上京している。同年七月世子慶寧の退京を止めるため上京の途中、越前で捕縛。十月「浪士等与相交、過激之説を以多ク同志を語らひ、終ニ御国難を醸シ、且国禁を犯シ海津へ罷越候義等、元来過激之説を唱候根元之者」であるとして刎首される。以上の履歴については、『小川幸三尽忠録』(加越能

維新勤王記念標保存会一九三六）等を参照。

⊗ 小川から高原屋宛の書状は、現在二十五通確認できる。それらの内容を見ると、高原屋の息子・方太郎の教育に関する記述が政治情報に次いで多い。方太郎は万延元年十二月頃から文久二年八月下旬頃まで京都に遊学し、小川の自宅に居住して素読等の教育を受けている。また、文久二年八月「小川一方口書」（註51前掲書）によれば、高原屋は小川の「門人」で万延元年三月頃には小川が高原屋で教授を行ったという。小川没後の慶応元年閏五月には義弟長崎言定とともに追善法要の会主を務め、同二年にも三回忌法要を営んでいる。

⊗ 加賀藩の世子慶寧の上洛、国事周旋が禁門の変によって挫折し、その側近や尊攘派の人々など関係者六十二名が処罰された事件。元治の変と呼ばれる。第五章参照。

⊗ 文政十二年正月「代々蒙役義候御戴紙等留」（逸見家文書、高岡市立中央図書館蔵）。

⊗ 投獄理由は、「小川幸三過激之論」と関わり「少數不応身分国事之論等もいたし」たことである。小川の論との関係については、「小川幸三過激之論抑へ」（「古今雜纂」（金沢市立玉川図書館近世史料館蔵））たのか、「拒」（「清水氏旧記」（註7前掲④史料））んだのか、「抱き」（註51前掲書）なのか、現存史料によって異なる。

⊗ 高原屋宛の書状からは、政治情報に対する差出人・受取人双方の欲求が見て取れる。小川は高原屋に「江戸ノ風説一向不承、御洩し奉待候」（註7前掲②史料）と江戸の情報を求め、逆に高原屋は小川に「京州之義（高原屋が）御尋被下、已ニ先便小子座右日記ヲ三嶋迄遣シ置、貴家江も可入貴覧様申置候、御一覽ト存候」（註7前掲③史料）と京都の情報を求めている。漢学者東条琴台も高原屋に京都の情報を求めており、こうした政治情報に対する強い欲求が、情報共有の動機となっている様子が窺える。

⊗ 手塚・佐野両名とも、一時加賀藩に召し抱えられていた。また、漢学者東条琴台から高原屋宛の書状には、「利瑪竇（宣教師マテオ・リッチ）著述」である「交友録」や、艾儒略（イタリア人イエズス会士アレーニ）による世界地理の書「職方外紀」などキリスト教や西洋に関する古典的書籍について高原屋から問合せがあったとも書かれており（元治元年十二月朔日）、また別の書状には「定て海聞、新聞、玉石雜誌、坤輿図識、地理全書、八荒要覽之類者御存知可被成候」（元治元年正月十一日）とあり、高原屋が海外の情勢や地理に関心を持ち、幅広い知識の受容にも努めていた姿勢が窺える（註7前掲①史料）。

⊗ 註7前掲②史料。

⊗ 文久二年四月二十六日発書状（註7前掲②史料）。なお、支配者層に対する批判意識は、

東条琴台からの書状にも度々見られる。

8 安政の米騒動については、第五章も参照。

9 「安政五年七月 高岡騒動一件」(『富山県史』史料編IV近世中(富山県一九七八)一〇八〇～九五)。この騒動では、前掲の町年寄鷲塚屋八左衛門も襲撃されている。また、小川の出身地である在郷町鶴来村でも打ちこわしが発生し、騒動の首謀者五名が所磔に処されている。

10 町役人達は、騒動前日の十五日には集まった群衆を説得し解散させ、十六日の騒動直後には具体的な金額を示した米価引き下げの触を発している。高原屋は十五日の深夜に高岡町奉行へ報告のため出府している(註61前掲史料)。

11 「小川幸三建白書」(『鶴来町史』歴史篇・近世・近代、(石川県石川郡鶴来町一九九七)五六二頁)。

12 註51前掲書一四三～一四五頁。

13 註7前掲②史料。

14 草案は註7前掲⑤史料一七～二五頁、上申書は「社会備米仕法書上申帳」(高岡市立中央図書館古文書を学ぶ会『高岡市史料集』三、高岡市立中央図書館一九九五)。草案と上申書の違いとして、上申書の方が具体的な数値や方法を示している点、尊敬の表現が増加している点、領主の「御仁政」「御恩沢」を強調している点が挙げられるが、基本方針には無い。

15 宮沢誠一氏は、小川の万延元年の意見書は、幕末期加賀藩の封建的危機の集中的表現である安政五年の米騒動に対する尊攘派・小川幸三の主体的対応であるとし、高原屋文九郎の社会案もまたこの事件を直接的契機としていたとみる(同「加賀藩尊攘派と安政の米騒動―「草莽」の行動の分析を通じて―」(鹿野政直・高木俊輔『維新変革の在村的諸潮流』三一書房一九七二)。

16 高岡町の社会仕法案は、文政期頃に小松町で実施された社会の法に倣っていることが史料3・5に明記されている。但し、小松の社会策では、基本的に身元の良い町人の有志が提供した米で蓄米が行われていたのに対し、高岡町では一軒一軒が均等に負担する案が提示されているのが大きな違いである(「社会之法」(高岡市立中央図書館古文書を学ぶ会『高岡市史料集』三、高岡市立中央図書館一九九五)。

17 この他の共通点として、両文書の中では共通する古語の引用、文言の使用が見られる。

例えば、蓄米について「国ニ九年之蓄なきハ其の国ニ非スと古語ニも御座候」（高岡町）、  
「管子云う、国九年之蓄なければ者国其国ニあらずと」（小川）等。

○同年十一月十二日付の高原屋の弟中条屋六郎右衛門宛小川書状では「御地社倉興造ノ御  
聞濟ニ相成候趣、方舟兄（高原屋文九郎）より被申越、大慶至極ニ奉存候」（註7前掲③史  
料）と喜びを伝えている。

○政治学の公衆ライフサイクル説では、特定の争点をめぐる公衆形成の段階について、（1）  
問題認知の局面、（2）提案の局面、（3）政策決定の局面、（4）施策の局面、（5）政策  
評価の局面があると述べている。こうした概念論をそのまま幕末維新期の社会に適用する  
ことには注意を要するが、本章で見たように、高原屋や小川等の中間支配機構や地方知識  
人たちが、地域社会の窮民救済という問題を認知し、問題解決のための方法を模索し、そ  
の提案について比較、議論を行っている事実を鑑みれば、公衆形成の第二段階、公衆の成  
立期に当たると捉えることもできる（註2前掲岡田著書）。

○ここでは「高岡たらやくにん（「たら」は「だら」で愚か者、ばかを意味する加越能の  
方言）」という表現が見られる（註61前掲史料）。

#### 〔付記〕

本章は、二〇〇八年度第六七回民衆思想研究会金沢大会報告「幕末期地方知識人と政治情  
報―越中国高岡町の事例―」及び、二〇〇九年度日本史研究会近世史部会報告「幕末期地  
方都市における政治情報―越中国高岡町の事例―」を基に執筆した。



#### 第四章 民衆の生業と政治情報活動

##### はじめに

本章は、加賀藩領の能登国正院村館家を事例として、幕末維新期の地域社会における民衆の政治情報活動について分析し、その階層性、多様性について地域の特徴を踏まえて考察するものである。

民衆による政治情報活動の中心となる階層が中間層であったことは、先行研究や本論前章でも明らかにしてきたところである。

しかし、こうした中間層以外の民衆による政治情報活動や民衆内部の情報活動の階層差については、情報史研究の先駆者である今田洋三氏や大藤修氏によって、享保期から幕末期にかけて豪農商層と小前層のコミュニケーションが共有から分裂へ変質したと指摘されたにも関わらず<sup>1)</sup>、以後実態の解明は進んでいない。また、高部淑子氏は、一九九四年の歴史学研究会大会報告において、豪農商層以外の民衆の政治情報活動として、武家奉公人や手代・船頭の例を挙げているが、彼らを主体とした具体的な情報活動までには言及していない<sup>2)</sup>。

以上の研究史を踏まえ、本章では、地域社会における中間層以外の民衆による政治情報活動の実態を分析する。分析に際しては、情報活動を行った民衆の生業と役職に注目し、その特徴と政治情報活動との関係について考察する。

従来の研究では、中間層が政治情報活動を行った目的の一つに、自らの家業経営とそれを成立させている地域社会の安定が挙げられている<sup>3)</sup>。この家業を民衆が生き抜くための生業と捉えれば<sup>4)</sup>、生業の成立は情報活動を行う民衆意識との関係が問われる重要な要素となる。特に、村落共同体を構成する主要な階層である小百姓の経営は、農業とそれ以外の諸稼ぎによって成り立たせるのが一般的で、十八世紀以降には多様な諸稼ぎが存在し、こうした諸稼ぎを通じて、小百姓の知識や能力、交流などの力量が拡大したことが指摘されている<sup>5)</sup>。従って、むしろ中間層以外の階層の民衆においてこそ、生業との関係が政治情報活動の意味を考える上で重要な視点となると考えられる。

役職については、多くの先行研究で、政治情報活動を可能にした前提条件の一つに支配層との関係が指摘されているにも関わらず、経済・文化的関係によるネットワークに比べると評価が低いように思われる<sup>6)</sup>。近年の地域社会論では、領主権力との関係を意識して、地域行政の情報収集システムにおける中間支配機構の機能を析出した成果が生み出されて

おり、こうした近世地域社会の在地支配構造の在り方と民衆による政治情報活動との関連についても再考する必要がある。

また、生業や役職は、それが成り立つ地域の地理的特徴や支配領域の違い、経済的位置付けなど地域的な特徴とも関連が深いと考えられることから、本稿では、こうした地域性と民衆の政治情報活動の活性化との関係にも留意したい。

## 一 地域と家の特徴

### 1 正院村

館家が居住する正院村は、能登半島の先端にある能登国珠洲郡に属し、内浦海岸沿いに位置する村である。村内を飯川と金川という二つの川が流れ、能登の幹線道路である内浦街道が通過している。古代には、珠洲郡の郡衙の所在地とも推測され、中世には飯川河口に正院湊があり、珠洲郡の政治的・経済的中心地のひとつであった。

近世は加賀藩領で、能州郡奉行の支配下であり、十村組の行政区分では正院組に属していた。寛文十年（一六七〇）村御印によれば、草高七百五十七石、免六ツとなっている<sup>15</sup>。この段階における加賀藩領の法制的な町は、町奉行・町裁許支配地である金沢など九町と村御印で郡奉行支配の町として明記された二十四町で、正院村はその中に入っていない<sup>16</sup>。ただし、元禄三年（一六九〇）の家数調べでは「町方・宿方」として挙げられており<sup>17</sup>、比較的早い時期から町に準じる扱いを受けていたことがわかる<sup>18</sup>。同年の家数は二百十三軒で、珠洲郡では蛸島村と並んで最も多かった。弘化三年（一八四六）段階でも、正院村は「宿立」の村として記載され<sup>19</sup>、安政五年（一八五八）の家数は二百六十七軒、人数千六十八人と増加しており<sup>20</sup>、都市化が進んでいたことが推測される。こうした町場的な性格から、幕末期には治安が悪化し、博徒の横行、盗難等の諸事件が起きている<sup>16</sup>。

村内の持高による階層構成の変化を見ると、享保九年（一七二四）から元文三年（一七三八）には、村内百姓の半数以上に土地移動があり、四〜十五石の高を持つ百姓が一石未満の小百姓に没落し、百姓全体のわずか約五%にあたる大高持層が村高の約四十%を所有するという階層分解が起こっていた<sup>21</sup>。天保五年（一八三四）には、草高十石以上が約五%、五石以上十石未満が約六%、一石以上五石未満が約十九%、一石未満が約三十四%、無高が約三十五%となっており、約七割が一石未満の小百姓か無高の家となっていた。これについて、石田文一氏は、村内に草高を保有しない百姓や、逆に草高を保有する頭振の存在が見られることを確認して、正院村では草高の有無が百姓・頭振を区別する指標とはなっ

ていないと推測し、その上で村在住の多くの百姓・頭振が農業以外の諸稼ぎを主たる生業としていた可能性を示唆している<sup>20</sup>。また、泉雅博氏は、奥能登（珠洲・鳳至郡）を中心に加賀藩領の頭振の存在形態について分析し、頭振の集住地が都市的な発展を遂げていた海村であることを指摘して、その発展を担った頭振が廻船・商工業など多様な生業を営んでいたことを明らかにしている<sup>21</sup>。

寛文十年の村御印では、正院村の小物成として、山役三百九十三匁、外海船權役六十三匁、猟船權役八十匁、網役二百五十七匁六分が挙げられ、農業のほか海運業、漁業が主な生業であったことがわかる。十八世紀末頃には特産品である正院素麵の製造が始まり、松前・江差から酒田・佐渡・越後・越前・若狭・丹後・但馬にいたる日本海沿岸に移出されていたことが約二百十通の素麵津出願から窺える<sup>22</sup>。正院村は、こうした物資を輸送する廻船が往来し、船宿や船問屋、質商売、酒造業、批米小売商売、菓種業などの多様な生業が営まれ、日本海海運の発展を支えた湊町としての経済活動が行われていた<sup>23</sup>。また、後述するように、こうした廻船に便乗して蝦夷地への移住者や出稼ぎ人が多く見られたことから、同村において経済活動を介した人の移動が盛んであった様子が窺える。

近世後期以降には藩の役所が設置された。天保十年に能登の山林行政を掌る山方奉行所が、同十五年以降には正院組の行政が行われる御用所が移転、設置されている。また、嘉永期には、金川下流左岸に台場が築かれ、安政元年には正院在住として海防警備のための藩士の任命、派遣が決定し、文久二年（一八六二）以降常住するようになった。同三年以降には銃卒稽古所が設置されるなど、幕末期の正院村は藩の海防政策上重要な位置を占めるようになる<sup>24</sup>。

ここで、本章で検討する政治情報の伝達に関わる通信状況について確認しておく。加賀藩領の藩から村々への公的情報は、触や達などの御用状によって奉行から十村、村役人を通じて伝達され、能登奥郡と藩庁がある金沢間の御用状の輸送は、郡所の月並飛脚に委託されていた。ところが、安政元年の正院在任任命を期に通信の需要が増大すると、正院と宇出津、金沢を結び、御用状や一貫目以下の荷物の定期輸送を担う三七飛脚が新設される<sup>25</sup>。また、嘉永期以降、実際に能登沖でも度々異国船が発見されるようになると、異国船発見時の注進方法が強化された。珠洲郡狼煙村の村役人が記録した「御触等之写」の安政元年の触では、海上に異国船を発見した場合、発見者から村役人へ、村役人から金沢、能州郡奉行の出張所、組才許十村の三ヶ所へ同時に「早道之者」（飛脚）を派遣し「片時も早く御城下（金沢）江着仕候」よう命じられていた<sup>26</sup>。翌年以降は、正院村を含む奥郡浦方九十

六ヶ村に対し一ヶ村三枚ずつ飛脚札が配布され、異国船発見の情報伝達が速やかに実施されるよう具体的な方法が指示されていた<sup>25</sup>。このように幕末期には、藩の海防政策の強化に伴い奥能登と金沢間で通信の需要が増大し、通信体制の整備が進められていた。

以上のことから、正院村は、近世初期から町としての性格を持ち、特に後期以降は日本海海運の発展と関わり、地域の経済拠点の一つとして様々な生業が成立していた。さらに、幕末期になると、藩の海防政策の推進によって、地域の行政や軍事、通信の要所としての位置も併せ持つようになっていたことがわかる。

## 2 舘家

舘家は、屋号を加賀屋といい、代々与次助を名乗った家である。十七世紀中頃には家の成立をみていたようだが<sup>26</sup>、当主の名が判明するのは近世後期以降である。表4・1は、歴代当主のうち名前が判明した最初の人物を仮に初代とし、以下五代まで史料で確認できた履歴をまとめたものである。表中の二代から五代までは親子関係（三代は養子）で、代が空欄の栄左衛門は四代与次助の息子で五代孝平の兄にあたる。以下、この表を参考に舘家の特徴を見ていく。

まず村内における政治的位置を確認する。近世後期における正院村の村役人の構成は、肝煎一名、組合頭四名が基本と見られるが<sup>27</sup>、舘家では、三代与次助が天保十五年より嘉永六年まで組合頭を務めている。また、四代与次助は、同年に十村の下役である手代となっている。舘家歴代の内、彼ら以外に村役人あるいは藩の地域行政に関わる役職を務めた事実は確認できない。

次に、家業は菓種業を営んでいたが始期は不明である。同家文書中に、文久三年七月に「加賀屋志賀」によって記録された「菓種之名字」という菓名の書き上げがあり<sup>28</sup>、慶応頃に医師桜井甚蔵へ菓を販売した記録や<sup>29</sup>、四代与次助が、兄栄左衛門は医業を、弟孝平に菓店の経営を望んでいる記述があることから<sup>30</sup>、幕末期には営業していたことが推定できる。この他、「能州蛸島加賀屋製」<sup>31</sup>と印文がある極上素麺の請合印が残っていることから、特産品である素麺製造・販売にも関わっていたことが推測される。

家の経営状況についても詳細は判然としないが、天保五年時点では持高二石一斗三升九合の百姓として村内の持高構成の上位三割に入っていた<sup>32</sup>。ただし、前項で見たように、正院村では多様な生業が成立しており、持高の多寡が実際の家の経済状況と比例するかどうかは一考を要する<sup>33</sup>。また、文久二年には、四代与次助が「性得病身ニ而自然商売躰も不如意ニ相成」ったため借財が嵩み、同村の「金銀融通人」佐左衛門等に対し、合計約百

三十五両の借財を抱えていた。この返済のため家・蔵・諸道具など居屋敷半分を売り払い、ようやく小口三十五両分の借財を解消するような状態であった<sup>34</sup>。ここから、当時の同家の経営状況の一端を窺えるであろう。

最後に、同家の教養について見る。医術修業中の栄左衛門が父に「唐詩撰」の送付を依頼していることや<sup>35</sup>、明治以降ではあるが「館篤翁」「館与次助」等と記された和歌が十数点見られることから、漢詩や和歌に親しむ文化的な素養があったようである。また、「加賀屋」「加賀屋太作」「加賀屋与次助」と記された手習い本が数点残り、栄左衛門が医術修業のため遊学していることを考えると、商家としての基本的な教育に加え、家業に関わる専門知識や技術の向上を目指す積極的な志向が窺える。さらに、慶応三年の村内神明宮の再興には催主として中心的な役割を果たしていた<sup>36</sup>。

このように館家は、十村層のように地域行政の主体的存在ではなかったが、近世後期には村の組合頭や地域行政に関わる役職を務めた家であった。家業は薬種業を主に経営しており、持高構成では村内で中の上程度の階層であったが、必ずしも経済状態が良好とはいえなかった。また、家業と関連して子弟の教育には積極的であった。

## 二 館家による政治情報活動

館家文書には、近世後期から幕末維新期の情報史料が十八点確認できる<sup>37</sup>。その形態を見ると、十一点が写本で、五点が書状、刷物が二点となっている。最も数が多い写本は、書面によって伝播した情報を記録者が収集、筆写したもので、冊子状と一枚状のものがある。この内、冊子状の写本は、記録者が収集した情報のある特定の事件や年代ごとにまとめており、整理、集約という情報処理の過程を経ていることから、記録者の情報に対する考え方、収集された情報の傾向を窺うことができる。一方、書状は、伝えられる情報は断片的だが、差出人によって直接見聞した情報が記録されているため、情報発信・伝達・受容の具体的な様相を知ることができる。以下、本節では、写本・書状という形態別に、館家による政治情報活動の実態と情報の内容・質について検討する。

### 1 写本に見る政治情報

表4-2は、館家に現存する十八点の情報史料に筆写、記録された全七十一件の政治情報について、年代順、政治的出来事別にまとめたものである<sup>38</sup>。その内容を見ると、年代は、天保八年から明治二年（一八六九）にわたり、大塩平八郎の乱、ペリー来航、安政の大獄、桜田門外の変、禁門の変、王政復古・御一新、戊辰戦争など、当時の主要な政治的

事件に関する情報が記録されている。これは、全国の間層が収集した政治情報の内容と重なる傾向で、館家の人々も共通の関心を持っていたことがわかる。最も件数が多い出来事は、嘉永五年から同七年にアメリカ使節ペリーが日本に来航した一件で、次に同六年のロシア使節プチャーチン来航と安政の大獄に関する情報が同数で続く。さらに、桜田門外の変、王政復古・御一新、戊辰戦争と国政に関する出来事が肩を並べる。これらの件数が多い情報は、ほとんどが写本に収録されている<sup>30)</sup>。本項では、まずこれらの写本に記録された情報を政治的出来事別に分析し、情報の内容と質について考察する。

(A) 嘉永六年前後の外国使節の来航

これらの情報は、一件を除き①「嘉永七年三月 亜墨喇翰船渡来一条之写 館利兵衛」<sup>40)</sup>、②「嘉永七年寅三月 合衆国伯理爾天徳書翰和解 館」<sup>41)</sup>と表書きのある冊子状の写本に筆写されている。①には、アメリカ・ロシア両国使節来航の他、当時清で起きていた太平天国の乱、西国諸藩による海岸防備状況など、二十一件の嘉永五・六年の外交、海外情報がまとめられている。②は、ペリー来航に関する情報五件を記録したもので、表書きが示すように、アメリカ合衆国大統領親書の一部、ペリー提督信任状と同上書・口上書という嘉永六年六月に浦賀でアメリカから幕府に提出された外交文書の訳文を中心に収録している。

②のアメリカ大統領親書は、最初の一部分のみが記載され、最後に「右此末書別写ニ有之、爰ニ記サズ」と注記があり、親書の全文が①に記載されていることから、この「別写」が①を指していると理解される。この親書以外に①と②に重複している文書は見られず、表書きの年月が同じであることから、①・②は同じタイミングで外交関係の情報を整理するために作成されたと推測できる。作成者は、①の表書きと作成過程、筆跡から、両冊とも四代与次助であると推定する。

表4・2によれば、アメリカ・ロシア両使節来航という情報は、大統領親書をはじめ、それに対する意見を求めた老中阿部正弘による申渡(幕府申渡)など、幕府や藩という支配層レベルで交わされた外交文書を中心に伝達されていたことがわかる。これは、本来、四代与次助のような地方の百姓では知り得ない高度な情報であった。例えば、当時、越中国新川郡上条組十村を務めていた杉木弥五郎(有一)は、嘉永六年八月付「亜墨利加共和政治国王書翰之写」<sup>42)</sup>に漢文で書かれたアメリカ合衆国大統領親書を筆写しているが、その注記に「右西洋流軍学佐久間修理塾生ヨリ写越候由ニテ、窃ニ之ヲ得タリ、御上江ハ御封物ニテ到来、極秘之由、佐久間ハ真田信濃守様藩中ニ而、真田公先年御老中海防御懸

り之節海防策上書セシ人也、(中略)嘉永六壬子八月下浣登府之時樗平氏ヨリ請写者也」と記し、親書が幕府の極秘文書であり、それが前老中兼海防掛の松代藩主真田幸貫の家臣で兵学者の佐久間修理の弟子を通じて筆写され、さらにそれを杉木が金沢に出席した時に樗平氏という人物に頼んで筆写したものであると述べている。このように十村層にとっても、外交関係の文書の写は入手の難しい情報であったことがわかる。

では、四代与次助はこうした情報をどのように入手したのであるうか。写本には伝達者どころか差出人でさえ明記されていない場合が多く、入手・伝達ルートは極めて難しい。数少ない記述として、一部の筆写文書に「右紙面通事訳石橋助左衛門より借請写取候事」や「右式通長崎医師植田氏より借受写取候事」という注記があるが、四代与次助が、幕府通詞や長崎居住の医師と直接関係があったと推定できる史料は確認できず、前述の十村の場合と同様、両者の間に特定不明な伝達者が存在したと考えられる。この伝達者については、通詞や医師という存在から菓種業という館家の家業との関連が想像される。

このように、入手ルートは不明だが、当時極めて質が高く、本来支配層に限定されるべき外交情報を、被支配層である四代与次助は出来事が発生した少なくとも半年後には入手し、整理、集約が可能であったことがわかる。

#### (B) 安政の大獄と桜田門外の変

この出来事に関する情報は、冊子状の写本①万延元年「井伊掃部頭様等見聞写」<sup>43</sup>に七件、同②「井伊掃部殿大悪写」<sup>44</sup>に三件、一枚状の③「炎上・御継跡等に付御用達金進上之義御達」(「浅草観音院にて唐人切殺等江戸様子書付」<sup>45</sup>に二件、その他同じく一枚状の写本に一件が記録されている。その内、③に筆写された岡部伝蔵・千田小市右衛門宛大森磐達状は①にも収録されており<sup>46</sup>、個別に収集した情報を後に集約、編集する情報史料の作成経過が窺える。作成者については、②は裏表紙に「館能太作写之」という明記されていることから、五代館孝平であることが判明する<sup>47</sup>。また、①は包封の表書きに「館能氏」とあり、筆跡が似ていることから同じく館孝平である可能性が高い。

ここで注目されるのは、本件について収集した情報も、幕府の申渡や達など支配層レベルの情報を中心となっている点である。特に①には、安政の大獄の一橋派の処分を命じた老中達書など、一件を除き全て幕府から発給した文書である。新聞等のメディアが発行されていらない当時、こうした支配層レベルの情報は、民衆にとって政局の動向を知る上で一定の信頼性を持つものであり、ここから事実をできるだけ正確に把握したいという収集者の意識を窺うことができる。しかし、一方で、②には当時巷間に流布した、大老井伊直弼

はじめ幕閣に対する批判や、事件の世情への影響を表現した狂歌などの風刺文・張紙類がまとめられている。支配層レベルの情報を盲信するのではなく、異なる視点でこの出来事を捉えた情報や、事件に対する世間の見方やその社会的影響を知ることのできる情報も受容している。このような姿勢からは、多角的な情報を得ることで事実を客観的に捉えようとする意識を見てとれる。

#### (C) 王政復古・御一新、戊辰戦争

これらの情報は、全て冊子状の「慶応四戊辰年筆始」<sup>48</sup>に収録されている。右の出来事に関する情報十件の他、徳川家の存続、通俗道德、加賀藩政に関する情報が六件記載されている。作成者に関する記載は全く無く不明である。

表4・2を見ると、王政復古以降、庶民に対して広く新政の方針を知らしめた布告や制札があるのがわかる。「三条制札之写」は、慶応三年（一八六七）十二月二十九日に京都三条大橋詰の高札場に建てられた制札の写で、明治元年「京都府下人民告諭大意」および翌年の同二編は、京都府が発し書肆が出版した刊本を筆写したものとみられる。これらは、新政府から公示された民衆が知るべき内容の情報であり、(A)・(B)の出来事の際に集中的に収集された支配層レベルの情報とは本質的に異なっている。また、戊辰戦争に関しては、会津藩に対する朝廷の沙汰書・請書など支配層レベルの情報を記録する一方、東山道大総督府参謀から各方面の官軍隊長を通じて各組十村、十村から各村へ伝達された諸軍帰陣の沙汰書も筆写されている。

このように、(C)では、(A)・(B)と異なり、新政府から民衆へ公開、伝達された情報と、支配層レベルの情報という質の異なる情報が混在しているのが特徴である。こうした質の違いは、幕府から新政府へと政権が移行する過渡期に由来するものと推測される。宮地正人氏は、政権運営における人心の動向を常に意識していた新政府は、政治情報に対する方針を、弾圧から選択・誘導へと変更し、国民への政策の周知などの機能を新聞紙に見出したとする<sup>49</sup>。館家でも、戊辰戦争終了後の明治三年以降、本項で取り上げた情報史料はほとんど見られなくなる一方で、新たな政策に関する政府からの布告や、同五年に金沢の吉本屋次郎兵衛により発行された「官許開花新聞」が確認できる。このことは、幕末から明治にかけて、能登地域においても政治情報の受容が新たな段階に入った可能性を示唆している<sup>50</sup>。

#### 2 書状に見る政治情報

表4・2によれば、書状によって伝達された情報は六件、内二件は同一書状のため、政



治情報を伝えた書状は五点確認できる。情報の内容は、①嘉永七年のペリー箱館来航と幕府役人による松前・蝦夷地調査<sup>32</sup>、②安政三年の加賀藩主前田斉泰の中納言昇進<sup>33</sup>、③文久三年の孝明天皇賀茂社・石清水八幡宮行幸<sup>34</sup>、④元治元年（一八六四）禁門の変後の京都の様子<sup>35</sup>、⑤年代不明の京・大坂における疫病流行<sup>36</sup>である。

これらの書状の内、②③④の差出人は表4・1の栄左衛門で、安政四年に松前へ出稼ぎに渡り、江差、松前を経て箱館で小商いの後、医術修業のため上京、さらに外科修業のため大坂から伯耆へ赴き、明治以降は正院村に戻らず丹波黒谷など関西方面で開業したという人物である。③は医術修業のため遊学していた京都から、④は大坂から珠洲の父宛に発送されたものである。②は、栄左衛門から藻寄庄右衛門宛の書状の下書きと見られ、差出地は不明である。藻寄庄右衛門は、珠洲郡北方村の医師で明治初年に能登国第十二区戸長を務め塩業の再興に尽力した藻寄行蔵の縁者と見られ、館家文書には、庄右衛門・行蔵から館家宛書状九通が現存していることから、館家と藻寄家の間に交流があった様子が窺える。①は差出・宛名ともに不明だが、内容から蝦夷地在住者より珠洲の館家宛の書状と見られる。⑤は差出人に「たちや内」とあることから、館家の縁者である金沢の館屋から珠洲の館家宛の書状であると思われる。

それぞれの書状からは、伝達された情報の内容とともに、その情報が発信、伝達された状況、受容の意識を知ることができる。例として④の書状を引用する。

史料4・1 禁門の変後の京都の形勢に付書状（前欠）

（前欠）益御機嫌克被遊御座候、弥重奉蒙賀候、然ハ先月十九日書状等相認飛脚江出候処、京都大変ニ付淀川舟路等往来留ニ相成指控申候、漸此頃ニ相成舟路等通路致し候ニ付、指出申候、何卒首尾能安着之程希所候、忝此頃之時節ニ御座候間、品物等ハ御送り不被下候様御頼申上候、御送り被下候而も、首尾能到着仕候得者宜敷候得共、当時天地之双乱与相成候様之時節ニ御座候間、御察可被下候、尤今度先月十九日・廿日京都大火ニ而、京九分通消失、残り居候者 御所計ニ御座候、其外町端少々宛残り候よし、誠に氣之毒之事御座候、尤大變之次第ハ御風聞到来候、当地も長州屋敷不残相碎ギ、其外申上度候事も御座候得共、取込故申残候、草々謹言、

八月四日

寛造（栄左衛門）

御父上様

\*（ ）内、傍線、句読点は筆者註。

本史料の一重傍線部には、栄左衛門が先月七月十九日に書状を書いて飛脚に託そうとしたところ、「京都大變」で淀川の舟路等が通行止めになり発送を中止、ようやく最近通行可能になったため書状を送ったとある。この「京都大變」は禁門の変のことである。続いて、現状を「天地之双乱」の時節と捉え、品物の送付を断っている（二重傍線部）。ここから、当時、京都で起きた政変によって、通信インフラが寸断されている状況が見て取れる。

波線部では、十九・二十日の京都大火によって、京の町は、御所と町端以外九割が焼失したと伝え聞き、誠に気の毒であると感想を述べている。ここでは、京都が大火に遭った直接的な原因は書かれていないが、先の「天地之双乱」という言葉や、最後の「当地（大坂）も長州屋敷不残相碎キ」という記述から、京都大火の原因が長州藩と幕府側との政変にあったと差出人が認識していたことがわかる。さらに、「尤大變之次第ハ御風聞到来候」という文言からは、書状の受取人である珠洲の四代与次助の元に、栄左衛門の書状とは別のルートで禁門の変に関する風聞が届いていた様子が見て取れる。

また、①の書状では、蝦夷地在住の某から、当地箱館湊へ四月下旬から追々異国船七艘が入船してきたこと、女・子供は町から逃れ、家々は戸を閉めきり、商売にならない状況であること、それについても「誠に異人共者我俣之働ニ御座候由、毎日六七十人宛上陸致、役人中も困入申候由、総数三千式百人ト申事ニ御座候」と来航した異人たちの様子に関する伝聞が書き送られている。さらに、松前・蝦夷地調査を命じられた幕府役人の堀織部と村垣与三郎の一行について熊石村での亭主役を務めることになったことも記している。

このように、これらの書状からは、幕末期の政治動向が、差出人である民衆の生活や通信状況に直接的な影響を与えていたこと、それにより民衆もその変動の重大性を程度の差はあれ認識していたことがわかる。

### 三 生業・役職と政治情報活動

本節では、前節の政治情報を収集、記録した人物の生業および役職の特徴と政治情報活動との関係について、第一節で見た地域性に留意しながら考察する<sup>10)</sup>。

#### 1 医術修業と医師

館家の主な家業は薬種業で、四代与次助は、兄栄左衛門が医業を、弟孝平が薬種業を経営することを望んでいた（史料4・2）。こうした家の期待を背景に、栄左衛門は文久元年から医術修業のため上京、同三年には医家万年大純の塾に入門する<sup>11)</sup>。

表4・3は、館家文書中の栄左衛門が差出人となっている書状である。このうち医術修業中に出した書状は6・8の三通である<sup>58)</sup>。他に、父四代与次助から医術修業中の栄左衛門に宛てたと推定される書状の下書き二通が現存する<sup>59)</sup>。これらの書状からは、前節第二項で確認した政治情報の受容・通信状況とともに、医術修業の具体的な様子と地域における医師の社会的位置を窺うことができる。

8の書状では、畿内で内科（本道）を修めた栄左衛門が、伯耆まで外科修業に行く理由を述べている。彼によれば、現在の時節では内科よりも外科の需要が高いが、紀州の外科華岡流に入門するには費用がかかるため、将来珠洲で開業する費用を考え伯耆での修業を決めたという。また、四代与次助が慶応三年ごろ栄左衛門に出した書状の下書き<sup>60)</sup>には、正院村では越中出身の桜井甚蔵という医師が大流行りで館家からも大量の薬種を購入していること、医師藻寄行蔵の息子隆太郎の長崎への遊学費用が年間九十両程もかかること、従って貧しい者には西洋医学の習得は困難だが内弟子にでもなれば修業も可能であるから栄左衛門にできるだけ早い長崎遊学を望んでいたことが述べられている。これらの書状から、当時の医療では外科や西洋医学が重視されていたが、それらを習得しさらに医師として開業するには、遊学や医療器具購入のための多額の費用が必要であったことがわかる。しかし、こうした大きな負担を背負っても、医師として開業することは家にとって大きな利益があった。同年頃の四代与次助から栄左衛門宛書状の下書きには次のように書かれている。

史料4・2（慶応二・四年頃カ）京都に医道開業之由に付書状<sup>61)</sup>

（前略。栄左衛門が京都で開業したことを受けて）さ程之処ニ辛抱致候ハすとも、当地ニ而も此節ハ医者衆之世ニ候哉、何れも大ニ渡世方見安ク相成申候、猶以当所ニハ貴所承知之通、医不足ニ而、近付之人々も其元之事如何与相尋候人々も有之、実以難有義ニ而、早速帰国之程相待居申候間、不悪先一度喜助船ニ便船被致候様、呉々御頼申進候、当時之処、年分百兩位之取上候医者何人も有之、藻寄・佐野、其外土田有政杯等ニ而も式百余も受納在之由ニ候事、勘考可被致候、

一、貴所義医業、孝平薬店、兩人ニ而相勤呉候ハ者、両家共行末繁栄可致与明暮祈念仕相待居申候、能々察し可被申候、（後略）

\*（ ）内、傍線、句読点は筆者註。

書状では、正院村周辺では医師の需要が高く、開業した医師がいずれも高額の収入を得ていることから、家を繁栄させるためには栄左衛門が医業を、弟孝平が薬種業を経営することを強く望んでいることがわかる。史料中の「藻寄」は前述の藻寄行蔵、「佐野」は飯田村の医師佐野順亭のことと思われる。藻寄は京都の蘭方医小石元瑞の門人で、佐野は安政四年に外科華岡青洲の春林軒に入門しており<sup>52</sup>、いずれも他国の著名な医学塾への遊学経験があった。

十八世紀後半頃には、全国的な医師や医療に対する需要の増加を背景に村落へも医師や売薬による医療が広まり<sup>53</sup>、その知識・技術を保障する根拠として、著名な医学塾の門下であるという学統が重視された<sup>54</sup>。正院村周辺でも医師不足、医師需要の高まりを背景に医師という生業が成立し、経済力を蓄えることが可能であった<sup>55</sup>。また、館家や藻寄・佐野の例から、長崎や三都等の著名な蘭学・医学塾への遊学が、地域社会における生業としての医師の成立に重要な条件となっていたことがわかる<sup>56</sup>。

このように、他国に遊学した医師たちは、同門のネットワークや自らの見聞を通じて得た政治情報を栄左衛門のように書状を通じて地域社会に伝達するようになる<sup>57</sup>。また、第三章で見た小川幸三は、村医師の息子で、医術修業の名目で上京した後、藩政に対する意見を上申して京都の情勢を探索する藩の御用を務めた<sup>58</sup>。このように医師は、生業を成立させるための医術修業という経験により、地域社会において医療や知識だけでなく政治情報の提供者ともなり、さらにはより主体的な政治行動の実践者となっていく可能性を持っていたと考えられる。

## 2 蝦夷地への出稼ぎ・移住と日本海海運

表4・1に見られるように、栄左衛門は医術修業の前、安政四年に蝦夷地へ出稼ぎに渡り箱館を中心に商売をしていた。表4・3の2～5は、蝦夷地へ出稼ぎに向かった栄左衛門からの書状で、2は江差へ向かう途中に寄港した津軽深浦港から、3～5は箱館から発送したものである。3によれば、栄左衛門は始め江差で奉公口を探したが見つからず箱館に出たことがわかる。5では、箱館での職探しの様子が記され、奉公口が多くあること、同じ珠洲郡出身者の仲介により箱館在辺で小商いをするようになったことを伝えている。

正院村では出稼ぎだけでなく蝦夷地へ移住した人々も多く<sup>59</sup>、岸田三右衛門はその代表格で、廻船業等の多角経営によって江差の経済の中心的存在となり、正院村にも住居を置いて商売を行っていた<sup>60</sup>。嘉永三年に松前・江差へ出稼ぎに赴いた正院村の百姓三名の内一名は江差での所在地が岸田家となっており、同家を頼って行ったことが知られる<sup>61</sup>。栄

左衛門や館家の書状にも岸田姓の人物が度々現れ、両家の間でも交流があった様子が窺える<sup>120</sup>。

また、第一節第一項で見たように、正院村では海運業も主な生業の一つで、蝦夷地への出稼ぎや移住が多かった背景には、こうした北前船による日本海海運の発展があった。江差の廻船問屋関川家の宝暦四年（一七五四）から明治四年までの客船帳を見ると、文化（天保期に正院を含む珠洲郡各港の船が数多く江差に入津し、取引を行っていたことがわかる<sup>121</sup>。例えば、文政年間に入津した三十六件の船の内三十二件が、天保年間の三十四件の入津船の内十六件が珠洲郡の港の船であり、さらに正院村出身の船主として岸田など十名の名が確認できる。出稼ぎ中の栄左衛門の書状は「三蔵式番船ニ御紙面被下」<sup>122</sup>とあるように、こうした蝦夷地を往来する廻船に託して届けられている。なお、三蔵とは、珠洲郡蛸島村で廻船業を営んでいた島崎三蔵のことと推測される<sup>123</sup>。

以上のことから、蝦夷地へ出稼ぎや移住、海運業に従事した人々の間では、仕事の仲介などその生業の成立のために、地縁を基盤とした人間関係が築かれていたことがわかる。館家文書中には、前節で見た嘉永七年のペリー箱館来航を伝える書状<sup>124</sup>や旗本から百姓町人までの蝦夷地移住を奨励する安政二年十月の幕府の触<sup>125</sup>など、蝦夷地の状況や開拓に関する情報が確認できるが、これらの情報は、こうした生業の成立に関わって収集、伝達されたと考えられる。特に、海運業に従事する船頭・船主・廻船問屋にとっては、各地の相場や流通状況、それに影響を与える災害や戦争など政治・社会的情勢を把握することは自己の経営に必要不可欠であり、積極的な情報収集が行われていた<sup>126</sup>。

さらに、箱館で小商いをしていた栄左衛門は、十三歳の弟孝平について「明年者十四才ニ相成候故、其御地等罷居候而ハ埒明不申候間、明年者番船ニ当地迄御送り被下候而者如何ニ御座候哉、何れ幼少より他国江出候而見習不申而者不宜義ニ御座候間、御為指下候様相待居申」<sup>127</sup>と箱館へ来ることを勧めている。このように出稼ぎを行う目的には、現時点での生業成立だけでなく、将来のために若年から他国で経験を積むことを重視する意識があったことがわかる。こうした意識や行動は、地域社会外の出来事に対する関心を育て、政治情報活動を行う基盤となったと考えられる。

### 3 地域行政における役人

幕末期の館家当主であった四代与次助は、嘉永六年九月に十村の下役である手代に任命されている。彼が作成した外国使節の来航に関する情報史料の日付は同七年三月であり、ちように手代を務めるようになった時期と重なっている。手代とは、在地の御用所や金沢

の算用場にある十村詰所で十村の用務を手助けする役職であり、加賀藩の在地支配構造の末端を構成する役人である。「理兵衛（四代与次助）手代召仕に付請書」<sup>80</sup>には、「御用方同人（四代与次助）了簡を以取捌候義不相成、万事御指図請大切ニ可相勤、尤村役人中等御用之義速取次可仕」とあり、手代が十村の指図を遵守し、村役人等との間の取り次ぎ役を務めるよう求められていたことがわかる。

また、文化三年から同十年に館家の後見を務めた金沢居住の館屋丈助<sup>81</sup>の縁者で、贈答品のやりとりなど館家と交流があった館屋幸助<sup>82</sup>は、文久・元治期には能登奥郡の番代を務めていた。番代は、算用場の十村詰所に出勤し、在府中の十村の補佐や不在の間の代理を務める役職で、郡ごとに一人（能登は口郡と奥郡で各一人）置かれた。地域行政をめぐって十村、手代、番代の間では業務に関する書状がやり取りされ、珠洲郡若山村の十村延武家文書には、文久二年十二月に病死した正院組十村若山延武の死後の措置を伝える、正院御用所詰手代宛の正月十六日付番代幸助書状が残っている<sup>83</sup>。また、同三年七月「金沢出府入用覚」を見ると、番代館屋幸助から延武の跡を相続した若山作次郎宛に飛脚賃等の請求書が送られている<sup>84</sup>。このように、十村、番代、手代などの地域行政職は、地域社会運営システムにおける情報伝達者としての役割を持っていたことがわかる。さらに、第一節第一項で見たように、海防政策における異国船発見情報の収集、伝達についても、彼らのような地域行政職の存在を前提として成立していた。

館家文書には、役所での政治情報収集を直接的に示す史料は見当たらないが、前章で算用場などの役所では、勤務する人々の間で飛脚によって伝達された政治情報が共有され、十村等を通じて城下町以外の地域へも伝播していくことが確認されている。このことから、館家が居住する能登地域でも、こうした地域行政職の人々の間で、日常業務の人間関係やコミュニケーションを通じて、政治情報の伝達、共有が行われていたという可能性が考えられる。

## おわりに

以上、本章では、幕末維新期の地域社会における民衆の政治情報活動の実態と政治情報の内容と質を分析し、地域性を考慮しつつ、生業と役職との関係について検討した。ここから次の二点の特徴を指摘したい。

一つは、民衆の生業成立のための意識や行動が政治情報活動の基盤や要因となっていた点である。第一節第一項で確認したように、館家の居住する正院村は日本海沿岸の湊町と

という地域的な特徴を持っており、このような地域には経済活動を行う人々が集散し、館家のように家や個人、あるいはその個人の一生においても多様な生業が成立していた。生業に対する館家の人々の意識は、出稼ぎ中の栄左衛門が弟に他国での見習いを勧めたように、その成立のために居住地以外での幅広い経験が必要であると考えられていた。これは、医師という生業成立のため他国での医術修業を奨励した父四代与次助とも共通する意識である。こうした意識の下、生業の成立を目的として行われた地域社会外での経験の蓄積や人間関係の形成は、当時の民衆による政治情報活動を可能にする手段となると同時に、視野を拡大させ、情報活動を行う要因ともなったと考えられる。従来の研究史でも、中間層の政治情報活動の目的のひとつに生業(家業)の成立があったことは明らかにされていたが、本事例からは、それ以外の階層の民衆においても生業の成立を目的とする情報活動が行われていたと指摘できる。これまで、民衆による情報活動の階層性については、中間層と小前層という二極の階層の存在を前提として、その対立あるいは共有が指摘されてきたが、今回の事例からは、その両階層には収まりきらない民衆の政治情報活動の多様性が見出される。

第二は、領主権力による在地支配構造の在り方との関係である。館家の人々は、幕末維新期の情報活動の中心的存在であったとされる中間層の多くが位置付けられているように、地域社会における政治的主導者という立場ではなかった。しかし、十村手代を務めた四代与次助のように藩権力による地域行政職の一員として御用を担う存在であった。幕末維新期の地域社会における民衆の政治情報活動は、こうした近世の領主権力による在地支配体制が、御用を務める民衆の多様な存在形態を前提として成立していた構造にも支えられていたのであり、このことは、民衆による政治情報活動の近世的な特質のひとつと考えられる。

最後に、今後の展望として、こうして収集、伝達された政治情報が、当該地域の民衆の政治・社会認識に与えた影響について触れておきたい。四代与次助が医術修業中の栄左衛門に宛てた手紙の下書きに、当時(慶応年間)の世情について「此節、日本国中何れを聞候而も騒敷義二候得共、能登国二而ハ甚静謐事二候、是も御国守之御陰と土民安穩成義二候事」と書かれた部分がある<sup>30)</sup>。一般的に、慶応期には、各地で世直し騒動や一揆が頻発し、民衆の世界も危機的な様相を呈していたと言われるが、能登地域、少なくとも館家の周辺では、そうした危機意識が希薄であった様子が窺える。それと同時に、「ここでは、「日本国」の世情不穏に対比して、自らの住む地域「能登国」の平穏が認識されている。幕末

維新期の民衆による政治情報活動は、地域社会外部で起こった政治・社会の動向に対して民衆に共通する現状認識を育んだと評価されるが、同時に国家と相対的に自らの地域を捉える視点を形成していることが本事例では確認できる。また、地域の平穩が領主の恩恵によると認識している点が注目されるが、このことが、加賀藩領の地域社会に特有の現象なのか、それとも当時の全国の地域社会に共通する点なのか、本章では論じる余裕が無い。しかし、これらの地域や領主に対する認識の問題を検討することは、幕末維新期の地域社会における民衆の情報活動と世論形成の在り方の歴史的特性を明らかにすることにつながると考える。今後の課題としたい。

【註】

<sup>1</sup> 今田洋三「幕末における農民と情報」(地方史研究協議会編『地方文化の伝統と創造』雄山閣一九七六)他、大藤修「地域とコミュニケーション」(地域史研究の一視点)、『地方史研究』一八五、一九八三)他。

<sup>2</sup> 高部淑子「一九世紀後半の情報活動と地域社会」(『歴史学研究』六四六、一九九四)。なお、近年、豪農商ではない一人商人の情報収集活動を分析した研究(井上隆明「幕末期の商人の情報収集活動」筑前宮浦を中心に、『七隈史学』五、二〇〇四)他)などが出てきているが、中心的な検討対象は中間層である。

<sup>3</sup> 中井信彦氏は、常州土浦町の商人でかつ国学者でもあった色川三中の政治情報について分析し、色川の情報活動の目的が、ひとりの商人としての現実の利害に結びつくものであったと指摘し、草莽の志士とは異なる生業を重視する色川の意識を明らかにしている(同「色川三中の黒船一件記録について(上)・(中)・(下)」、『史学』五〇、五一・一・二、五一・三、一九八〇・一九八一)。

<sup>4</sup> 生業の定義については、井原今朝男「生業から民衆生活史をふかめる」(『生業から見る日本史・新しい歴史学の射程』吉川弘文館二〇〇八)を参照した。

<sup>5</sup> 深谷克己・川鍋定男『江戸時代の諸稼ぎ・地域経済と農業経営』(農山漁村文化協会一九八八)、「在方小商い」(深谷克己・須田努『近世人の事典』東京堂出版二〇一三)参照。また近年の身分論研究では、多様な生業の人びとが形成する社会集団(生業集団)を「身分的周縁」として分析し、その重層と複合から成り立つ社会のありようを明らかにしようとしている(『身分的周縁と近世社会』全九巻(吉川弘文館二〇〇六・七))。



<sup>6</sup> 宮地正人氏は、豪農商層による情報活動の基盤に、幕藩権力の末端との接触があったことを指摘しているが、基本的には、幕藩的権力構造に依存することなく豪農商層が政治情報を手でできた点を高く評価している（同「風説留から見た幕末社会の特質」「公論」世界の端緒的成立」（『思想』八三、一九九三））。

「籠橋俊光「水戸藩中間支配機構と「隠密」」（同『近世藩領の地域社会と行政』清文堂出版二〇一二）他。

<sup>8</sup> 民衆の政治情報活動と地域性との関連については、幕末の京都全体がひとつの情報空間として形成されていたとする高部淑子「「人のうわさ」考・情報空間の展開」（瀧澤武雄編『論集中近世の史料と方法』東京堂出版一九九一）など、主に都市を対象とした研究がある。また、註2前掲井上論文では、福岡藩領の沿岸部に「浦の情報世界」とも言うべき空間が形成されていたことを指摘している。なお、支配領域の違いについては、太田富康氏が川越藩領の農民の情報活動と江戸湾の海防との関係に言及している他は、あまり意識されていないように思われる（同「幕末期における武蔵国農民の政治社会情報伝達」（『歴史学研究』六二五、一九九一）他）。

。珠洲市史編さん専門委員会『珠洲市史』第六巻通史・個別研究（石川県珠洲市役所一九八〇）。

<sup>10</sup> 金沢市立玉川図書館近世史料館『金沢市図書館叢書（三）加越能三箇国高物成帳』（金沢市立玉川図書館近世史料館二〇〇一）。

<sup>11</sup> 深井甚三「近世前期の加賀藩の町・町役・町人」（同『近世の地方都市と町人』吉川弘文館一九九五）。なお、この段階で、珠洲郡で法制的に町と捉えられているのは飯田村のみである。

<sup>12</sup> 「御算用場覚書」（前田育徳会『加賀藩史料』第五編（清文堂出版一九三二）一〇〇頁）。

<sup>13</sup> 正保三年（一六四三）に幕府に提出された郷帳の写し「加越能三ヶ国高付帳」には、飯田町とともに正院町と記載されていた（註11前掲深井論文）。

<sup>14</sup> 田中喜男『近世在郷町の研究』（名著出版一九九〇）序章。他に、飯田・蛸島・小木・松波村が「宿立」として記載されている。

<sup>15</sup> 袖吉正樹「近世の正院について」（近世古文書研究会『珠洲市正院町館家文書目録』珠洲市教育委員会二〇〇九。以下『館家文書目録』）。

<sup>16</sup> 註9前掲書三五六・三五七頁、袖吉正樹「館家文書に見る諸事件」（『館家文書目録』）。

なお、安政五年に加賀藩領内の町を中心として米騒動が発生し、珠洲郡では飯田・松波で騒動があったと言われているが、詳細は不明である。

<sup>17</sup> 見瀬和雄「近世中期正院村の階層構成―「元文三年品々帳改高」―」（『館家文書目録』）。

<sup>18</sup> 石田文一「天保五年正院村の在所・持高構成」（『館家文書目録』）。

<sup>19</sup> 泉雅博「無高民の存在形態」（『海と山の近世史』吉川弘文館二〇一〇）。

<sup>20</sup> 見瀬和雄「正院村の素麺」（『館家文書目録』）、註15前掲袖吉論文、「正院村素麺津出表」（珠洲市史編さん専門委員会編『珠洲市史』第三巻資料編近世古文書（石川県珠洲市役所一九七八）四九二・五頁）。なお、深井氏は、正院村の性格について、北前船等の遠隔地間を航行する船が入津する港ではなく、基本的には、越中各港や近隣の浦方・浦町の船が入津する地廻り廻船の入津港であったとしている（同「北陸地域湊町の発達と富山湾岸地域」註11前掲深井著書）。

<sup>21</sup> 註15前掲袖吉論文・註18前掲石田論文。

<sup>22</sup> 註15前掲袖吉論文、註9前掲書三五三頁。

<sup>23</sup> 註9前掲書三四九頁。

<sup>24</sup> 註20前掲『珠洲市史』七〇三・七〇四頁。

<sup>25</sup> 註20前掲『珠洲市史』六七九・七〇六頁。

<sup>26</sup> 見瀬和雄「館家文書の概要」（『館家文書目録』）。

<sup>27</sup> 註26前掲見瀬論文。

<sup>28</sup> 「葉種之名字」（館家文書、石川県珠洲市正院町館紀久枝氏蔵、以下特に断りのない限り同氏所蔵）。

<sup>29</sup> 「医術修業に付某書状」（館家文書）。

<sup>30</sup> 「京都に医道開業之由に付書状」（館家文書）。

<sup>31</sup> 「極上素麺請合印・同印影」（館家文書）。

<sup>32</sup> 「天保五年御収納帳」（館家文書）。

<sup>33</sup> 註32前掲史料では、館家の持高二石余に対し租税や村内の者に対する負担が五石余あり、逆に村内外の者からの石高収入が六石余あることが確認できる。正院村の他の村人も同様の状況であることから、当該期の家の経営状況を見るには、土地経営を含めた生業経営全体の状況を確認する必要がある。

<sup>34</sup> 「替地之義取戻方願書」（館家文書）。

<sup>35</sup> 「唐詩撰等入用に付書状（前欠）」（館家文書）。

<sup>36</sup> 石田文一「神明宮・稻荷社の再建」（『館家文書目録』）。

<sup>37</sup> 拙稿「幕末維新期の情報と館家」（『館家文書目録』）では、史料数を二十点としたが、その後の調査で、文書A 28とA 31、A 36とA 37が、元は同一の文書であることが判明したため十八点となった。またこれ以外にも、同文書目録〈近代〉には年代不明の三点の政治情報を記録した史料が確認されるが、未見のため今回の調査対象からは除外した。

<sup>38</sup> それぞれの情報の詳細については、註37拙稿前掲論文七八・七九頁の表10を参照。

<sup>39</sup> ペリー来航については、嘉永七年五月に函館に来航した一件のみ書状によって伝達されている。

<sup>40</sup> 「亜墨喇翰船渡来一条之写」（館家文書）。

<sup>41</sup> 「合衆国伯理爾天德書翰和解」（館家文書）。

<sup>42</sup> 「嘉永六年以来 亜墨利加等異船一件」（杉本文書、富山県立図書館蔵）。

<sup>43</sup> 館家文書。冊子の表書きは「万延元申年 見聞写」。

<sup>44</sup> 館家文書。

<sup>45</sup> 館家文書〈近世〉A 28「炎上・御継跡等に付御用達金進上之義御達」、（ ）内はA 31「浅草観音院にて唐人切殺等江戸様子書付（前欠）」。前掲註37参照。

<sup>46</sup> ただし、①では差出人は「大森繁」、宛名は「岡嶋伝蔵・千周小市右衛門」と読める。

<sup>47</sup> 「寛蔵京都にて医術修業の様子に付書状」（館家文書）によれば、館家は、館または「館能」という苗字を使用していた。また、館孝平は、見瀬和雄氏の確認した戸籍謄本によれば弘化二年（一八四五）出生であり、安政四年（一八五七）と推定される書状（「箱館にて奉公等に付書状」（館家文書））に出てくる当年十三才の太作と数え年齢が同じであることから、孝平＝太作と推定できる。

<sup>48</sup> 「慶応四戊辰年筆始」（館家文書）。

<sup>49</sup> 註6前掲宮地論文。

<sup>50</sup> 高部淑子は、このように明治初年を境として情報史料が見られなくなる事実について、新聞紙などの新しいメディアによる民衆の情報世界の破壊、もしくは政治に対する民衆の意識の高まりの鎮静化と捉える見解を示している（註2前掲高部論文）。

<sup>51</sup> 「御本陣水野様亭主役被仰付に付書状（前後欠）」（館家文書）・「箱館湊へ異国船入船等に付書状（前後欠）」（館家文書）。前掲註37参照。

- 52 「中納言様御昇進などに付書状（前欠）」（館家文書）。
- 53 「寛藏京都にて医術修業の様子に付書状」（館家文書）。
- 54 「禁門の変後の京都の形勢に付書状（前欠）」（館家文書）。
- 55 「京大坂疫病流行に付書状（前欠）」（館家文書）。
- 56 本節については拙稿「政治情報活動に見る加賀藩地域社会」（『地方史研究』三六四、二〇一三）を基に成稿した。
- 57 註53前掲史料。万年大純は慶応三年版『平安人物志』巻下に「医家」として掲載されている（大学共同利用機関法人人間文化研究機構国際日本文化研究センターデータベース「平安人物志（慶応3年）」七八九）。
- 58 表4・3の6・7は第二節第二項でとりあげた書状③・④にあたる。
- 59 註29・30前掲史料。
- 60 註29前掲史料。
- 61 註30前掲史料。
- 62 「地域蘭学者門人帳人名データベース」（国立歴史民俗博物館）。
- 63 塚本孝『生きることの近世史 人命環境の歴史から』（平凡社二〇〇一）。
- 64 梅原亮『近世医療の社会史 知識・技術・情報』（吉川弘文館二〇〇七）。
- 65 天保八年に能登島に流刑となった加賀藩土寺島藏人の日記には、鹿島郡所口町の医師杉本篁斎について、土蔵を二つ所有し、金貸しもする金持ちであったと書かれている（金沢近世史料研究会『島もの語り・寺島藏人能登島流刑日記』（北国出版社一九八二）一一七頁）。
- 66 能登出身者で全国的に有名な医学や蘭学塾へ入門した者は五十五名確認できる（七尾市史編さん専門委員会『新修七尾市史』11教育文化編（七尾市役所二〇〇二）、註62前掲データベース）。
- 67 第三章で取り上げた越中国高岡町の蘭方医佐渡養順宛の江戸在住の蘭方医坪井信良の書簡はその代表的な事例である（宮地正人『幕末維新風雲通信・蘭医坪井信良兄宛書翰集』東京大学出版会一九七八）。
- 68 「小川一方口書」（『小川幸三尽忠録』加越能維新勤王記念標保存会一九三六）。
- 69 明治六年の江差町の戸数二千五百九十五戸の内石川県出身者は約四割で最も多くを占めていたという（橋本秀一郎「北海道江差という町そして珠洲との関係について」（『すず

ろ物語』六八、二〇一三)。

<sup>70</sup> 間谷庄太郎「海商・岸田三右衛門について」(註9前掲書所収)。岸田家は第二章も参照。

<sup>71</sup> 「松前江指江稼人別覚」(館家文書)。

<sup>72</sup> 表4・3の3「箱館にて奉公等二付書状」(館家文書)には、岸田家の船の水主についての問い合わせがあったことや、岸田伊太郎の名前が見られる。

<sup>73</sup> 江差関川家文化三年「間尺帳写」(七尾市史編さん専門委員会編『新修七尾市史』9海運編(七尾市役所一九九九)三〇〇頁)参照。

<sup>74</sup> 註72前掲史料。

<sup>75</sup> 木下力夫「北前船と島崎三蔵家」(『すずろ物語』六五、二〇〇四)、海域社会研究会「調査報告 能登半島における海域社会の研究・島崎家と蛸島町」(同六七、二〇一三)等。

<sup>76</sup> 「箱館湊へ異国船入船等に付書状(前後欠)」(館家文書)。

<sup>77</sup> 「蝦夷地上知に付在住有志之義御触等写」(館家文書)。

<sup>78</sup> 能登国鳳至郡穴水の廻船問屋中橋家の手代で船乗りでもあった喜三郎の日記「日鑑誌」は、箱館を拠点に江差、小樽等の蝦夷地各地、佐渡など主な日本海海運の港を往来して得た相場等の経済情報の他、王政復古後や戊辰戦争に関する風説や見聞等の政治情報を記録している。中でも、明治元年十月に旧幕府軍が箱館五稜郭を占拠した際には、主人の代理として小樽の御米等手配方を務めていたため、米の流通状況や箱館の戦況など、同出来事に深い関心を寄せ、情報を収集、記録している(拙稿「幕末期北前船海運における庶民の日記・饒石文庫所蔵「日鑑誌」」、『石川県史だより』四五、二〇〇六)。また、高部淑子氏は、日本海海運業に携わる人々の間で、相場や取引状況、持船の運行状況等の情報が頻繁に交換される情報ネットワークが存在していたことを明らかにしている(「北前船の情報世界」(斎藤善之編『新しい近世史3市場と民間社会』新人物往来社一九九六)。

<sup>79</sup> 註72前掲史料。

<sup>80</sup> 館家文書。

<sup>81</sup> 註26前掲見瀬論文。

<sup>82</sup> 嘉永六年九月以降の館屋丈助の跡式相続について加賀屋利兵衛(四代与次助)と交わした書状に、館屋隠居として「館屋栄助」という人物が見え(館家文書〈近世〉I 13・26)、文久三年四月七日付寛蔵書状(註53前掲史料)の館屋隠居が幸助を離縁したがっているという記述から、丈助、栄助、幸助が館屋の縁者であったことがわかる。なお、館家文書に

は幸助から館家に宛てた書状七通が現存している。

<sup>83</sup> 「延武死去に付達書之義に付書状」(十村延武家文書、石川県珠洲市飯田町佐紺悠一氏蔵。見瀬和雄編『加賀藩十村役延武文書目録』珠洲市教育委員会二〇〇七)。

<sup>84</sup> 「金沢出府入用覚」(十村役延武文書、註83前掲書)。

<sup>85</sup> 註30前掲史料。

〔付記〕

本章は、近世古文書研究会『珠洲市正院町館家文書目録』(珠洲市教育委員会二〇〇九)に掲載された「幕末維新期の情報と館家」及び、「政治情報活動に見る加賀藩地域社会」(『地方史研究』三六四、二〇一三)、「幕末維新期の地域社会における民衆の政治情報活動・能登国正院村館家を事例として」(『加賀藩武家社会と学問・情報』岩田書院二〇一五)を基に執筆した。

## 第五章 近世後期の地域社会と「うわさ」

### はじめに

本章は、加賀藩の城下町金沢を事例として、中間層以外の民衆による政治情報活動について、特に情報の質と受容の在り方を検討し、その特質を考察するものである。

農村における民衆のコミュニケーションの共有と分裂について検討した大藤修氏・今田洋三氏は、幕末期の小前層のコミュニケーションについて、世間師などの媒介者の存在を挙げ、豪農商層とは別の情報世界が展開していたことを指摘している<sup>30</sup>。この豪農商層・中間層とは異なる階層の民衆の情報世界について、従来研究では、特に災害情報を対象として、災害が発生した時に大量に発行されるかわら版などの不特定多数の受容者を相手にした印刷メディアを中心に分析が進められてきた。安政の大地震を中心に、かわら版・地震誌・鯨絵の印刷メディアについて分析した北原系子氏は、これらのメディアによって幕末期が情報化社会になっていたことを前提としつつ、身分制の価値体系によって情報が取捨選択される当時の社会において、武士・知識人層と庶民層の間に情報の階層差が見られることを指摘し、庶民層が災害情報に求めていたものは、客観的事実よりも人々の心性に寄り添う多様な社会的真実であったとする<sup>31</sup>。近年では、杉本史子氏が、こうした印刷メディアと歌舞伎などの身体パフォーマンスを「近世的公開メディア」と定義し、従来の情報史研究の解明の中心であった「ネットワーク」という視点では捉えることのできない情報世界を明らかにしようとしている。氏によれば、「近世的公開メディア」の担い手・享受者は身分横断的に遍在しており、彼らは、こうしたメディアに携わることによって個人の存在意義を問う新しい価値観を持つようになったとして、そこに近世身分制の価値を逆転させる可能性を見出している<sup>32</sup>。

これらの研究は、いずれも情報を伝える媒体（メディア）に注目し、そこに表現されている不特定多数の受け手の存在を意識した情報発信者（≡媒体作成者）の意思を分析して、情報を受容、共有した人々の意識に迫るといふ手法をとっている。従って、研究対象は、自然とこうした媒体が作成、公開された都市、特に江戸が中心となるため、地方における媒体の受容者層の実態を掴みにくいという困難が生じる<sup>33</sup>。

これに対し、近年は、奈倉哲三氏が、「見立ていろはたとへ」等の諷刺文芸に注目し、その分析によって幕末維新期の民衆の天皇観を明らかにしている<sup>34</sup>。こうした狂歌や落書、流行歌等の諷刺文芸は、筆写によって地方の民衆にも流通し、その日記や風説留等にも様々

な諷刺文が記載されている。また、先に挙げた今田洋三氏は、やはり近世の日記や記録等に筆写された流言的情報に注目し、近世の庶民は基本的にこうした流言によって社会状況を認識しており、天明期を画期として江戸や京都を中心に流言活性化状況が展開したと指摘している。一方、維新変革期の研究においては、早くから民間社会に広汎に流布した風聞が、民衆の関心や歴史過程における問題を示すものであると捉えられ、国家権力と社会とのダイレクトな繋がりという視点からその分析を行うことの必要性が説かれている。このように、印刷メディア以外の諷刺、流言、風聞といった表現手段も、民衆の政治意識を検証する有効な素材として取り上げられている。

以上を踏まえ、本章では、まず政治情報を受容、共有した民衆の階層を提示し、その内部での政治情報の質の違いについて検討する。その上で、「うわさ」という性質の情報に注目し、「うわさ」を含む政治情報に対する民衆の反応、「うわさ」をとりまく近世社会の状況、「うわさ」の受容に見られる民衆の政治・社会認識の在り方について分析する。最後に、民衆にとつての政治情報の意味とその社会に対する影響力を、世論形成という視点から考察したい。

## 一 情報の共有と質

### 1 共有する階層

前章までで明らかにしたように、支配層である武士身分以外の民衆が政治情報入手、共有できる場の一つに役所がある。加賀藩の場合、藩政の中心的な役所であり、藩財政・地域行政を担当する多くの諸役を統括する算用場は、治世に関する情報に加え、幕末期になると全国の政治・社会的動向に関する政治情報が流通、集中する場となっていた。

同役所における政治情報は、本来的には、触・達等の形で支配層から民衆に伝えられる情報と、逆に被支配層である民衆から藩に報告される情報という、幕藩体制の支配構造の中で支配層が藩政に必要と認め、収集、伝達された情報として存在した。しかし、近世後期以降の例を見ると、政治情報は、このように垂直方向に伝達されると同時に、算用場やその下部役所に勤務する百姓・町人身分の人々の間でも共有され、彼らを通じて城下町から村へ水平方向に伝播していった事実が確認できる。特に、幕末期には、幕府や諸藩の動向、中央政局など、本来、被支配層には無縁の支配層レベルの政治情報が、算用場を通じて武士・百姓身分の間で身分横断的に共有された。



史料5・1 王政復古の風聞につき書状<sup>9</sup>

夜前下筋「」早打罷通、御当地（金沢）江も上方より早打御着之由、今日御役所（算用場）江罷出候処、人夫出方繰上被仰渡、姉崎様（銃隊馬廻組）御組「」夕より明後十六日迄二御出立之事二相成申候、依而京都模様、加州方「」伺申上候処、京都市向事相替申義ニ被仰渡候得共、委義相知不申、尚更下馬沙汰承り候得ハ間違有之哉も難計候へ共、当八日弥王政復古ニ相成候由、二条様「」方儀奏方「」被仰付 公儀も 勅使相立、薩州様御警衛之由、同日九門御固四藩并新覚様之由、会津様「」御門御固御免、代り土佐様江被仰渡候由、会津様二条御城江御入与申「」之由ニ御座候、右ハ不慥候得共、承り候俣申進候間、右様御承知御内分ニ而玉井様江も御咄被下度候、右之趣申上「」如斯ニ御座候、

卯十二月十四日

石崎

五十嵐様等

\*（）内、句読点、傍線部は筆者註。「」内は虫損につき解読不能。

史料5・1は、慶応三年（一八六七）十二月八日の王政復古直後の京都の政局に関する情報を伝えた書状の写である。差出人の石崎は、無組御扶持人十村で当時十村の筆頭であった砺波郡の石崎市右衛門、宛名の五十嵐は、砺波郡五位組裁許の御扶持人十村・五十嵐佐次右衛門（小豊次）であろう。石崎家は、十村層の中でも最上位に位置する家柄で、近世後期には十村筆頭を務めることが多く、役務のため金沢に滞在することも多かった<sup>10</sup>。本書状によれば、石崎が算用場で王政復古後の京都の様子を聞き、内容の正確性は留保しつつ、その情報を同郡の十村へ伝達している。さらにここでは、当時砺波射水御郡奉行であった玉井三郎（玉井様）へも内々に情報を伝えるよう伝言している。また、この書状写は、砺波郡大滝村の平十村・与左衛門が所蔵していたもので、これらのことから、少なくとも砺波郡域の在地支配構造の中心的存在である郡奉行・十村層の間では、身分横断的に情報が共有されていたと考えられる。

このように役所で情報共有を行うことのできた民衆の主要な階層は、十村層や町肝煎など幕藩制支配構造における中間支配機構の中心となる人々であった。彼らは、百姓・町人身分であるとはいえ、地域社会に在住して行政の主体となる立場であり、加えて近世後期以降は、海防や史料5・1のように行軍のための人夫動員の差配など新たな役務が増加していた。さらに、慶応三年には、十村層に公儀向きの御用だけでなく、廻村や出府など日

常の御用を務める際にも帯刀が許可されるようになるなど身分指標の差異も強化されている。このような彼らの一般民衆とは異なる立場は、政治情報を主体的に収集、共有する主な動機の一つとなっていたと考えられる。

しかし、既に見たように、役所に通い藩の御用を担う民衆は彼ら以外にも存在する。地域行政を例にとれば、算用場の十村詰所には、十村の他に、その補佐をする手代、代理を務める番代、その補助役である番代手伝が郡ごとに存在し、給銀を得て勤務していた。これらの民衆の間にも、政治情報は役所や職務を通じて広まっていく。

地域行政職を務める一人で、文久二年（一八六二）から明治四年（一八七一）頃まで、能登口郡（羽咋・鹿島郡）の番代手伝を務めた能登屋甚三郎は、金沢町の町人で、父は酢商売を営む商人であった<sup>15</sup>。住居は、親族の家に同居する形が多く、文久二年以降少なくとも三回引越しをしている<sup>16</sup>。番代手伝としての収入は、慶応二年の場合年間銀六百目で、これに対し一年間の生活費は千五百六十目必要とされており<sup>17</sup>、文久二年から明治四年まで十一回にわたり給銀の増額を願っている<sup>18</sup>。ただし、同人の日記から見る生活ぶりには、その行楽や食事などから必ずしも困窮しているようではなく、謡の教授などの余稼ぎで、給料以外の収入を得ていた様子が窺える。

彼のような地域行政の実務を担する役人は、その調筆や計算能力によって雇用された者で、立場や意識は十村層等の中間支配機構の中心的存在の人々とは異なっていた。しかし、藩政運営システムの中で、共通する職場や職務を通じて、政治情報入手、共有することが可能であった。表5・1は、能登屋甚三郎が日記に記録した全国・地域の政治・社会事件に関する情報を、入手、共有した場所や人物に注目して一覧にしたものである。これによれば、役所や役務を通じて、藩領内や金沢町の情報だけでなく、広く全国的な政治情報も入手、共有していたことがわかる<sup>19</sup>。

また、表5・2は、算用場の引替所で調筆方御用を務めていた、金沢町人津幡屋清兵衛が記録した政治情報について、筆写された文書の様式または情報の種類についてまとめたものである。引替所とは、算用場内にある役所の一つで、藩が発行した銀預手形等を現金と両替する機能を持っていた<sup>20</sup>。清兵衛は、嘉永五年（一八五二）十一月から引替所で勤務し、翌年から調筆方雇となり、安政二年（一八五五）に常雇、同五年に新札白印紙調筆方兼帯を命じられている<sup>21</sup>。津幡屋はもともと越中国高岡町の出身で、金沢町に分家、移住してから清兵衛で四代目となる。二代目は紺屋職、養父の三代清右衛門は、紺屋職を止めて蔵宿の内手代となるが、生活が成り立たず、洗張商売を営んでいる。清兵衛自身は、

洗張商売を引き継ぎつつ実家の縁で銀仲商売も営んでいたらしい。三代目が洗張商売を始めた頃は借家だったが、天保二年（一八三一）に愛宕町に家を買ひ、その後類焼に遭ったものの次代まで継承している。同家の文久元年の収入は、調筆料など役所からの収入が銀千二百四十匁余で、その他商売による収入が千三百三十三匁、合計二千五百七十三匁余であった。これに対し支出は二千四百三十三匁余で、差引百四十匁の黒字となっている。物価変動もあり単純に比較はできないが、前出の番代手伝能登屋と比べると、役人としての収入は約二倍、支出は約一・五倍となっており、経済的には能登屋より余裕があったと思われる。

清兵衛が政治情報を記した記録は、安政六年「旧記留帳」、文久三年「諸事留帳」の二冊である。家の由緒や代々の忌日・戒名などの私的な事項や相場など引替所の職務に関係した内容の他、加賀藩や前田家、金沢町の出来事を中心に、全国的な政治・社会的事件についても記録したもので、前者は天正元年（一五七三）から文久二年、後者は文久二年から明治三年までを網羅している。記述の仕方から、近世初期から弘化・嘉永期頃までは何らかの原本が存在するか知識に基づいたもので、表書にある安政六年前後は記録量も増加していることから、自らの見聞、経験によって記録していると見られる。

先に指摘したように、こうした記録を残した津幡屋清兵衛や能登屋甚三郎のような町人は、藩の役所に通いその御用を務めるものの、彼らを町年寄や十村を代々務めるような中間支配機構と同じ階層として見ることは無理がある。では、民衆全体の中で、彼らをどのような階層と捉えればよいのか。指標として、安政四年の金沢町の人口分布から考えると、同年の持家数は一万五千六百七十一軒で人口四万五千九百六十二人、同居店借数は七千三百七十軒で人口一万二千五百四十四人となっており、津幡屋は全体の約七割にあたる持家層に入っていた。能登屋の場合、文久二年の人別送り状によれば、下博労町の従弟の家の「同居」となっているため、全体の約三割の同居店借層に相当する。こうした持家を持たない借家人の階層の中には、日稼ぎ等で収入を得る都市下層民が含まれており、その生活は、災害や不作、景気や物価変動の影響を受けやすく、彼らの困窮とそれに起因する打ちこわしの発生や風俗の悪化は、幕末期の加賀藩が抱える社会問題となっていた。安政五年二月の藩による町方小前の困窮者救済状況を見ると、その対象となったのは二千八百九十軒で、安政四年人口分布の全体家数の約一割強に当たる。都市下層民とされる階層がだいたいこの割合と推測すると、安政五年以降、藩の御用を務めることもあった町博労である親戚の家に同居し、文久二年には番代手伝となっていた能登屋がこの一割の中

に入っているとは考えにくく、能登屋は借家人であるが日雇いで収入を得る下層民というほどの階層ではないと推測される。

以上を踏まえると、津幡屋・能登屋は、藩の御用を務めるという点で他の町人とは異なる立場、能力を有していたが、十村層のような地域行政の主体となる中間支配機構とは異なる階層であった。地域行政の例に顕著のように、近世の藩政運営システムは彼らのような御用を担う多様な民衆の存在を前提として機能しており、津幡屋や能登屋が特殊な存在というわけではなかった。また、経済的には、打ちこわしの主体となるような下層民でも、逆にその対象となるほどの富裕層でもなかった。以上のことから、彼らを金沢町に居住する大部分の町人と同じ階層として捉えることは可能であると考ええる。

## 2 政治情報の質の違い

本項では、金沢町人である能登屋甚三郎(表5・1)および津幡屋清兵衛(表5・2)が記録した政治情報と、第二章で取り上げた十村杉木家で記録した政治情報(表2・1)を比較してみたい。

まず、共通点から見ていく。ほぼ同じ年代の政治情報について記録している杉木家と津幡屋を比較すると、両家とも幕末維新期の主要な政治・社会的出来事に関する情報を入力しており、金沢町人も当時の全国的な政治・社会的状況を知ることが可能であったことが分かる。特に、安政の大獄や桜田門外の変、水戸浪士西上等の事件については複数の種類の情報を記録しており、中でも長州征伐は、能登屋甚三郎も幾つかの文書を筆写するなど、当該期の民衆が強く関心を持った出来事であることが知られる。

次に、相違点を見てみよう。一見して分かるのは、情報量の多寡である。特に一件の出来事について筆写された文書・情報の数は、十村杉木家が圧倒的に多い。また、同家の場合、政治情報は「開鎖和戦論」のようにそののみを収録、編纂した、いわゆる風説留と呼ばれる史料に記録されている。これに対し、津幡屋・能登屋の場合は、留帳や日記など、政治情報の記録を目的とした史料ではなく、私事を含めた様々な諸事項について書き留めた文書に、政治情報もあわせて記録している。こうした情報量の多さや記録の仕方からは、十村層の政治意識の高さを窺うことができる。一方で、政治情報と地域、私的な出来事が混在する金沢町人の記録からは、彼らがその政治情報を身近な出来事とどのように関連付けて捉えたかという情報受容の具体像を検討することができる。

両者の違いのうち、最も注目したいのは、記録した政治情報の質である。杉木家の場合、第2章で明らかにしたように、記録した政治情報は、支配層レベルで発給された文書の写

が中心で、かつ重要だと認識した事件については複数の文書や情報の筆写、記録が行われていた。これに対し、津幡屋と能登屋の場合、そうした複数の文書の筆写が見られないわけではないが、基本的に他人から伝え聞いた事項を記載する、という伝聞の形で情報を記録することが多い。これらの情報は、一文の最後に「由」と記載されるのみで、その伝達者・発信者についてはほぼ記録されない。また、表5-2をみると、伝聞に加えて、「風聞」「風説」「風評」「取沙汰」「噂」といった表現で記録された情報も多く、こうした出所や根拠が明らかではない「うわさ」が、津幡屋や能登屋が受容、認識した政治情報の中心であったと考えられる。

このような「うわさ」は正確性・信頼性という点では情報としての質は高くはなく、従って、政治情報に対する意識やリテラシーという視点から見れば、十村層に比べ、本章で取り上げる町人の評価は低くなるであろう。しかし、こうした「うわさ」こそが、幕末維新期に金沢町に居住していた町人が受容、共有していた主要な政治情報であるとすれば、「うわさ」の実態やそれに対する人々の態度、「うわさ」と社会との関係について検討することで、当時の民衆の政治に対する意識を窺うことができると考えられる。次節ではこの検証、考察を試みたい。

## 二 金沢町人と「うわさ」

### 1 政治情報に対する関心

本項では、まず、金沢町人の政治情報への対応を史料から窺い、中間層以外の民衆の政治情報に対する関心の有無について検討する。

史料5-2 触留帳<sup>26</sup>

一、元治元年八月八日より町廻り被仰渡候に付、改方役所江組々より小頭一人宛御呼立に而、左之通書取を以廻り方被仰渡候、

被仰渡覚書

一、此節早打等度々着いたし候処、町家店々之者ども気立ち色々相尋、或は子供杯駕籠之廻り江立寄、邪魔成儀共有之躰相聞候間、廻り方より通り筋町役人方江騒立不申様可申渡旨、篤与可申談候、

一、坊主・町人杯にも馬に乗徘徊いたし候様之儀相聞候間、見懸次第人馬共召連可申候、

一、異形之笠着用徘徊いたし候坊主有之躰相聞候間、見懸候はゞ名前等相尋可申候、  
右之通一統江可申渡旨被仰渡候事、

子八月

右に付一組合小頭共六人宛昼一番・二番二手合、夜二手合、夜二手合、夜二手合都合  
廿四一組持にして十組に而相廻る、

\*傍線部、句読点は筆者註。

右は、元治元年（一八六四）八月に金沢町人に対して町内の治安維持のために巡回を命じた藩の触である。この第一条に注目すると、当時、早飛脚が度々往来し、その都度、町の人々が興奮して色々尋ねるため、飛脚の業務の妨げになっていると記されている。

元治元年七月から八月は、周知の通り禁門の変が勃発して京都が戦場となり、長州征伐へと繋がっていく全国的な政治変動があった時期だが、加賀藩政においてもこの動きと連動して大きな変化があった。当時加賀藩では、世子慶寧が在京して御所警衛を務める一方、長州藩赦免のため、同藩、幕府、朝廷の間で周旋を行っていた。しかし、事態は慶寧らが意図した通りには進まず、藩内でもこの周旋の動きをめぐる意見が割れていた。七月十八日夜、長州藩の洛中への進軍が始まると、慶寧は同藩との軍事的衝突を避けるように翌十九日に退京する。この行動を認めない藩主斉泰は、朝廷や幕府に謝罪を求める一方、慶寧とその側近、一派とみなされていた藩内尊攘派を一斉に処罰した。元治の変と呼ばれるこの政変は、幕末の中央政局と加賀藩の動向が最も強く連動した加賀藩政治史上の重要な事件である。

この事件に際し、加賀藩では、情報収集のため、飛脚が頻繁に京都と金沢間を往来している。まず、七月十八日夜半の事件発生以降の加賀藩京都藩邸および隣の長州藩邸の緊迫した状況と翌十九日昼の慶寧退京の情報が、十九日夕七時過ぎ京都出立の飛脚才領久作により二十一日夜六時に金沢に伝達された。京都からの早飛脚は、その一晚だけで約十二度も到着したという<sup>35</sup>。これを受けて、翌二十二日には年寄長連恭、家老横山隆淑が上京、二十三日以降も馬廻組等の加賀藩兵が続々と出発している。

この政変は、藩内の民衆にも直接的な影響を与えた。当時、算用場に勤務していた能登屋の日記によれば、前述の家臣団の急な上京により、荷物運搬のための日用人足が不足し、金沢町だけでなく郡方でもその調達について苦慮していた様子が窺える<sup>36</sup>。また、十二月には御所警衛のため能登の農民銃卒九十四名が京都に向けて出立している<sup>37</sup>。

さらに、同年十二月には、上洛を目指していた水戸藩の浪士が越前を通過し、加賀藩が警備のため出陣することになったが、ここでは、石川・河北郡の農民銃卒三百人が領内警備に動員されている。十二月二十一日の能登屋の日記には、この水戸藩浪士の降参を知らせる足軽飛脚が到着すると、人々が「駈集」って行ったため、能登屋も「走行」き、その情報を聞いたと記されている<sup>36)</sup>。

このように、人夫さらには兵士としての動員など自身の生活や身の安全に直接的に関わる影響<sup>37)</sup>や、飛脚の頻繁な往来<sup>38)</sup>は、支配層の政治動向に対する民衆の関心を高め、情報を収集しようとする動機の一つとなったと考えられる。表5・1では、能登屋が、慶寧とその家臣団の上京に足軽として従った親戚から、帰国後「京都詰中大変之事」等を聞き取っている様子が確認でき、このことから金沢町人の政治情報に対する関心の高さを窺うことができる。

以上の動向に対し、同年八月には、藩から国政や他藩の様子について流言や浮説等と言いふらすことを取り締まる命令が申し渡されている<sup>39)</sup>。こうした藩権力の対応は、民衆の政治情報に対する関心の高まりを裏付けるとともに、それに基づく「うわさ」の流布という現象が発生していた事実を示している。

## 2 「うわさ」の流布と影響力

民衆の政治情報への欲求と「うわさ」の流布に対する幕藩権力の警戒は、幕末期に特有のものではない。被支配層の情報活動に対する幕府や藩の統制は、近世を通じて行われており、金沢町でも既に寛永十九年(一六四二)の町中法度で、町人が店に人々を集めて「かゝらさる人言世間之噂など、高雑談仕」ことを禁じている<sup>34)</sup>。

支配層が民衆の間に流布する「うわさ」を恐れたのは、そこに、民衆の支配層やその政治に対する不満、政権交代による改革(世直し)の期待が込められていると見ていたことによる。幕府による流言(うわさ)を取り締まる法令は、元禄末〜正徳期、元文〜宝暦期、天明から寛政、文化期に強化されているが、その背景には、災害の連続的発生やうちこわし等の社会不安の増大と、それに起因する流言の活性化、商品流通の発展や印刷メディアの発達による情報伝播の全国的展開があったという<sup>35)</sup>。

幕末期には、外交や内政に関する問題の頻出と、大地震などの災害や、コレラや麻疹等といった流行病の全国的流行により、民衆の情報活動は一層活発化した。これに対し、幕府は、「浮説」を言いふらす行為を「人心を誑惑為致候」ものとして禁じ、また火札・張札の増加が、やはり「人心狂惑為致候」ものであるとして厳重な取り締まりを行っている<sup>36)</sup>。

このように、従来通り民衆による情報活動を禁じる一方、幕末期には、幕府自ら情報をある程度公開することで、民衆の情報受容と政治意識をコントロールしようとしていた事実が明らかになっている<sup>37)</sup>。

加賀藩による情報統制は、現段階では断片的にししか窺えないが、文政二年三月の家中、町・在に対する申渡の中で、「近年御政事等御隠密之義、不頭以前二其事を指申触候族」がおり、本来秘匿されるべき「御政事」に関する情報が漏洩されやすくなっている現状を指摘して、今後は情報を漏らした者もそれを聞いた者も処罰すると命じている<sup>38)</sup>。この禁止命令の背景には、当時、加賀藩で進められていた藩主斉広による藩政改革があった。特にこの申渡と同月には、地域行政の中心であった十村層の内三十六人が改革の阻害となるとして処罰されていたため、その事件や改革に関する情報が、身分階層・地域を問わず流通する現状があったと思われる。また、天保六年には、町内の火災に際し流言を發した者を捕縛している<sup>39)</sup>。幕末期になると、加賀藩でも幕府と同様、一定の情報公開を行い、人心の安定を図るとともに藩政への協力を求めるようになっていたが<sup>40)</sup>、一方で、元治元年の政変に際しては流言・浮説の取締りを行っている。このように、加賀藩でも、支配層がその統治に関わる情報漏洩や「うわさ」の流布を警戒していることが分かる。

以上のように加賀藩が「うわさ」の流布を警戒したのはなぜか。先に見たように、幕府が民衆の情報活動を厳しく統制したのは、「うわさ」に政治批判が込められており、それが広く民衆の間に広がって認知され、支配体制を動揺させることを恐れていたためだと言われている。こうした意識レベルの脅威に加え、十八世紀後半以降の社会では、「うわさ」の流布の影響が、支配層による地域社会の政治運営に対し、より直接的な行動となって現われるようになったことが挙げられる<sup>41)</sup>。

金沢町の例を見ると、文政十三年（天保元年、一八三〇）十二月、金沢町の窮民が富裕者に対し救済を求めて押しかけた事件が起こったが、その際、張文や虚談を言いふらし窮民を扇動する者の存在があった<sup>42)</sup>。このように、近世後期以降の加賀藩では、こうした騒動の際に、「うわさ」を流布させて騒動を引き起こす存在が確認できる。

安政五年に藩領全域で発生した米価値下げ等を要求する米騒動では、金沢町の騒動の首謀者の一人が「米価高直之所、身元宜者米買しめ候与申風説を承り、彼者共方江大勢罷越及悪口候はゞ、買しめ候米売出直安に可相成与、大勢之者江申談為及騒動」との理由で処罰されており、「うわさ」を根拠として騒動を扇動したことが罪に問われているのがわかる<sup>43)</sup>。また、騒動が広まった越中国高岡町では、打ちこわしの最中、町会所の門下や神社の



板塀に、落書・張文が「開文」の状態で放置され、米価値下げを要求し町役人を非難する内容が公開されていた。さらに、騒動直後には「風聞兎角不穩」な状況が発生し、「貧人体之者屯罷在、騒立可申抔取々申触シニ付、役人等江右ヶ所相為見込候処、罷在不申候」と役人が「うわさ」に踊らされている様子が窺える<sup>34)</sup>。

この後、慶応元年にも同様に「うわさ」を発端として、金沢町の米仲買人に対する打ちこわしが起こっている<sup>35)</sup>。この「うわさ」の内容は、米仲買人が米価高騰を望んで医王山の池へ雨乞いをした、あるいは縄ヶ池へ「悪敷物」を投げ入れて降雨を祈ったというものである。後者の内容は、安政五年の騒動の際に流れた「うわさ」と非常に似通っており<sup>36)</sup>、騒動の発生に際し、それと対になる「うわさ」が民衆の間で伝承されていることがわかる。

幕末の幕府の町触にも見られたように、当時の不安定な社会状況において、支配層は人心を惑わすものとして「うわさ」の流布を恐れた。加賀藩の例を見る通り、実際に「うわさ」によって人びとは意識を左右され、打ちこわしという行動を起こしている。このように、「うわさ」の影響力は、支配層にとってその政治運営を阻害し、支配体制を動揺させる危険性を持つものであった。

しかし、民衆にとって「うわさ」は、自らの生活維持のために起こす要求行動の動機、あるいはその目的を表明する手段となりうるものであった。つまり、民衆にとっての「うわさ」は、支配層とは異なる価値と機能を持っていた。また、騒動の際に、意図的に「うわさ」の影響力を利用する者が現れたことは、民衆の中にも、情報の機能を理解し、利用できる、情報リテラシーを持った存在が出現していたことを示している<sup>37)</sup>。

### 3 「うわさ」と民衆の政治・社会認識

幕末維新期の民衆が、政治・社会状況をどのように認識していたのかという問題については、はじめに述べたように、諷刺文芸や印刷メディアの分析を通じて多くの検討がなされている。特に、幕末期に頻発した災害や病は、それが原因となって発生する凶作や飢饉、物価高などの事象も含めて、民衆の生命・生活に最も強く影響を与えるものであり、民衆の関心は高く、かわら版や錦絵などの印刷メディアも大量に作られた。

表5・1、5・2から分かるように、金沢町人の関心も、全国的な政治的事件とともに、災害や流行病等の社会的出来事にも向けられていた。本項では、この政治的事件および社会的出来事双方の情報を金沢町人がどのように受容したのかを具体的に検証し、その政治・社会認識の在り方について考察する。

表5・2には、幕末期に発生した主な全国の地震、火災、洪水、大風、流行病が記載さ

れているが、この内、安政末年に注目してみたい。安政期は同二年に発生した江戸大地震（安政大地震）など災害の多い年代で、同五、六年にはコレラが流行し、江戸城が火災に遭うなどの災害が発生していた。加賀藩領でも、同五年二月に北信越地方一体に発生した大地震により、特に越中国で田畑が損害を受け、先述した米騒動の原因の一つとなっている。一方、当該期には、日米修好通商条約の締結と将軍継嗣をめぐる政争、それに起因する安政の大獄と桜田門外の変などの外交・内政上の問題が相次ぎ、中央政局の変動も著しかった。

史料5-3 「旧記留帳」（安政五年）<sup>48</sup>

一、当八月中頃末より彗星出口ハ孛星か様なる星出、此二星俗ニホウケ星と云、此ハ陽火之精ニして大略百日ニして消る、しかし大地震歟雨歟風か病力ニ変する者也、病ニ相成候やう、八月末方よりは迄暴瀉病（コレラ）流行、能州福良・本吉・宮腰・大野、皆々舟手流行いたし、御城下ニも余程病死いたし、又々顔覚之有人も四・五人斗病死いたし候、国々同断、先京・大坂不申及、江戸ハ大数式十万余病死いたし、誠ニ混乱なる、難筆紙尽、

初ハ水戸ハ毒を流し候与申立、相分不申、又々魚ニ毒之有候躰ニて、一切生魚喰間敷、御国殿様ニも江戸ニて一切生魚不成、塩物斗ニ候与申聞候、

\*（ ）内、傍線、句読点は筆者注。

これは、安政五年夏に流行したコレラに関する津幡屋の記述である。コレラは、インドを発祥の地とする風土病で、十九世紀に世界的に大流行した伝染病である。日本には、文政五年に初上陸し、安政五年、文久二年に全国に大流行した。安政五年のコレラは、長崎停泊中のアメリカ軍艦ミシシッピ号の船員から伝染したのが始まりと言われ、当時の民衆は、この流行をペリー来航から通商条約へと続く一連のアメリカの圧力的動向と結びつけ、コレラを「異」的なものと捉え恐れた<sup>49</sup>。

加賀藩領では、コレラは湊町の船乗りから流行し、安政五年・翌年夏に領内に広がった。金沢町会所の調査によれば、町奉行支配下の町人だけで六四〇余人の死者が出たという。同月、藩主の命により城下の寺社で祈祷が行われ、「人氣引直」のため臨時祭礼が行われている。文久二年には、コレラとともに麻疹も流行し、死者は合計千百十八人に及んだ。対策のため町会所では麻疹禁物の品能書の摺物を一万五千枚発行し、町人は紙で悪病神を祭

る神輿や鳥居を作りコロリ祭を行っている<sup>30</sup>。

「諸事留帳」のコレラに関する初出は、安政五年八月の暴瀉病（コレラ）予防と薬方に関する幕府からの達書で、史料5・3はその次に現れる記事である。ここで注目したいのは、コレラ流行の原因として、ほうき星の出現という天変地異が示される一方、水戸藩が毒を流したという「うわさ」も挙げられている点である。前月七月、条約締結と将軍継嗣問題の政争に敗れた水戸前藩主徳川斉昭は、同じ一橋派の尾張藩主徳川慶恕、越前藩主松平慶永とともに慎に処されており、「諸事留帳」にも、コレラ初出記事の直前にこの処分を伝える幕府達が筆写されている。記事を記録した津幡屋は、この水戸前藩主に対する処分とコレラの流行を関連付ける「うわさ」について、「相分不申」と真偽は不明であるとしながらも、その解釈を否定していない。むしろ、コレラという筆舌に尽くし難い病が、居住地である金沢町でも流行し、見知った人物も病死するという状況の中で、身近に迫る危機と入手した政治的事件に関する情報を結びつけて解釈することは、津幡屋にとって不自然なことではなかったと思われる。

水戸藩の動向と他の社会的出来事に関連づけて捉える「うわさ」の記述は、他にも見ることが出来る。安政六年三月、藩は流行病や災害で落ち込んだ金沢町内の賑わい創出のため、三味線、芝居・浄瑠璃・狂言興行を許可しているが、これに対し、津幡屋は、人心が穏やかになったと認めつつも「是ハ矢張水戸様一件之口塞与風聞有之候」と、この政策がやはり水戸藩の一件の口止めであるという「うわさ」が流れていることを指摘している。一件が具体的に何を指すのかは明示されていないが、この「うわさ」には、コレラ流行の時と同様、水戸藩が関係する何らかの社会不安が民衆の中にあつて、それを懐柔するために、藩が民衆の景気が良くなる芝居等の芸能興行を許可したという解釈が含まれている。また、同年十月には江戸城本丸が火災で焼失する事件があつたが、これについても「右失火ハ水戸之残党之仕業と相見得候等申風聞仕候」と、水戸の残党の所業だとする「うわさ」が流れていた。この記述の前には、九月二十四日に書き写したという、前藩主徳川斉昭の永蟄居、現藩主慶篤の差控、家老安島帯刀の切腹など水戸藩関係者を含む安政の大獄の処罰者を列記した封廻状が筆写されている。ここでも、記録者の津幡屋が、「安政の大獄の報復として、処罰を免れた水戸藩の残党が江戸城に放火した」という「うわさ」の文脈を受け入れている姿勢が窺える。さらに、翌万延元年（安政七年、一八六〇）三月三日、水戸浪士達によって大老井伊直弼が暗殺される桜田門外の変が起こると、津幡屋は事件に関する複数の文書を筆写する一方、同月末の町触で宿泊人の厳重規制が命じられたことをこの

事件によるものとみなし、京都所司代暗殺と大坂での水戸浪人らしき者の自害の「うわさ」や、能登奥郡へ水戸から人足を求めにやってくる者がいたという「うわさ」も書き留めている。

安政期の政治動向や思想展開において、徳川斉昭と水戸藩の影響力の大きさは、当時の武士層や民衆の多くが認識するところであったと思われる。しかしその対象をどのように解釈するかは、それぞれの身分階層や立場、考え方、居住地域等によって異なってくる<sup>30)</sup>。

加賀藩領を例に見ると、河北郡池ヶ原村の百姓松嶋喜太郎が日々の出来事や政治的・社会的事件を記録した「一代記」では、当該期の徳川斉昭を「日本国を我手ニ握らん」として策を巡らす「悪大名」として捉えている。コレラの流行についても、斉昭が外国からキシタンを招きその「くだ狐」を使って日本国中に三日殺という大病を流行らせ、大名から百姓・町人に至る大勢の人々を殺害したと記述している<sup>31)</sup>。ここでは、「諸事留帳」と同じく、コレラ流行という社会不安と政局の変動を関連付けて捉えている。しかし、同帳の記述が「うわさ」をあくまでも「うわさ」として簡略に記し、水戸藩や斉昭についても踏み込んだ評価をしていないのに対し、「一代記」では、斉昭や水戸藩など新たに幕政に参入した大名・藩の出現を、諸外国からの開港・交易の要求（外圧）、従来経験したことのない流行病（コレラ）、民間伝承に基づく想像上の獣（管狐）、近世社会で禁じられてきた異教（キリスト教）という、当時の民衆の日常的世界外の「異」的な存在すべてと関連づけて解釈し、それをそのまま記述しているのが特徴である。この両者の違いは、在方の山村に居住する一百姓には、金沢町内に居住し役所に勤務する町人よりも、入手できる政治情報が限られていたこと、かつ、この「一代記」の作成目的が、子孫に食物や金銀、物事を大事に働くことの重要性を伝えるものであったことに起因すると思われる。「一代記」の記録内容は、自らの生業である農業に最も影響を与える天候や災害、飢饉、作柄等が中心であった<sup>32)</sup>。記録者である松嶋は、こうした自然や現実生活の厳しさと、その中で生きる術を、この「一代記」を通じて可能な限り詳細に後世に伝えようと意図していたと推測される。そのため、政治的な事件も、その意図に従って、自身をとりまく日常世界を脅かす危険や生業を営む上での困難と関連づけて解釈、記録したものと考えられる。

以上のように、幕末期の民衆は、「うわさ」を中心とした限られた情報と、自らの置かれた状況、経験や価値観とを自分の中で再構成し、現実の政治・社会に対する認識を形成していた。そして、こうして形成された認識は、再度「うわさ」として民衆の間に伝達、共有されていく。このように「うわさ」は、事実の客観性・正確性を重視する現在の情報と

は異なり、それを受容、共有した人々の政治・社会的事象に対する解釈を含むものであった。これが幕末社会の民衆にとつての情報の基本的な在り方だったと考えられる<sup>54</sup>。

しかし、一方で、民衆は「うわさ」を全て信用するのではなく、その虚実も意識していた。「諸事留帳」では、「うわさ」を記録する場合は、必ず最後に「し由」「風聞」「風説」等と記してその政治情報が「うわさ」であることを明確にしていたし、所々で、「うわさ」を記した直後の文章に、「此頃之漸し凡て空言而已之よし」と記録するなど、こうした根拠の無い「うわさ」が蔓延する現状を認識していた。このように、当時の民衆の情報世界は、「うわさ」を中心とした解釈を含む情報が蔓延する状況と、情報の正確性を重視する方向性が、混在する状態であったと見ることができるといえる。

## おわりに

以上、本章で検討した内容をまとめると次のようになる。

城下町金沢における民衆の政治情報活動は、支配層と被支配層の中間的存在を必要とする近世幕藩体制の支配構造と不可分の形で行われ、そこでは身分横断的な政治情報の共有が実現していた。この政治情報を共有していた民衆の中には、「公論」形成の担い手となった中間層とそれ以外の階層の民衆が存在し、それぞれが受容、記録した政治情報には質的な差があった。中間層以外の民衆も、幕末期には全国的な政治動向が自らの生活に関わる直接的な影響をもたらしたことにより、政治情報への関心は高かったが、彼らが受容した政治情報の中心は、出処の不明確な「うわさ」が多かった。民衆にとって「うわさ」は、それを脅威と捉えた支配層と異なり、自らの行動の源泉としての意味を持つものであった。その内容は、事実の客観的な報知というより「うわさ」を受容、共有した人びとの解釈を含むもので、幕末期の民衆は、こうした「うわさ」を通じて全国的な政治・社会的事件を認識していた。当該期の民衆の政治情報活動の特質は、まさにこの「うわさ」の流布と受容、共有にあるといえる。

以上を踏まえ、最後に展望を含めて世論形成との関わりについて述べたい。従来研究では、中間層によつて担われた民衆の政治情報活動は、「公論」形成の端緒的成立の前提となつたとされる。公論は、公開された機会における理性的な討議という手続きを踏まえて形成された意見であり、明治維新以後は、この「公論」または「輿論」が政治的正当性の根拠となつていた<sup>55</sup>。

本章の検討結果に従えば、このような「輿論（公論）」形成の前提条件が整いつつあった

幕末期には、それとは異なる質の「うわさ」を中心とした情報が政治的影響力を発揮する世論世界が存在していた。この世論の特徴は、それを作成、受容、共有した人々の解釈を含むもので、彼らの納得と共感を経て形成されたという点である。明治政府や知識人は、こうした世論に対して政治を感わし社会の騒擾をもたらすものであると警戒し、否定的な意味を持っていたが、少なくとも幕末期の民衆は、近世的世論の特性・客観的な事実ではなく人びとの感情や解釈を表現したもの、を意識しつつ、その影響力を利用する場合もあった。こうした当該期の民衆の世論世界が、明治期以降、どのように変化し、「輿論」世界とどのように関わっていくのか、この実証的な研究を進めることが今後の課題である。

#### 【註】

『今田洋三「幕末における農民と情報」(地方史研究協議会編『地方文化の伝統と創造』雄山閣一九七六)、大藤修「地域とコミュニケーション・地域史研究の一視点」(『地方史研究』一八五、一九八三)他。

『北原系子『安政大地震と民衆・地震の社会史』(三一書房一九八三)。

『杉本史子「異国・異域情報と日常世界」(荒野泰典・石井正敏・村井章介『日本の対外関係6近世的世界の成熟』(吉川弘文館二〇一〇)。

『出版史の分野では、一九九〇年代以降、地方で豊富な蔵書を蓄積していた家の存在が注目され、その地域社会における知識集積センターともいうべき機能や役割が、書籍の流通や貸本システムの分析から明らかにされつつある(小林文雄「近世後期における「蔵書の家」の社会的機能について」(『歴史』七六、一九九二)他)。しかし、時事的な政治情報に焦点を当てた場合、地域社会外部とのネットワークの分析は盛んに行われてきたが、内部での情報共有・断絶の実態については、現状ではあまり進められていない。

『奈倉哲三『絵解き・幕末諷刺画と天皇』(柏書房二〇〇七)、同『諷刺眼維新変革・民衆は天皇をどう見ていたか』(校倉書房二〇〇四)。

『今田洋三「江戸の災害情報」(西山松之助『江戸町人の研究』五(吉川弘文館一九七八)。

『三澤純「土地均分」と民衆」(藪田貫『民衆運動史3社会と秩序』青木書店二〇〇〇)。

『本章では、史料中で「由」「風聞」「風説」「風評」「取沙汰」「噂」等と表現される出所や根拠が明らかではない情報を「うわさ」と総称する。

『杉野家文書(福岡町歴史民俗資料館蔵)。

10 第二章註 35 参照。

11 長山直治・中野節子監修『梅田日記―ある庶民がみた幕末金沢』（能登印刷出版部二〇〇九）二〇〇頁。

12 以下、能登屋甚三郎の履歴に関しては、註 11 前掲書の長山氏による解説と、若林喜三郎『梅田日記・幕末金沢町民生活風物誌』（北国出版社一九七〇）の解説を参照。

13 「居住縮状之事」（梅田家資料、金沢大学資料館蔵。以下同）。

14 「家内年中入用高書上」（梅田家資料）。

15 「番代手伝給銀増方願」等（梅田家資料）。

16 慶応二年以降の出来事は、収集・共有した場・人物が明記されていないことが多いが、それ以前と比べて文書の筆写が多くなり、飛脚達書や藩の触など支配層に関連する文書が多いことから、算用場等の役所で入手、共有したと推測される。

17 日置謙『改訂増補加能郷土辞彙』（北国新聞社一九七九）七三九頁。なお、引替所が算用場内に移ったのは嘉永五年である（「諸事留帳」高桑家文書、高桑俊氏所蔵。以下同）。

18 津幡屋の由緒や当人の履歴、収支については、安政七年「諸事留帳」（高桑家文書）の他、文久三年「諸事留帳」（同上）も参照。

19 いずれも高桑家文書。両方とも冊子状で、前者は一六一丁、後者は六一丁を数える。

20 「金沢町家数人数高」（金沢市史編さん委員会『金沢市史』資料編六 6 近世四（金沢市二〇〇〇）六五〇頁）。

21 「居住縮状之事」（梅田家資料）。

22 加賀藩では、こうした都市下層民の増加に対して、行政機構の整備（町役人担当地域の細分化・地子町肝煎の増員）、雇用・賑わい創出事業の奨励（町内での芝居興行等の許可・遊郭営業許可）、教育の奨励（心学道話の許可・心学所の設立）、非常時の救恤などの対策を実施している（拙稿「幕末の世情と庶民の動向」（金沢市史編さん委員会『金沢市史』通史編 2 近世（金沢市二〇〇五）八九四～八九六頁）。

23 「米価高貴に付町会所救済家数人数書上」（註 20 前掲書五五二頁）。なお、文久元年の施米対象者も二千八百二十七軒で安政五年とだいたい同数であることから、幕末期における都市下層民の割合を一割強前後と捉えるのは妥当だと考える（同前書五七四頁）。

24 津幡屋の「旧記留帳」には、前述した通り天正元年からの記録があるが、表の作成にあたり、他の二家との比較を考慮して、天保十年以降の政治情報についてまとめるとし

た。

<sup>25</sup> 「風聞」「風説」等それぞれの違いについては、佐藤隆一氏が、「風聞」と「風説」の言葉としての意味と使い分けを検討し、前者が幕府や藩などの権力者が探索者を派遣して収集、報告させた情報であり、後者は国内で流布していた諸情報を特定個人がまとめたもの一般を指しているとし、両者とも明治期に「情報」という言葉で定義された「敵情の報知」という意味、用途とほぼ同様に使用されていたという（同「言葉としての「情報」と「風聞」「風説」」〔幕末期の老中と情報・水野忠精による風聞探索活動を中心に〕『思文閣出版二〇一四〕。ただし、佐藤氏が想定する情報を収集した階層・支配層と少なくとも郡レベルの中間層以上の被支配層とは異なり、本章で取り上げる町人による記録の場合、文久期以降「風説」という言葉が「風聞」に代わりよく使われるようにはなるが、特にこれらの言葉を使い分けている様子は窺えず、「敵情の報知」という意味も見出だせない。従って、本章ではその違いについては特に意識しないこととする。

<sup>26</sup> 前田育徳会『加賀藩史料』藩末篇下巻（広瀬豊作一九五八）一八一頁。

<sup>27</sup> 高原屋文九郎「舩斎遺墨」五（瑞龍寺蔵）。なお、飛脚の到来については、津幡屋清兵衛も二十一日から二十二日にかけて十数回ほどあったとしている（「諸事留帳」高桑家文書）。

<sup>28</sup> 註11前掲書二九頁。

<sup>29</sup> 註11前掲書六三頁。

<sup>30</sup> 註11前掲書六九頁。

<sup>31</sup> 金沢町では、文久二年に町人の鉄砲稽古が奨励され、同三年以降は散算用聞が銃卒稽古方を兼帯し、宮腰新町の浜に一般民衆用の銃の稽古場が設けられるようになるなど、町人が兵力として期待されるようになっていた。同年には、海岸御手当出張方および人夫駆付方について具体的な指示が定められている。この他、海防のため、儉約や金属類の調達、上納金が求められる等、幕末の政治動向が金沢町人の生活にも関わってくる様子が窺える（註22拙稿八九〇～八九六頁、「町方御触写」（註20前掲書四〇四頁）、「町方市中旧記」（金沢市立玉川図書館近世史料館蔵）。

<sup>32</sup> 慶応三年の大政奉還の際にも飛脚が頻繁に京都・金沢間を往来している。十月十五日の朝廷による許可の翌日に出京した加賀藩の聞番が、十八日昼後に金沢に到着して以来「早打続々毎日毎日打入騒敷事」という状況であった（文久三年「諸事留帳」高桑家文書）。

<sup>33</sup> 「執筆廻状留」（註26前掲史料二〇四頁）。



<sup>34</sup> 寛永十九年七月朔日「町中定」（註20前掲書七八頁）。

<sup>35</sup> 註6前掲今田論文。

<sup>36</sup> 石井良介・服藤弘司『幕末御触書集成』五（岩波書店一九九四、五六七頁）。前者は安政二年の江戸大地震後の江戸町触で、地震発生に便乗して様々な「浮説」を言いふらす者が多く、「衆人疑惑をも生し、金銀取引迄江も差響不融通」という悪影響があるとし、厳しく取り締まっている。後者は、文久三年十二月の江戸町触である。また、明治元年には、新政府も、続々と刊行される新聞紙類について、「大ニ人心を狂惑、動揺せしめ候条、不埒之至ニ候」ため、官許を得るよう町触を出している（同書三一〇頁）。このように、政治権力にとって、民衆の情報をコントロールすることがいかに重要であったかがわかる。

<sup>37</sup> 奈倉哲三は、ペリー来航時の町触を嚆矢として、幕府が国内外における支配の危機を民衆に周知し、幕府寄りの政治意識の高揚を促して上からの「幕府の民」づくりを進めていたことを指摘している（註6前掲書・二〇〇七）。

<sup>38</sup> 「御郡典」（石井良助『藩法集』六続金沢藩（創文社一九六六）四三一頁）。ここでは、その役に無い者が「御政事を内評」することは甚だ不心得だとして、政治に関する情報を漏洩するだけでなくそれに対する考えを述べることも禁止している。

<sup>39</sup> 「珍事留書」（前田家編輯部『加賀藩史料』十四（前田家編輯部一九四一）五七五頁）。

<sup>40</sup> 「町方御触写」（註20前掲書四〇四頁）、「町方市中旧記」（金沢市立玉川図書館近世史料館蔵）。嘉永六・七年のペリー来航時には、その事実が民衆にも伝えられている。

<sup>41</sup> 岩田浩太郎氏は、天明七年（一七八七）の江戸打ちこわしに対し、広汎な身分・階層においてこの打ちこわしが仁政を行わなかった幕府に対する天譴であるとする政治批判・状況認識が展開していたと指摘し、そこに近世社会における政治意識の画期的な意義を見いだしている。（同「打ちこわしの記録世界・天明期の江戸の政治意識」）（同『近世都市騒擾の研究・民衆運動史における構造と主体』吉川弘文館二〇〇四）。また、今田氏も、天明期の全国的な流言活性化状況を指摘している（註6参照）

<sup>42</sup> 「窮民千代屋等へ救済願出に付留書」（註20前掲書五三一・五三二頁）。

<sup>43</sup> 「諸郡御用留」（前田育徳会『加賀藩史料』藩末篇上巻（広瀬豊作一九五八）一〇四九頁）。

<sup>44</sup> 「高岡騒動一件」（富山県『富山県史』史料編IV近世中（富山県一九七八）一〇八七～八九頁）。

<sup>51</sup> 「金沢米仲買人打ちこわしに付縮方触書」(註20前掲書五七七頁)。流布した「うわさ」については、文久三年「諸事留帳」(高桑家文書)も参照。

<sup>52</sup> 「近カ山之仙人之くり言」(抄)(註20前掲書五五六頁)。ここでは、縄ヶ池に投げ込まれたのは、「金な気之品」となっている。

<sup>53</sup> 小林文雄氏は、十九世紀以降の民衆運動の頭取となった「小賢しき者」の要件について、文芸的素養や識字能力の高さ、武芸など文化的な資質があったという考えを示している(同「民衆運動と文化的結合・地域リーダーの資格をめぐる」(岩田浩太郎『民衆運動史2 社会意識と世界像』青木書店一九九九)。これに付け加えれば、本項で指摘した情報能力の高さも、こうした「小賢しき者」の文化的資質のひとつであったと言えるだろう。

<sup>54</sup> 高桑家文書。

<sup>55</sup> 高橋敏『幕末狂乱・コレラがやってきた!』(朝日新聞社二〇〇五)。なお、同書では江戸と東海地方、佐藤誠朗『幕末維新の民衆世界』(岩波書店一九九四)では中国地方と四国地方で、コレラ流行の原因を異人・異国に求める風聞があったことが指摘されている。

<sup>56</sup> 「旧記留帳」(高桑家文書)。なお、文久二年の死者数については、「麻疹・急死人高書上」(註20前掲書五七六・五七七頁)も参照。

<sup>57</sup> 門松秀樹氏は、民衆に対する宣伝メディアとして機能していたとするチョボクレという諷刺文芸の内容を分析し、水戸学の影響を受けた尊攘思想を持つ、いわゆる志士的人物が作成したと推測されるチョボクレは、徳川斉昭を好意的に捉え、政敵である井伊直弼には批判的な内容であったと指摘している(同「幕末における民間の政治情報」(笠原英彦『近代日本の政治意識』慶応義塾大学出版会二〇〇七)。

<sup>58</sup> 「一代記」十四・十五・十六卷(松島家文書、金沢大学資料館蔵)。

<sup>59</sup> 「一代記」の記述が、天保七年の凶作・飢饉を契機として始まっていることも、この記録の趣旨を裏付けるものとなっている。

<sup>60</sup> ジェラルド・グローマ・氏は、幕末期の印刷メディアである瓦版と、その販売パフォーマンスである読売とを分析し、こうした媒体が事件の事実のみを伝えるのではなく、道徳やイデオロギー、芸術や文学的要素等を含んだ、その事実の意味を伝えるものであったと述べている。氏は、江戸時代のニュースに重要なのは、その利用価値や社会的影響であり、事実の客観性という価値は、当時の一般大衆には余り認められていなかったと考察している(同『幕末のはやり唄・口説節と都々逸節の新研究』名著出版一九九五)。

<sup>55</sup> 佐藤卓己『輿論と世論・日本的民意の系譜学』（新潮社二〇〇八）。

〔付記〕

本章は、二〇一三年度第三六回北陸都市史学会金沢大会報告「近世後期地域社会における政治情報の共有―加賀藩領城下町を中心に―」を基に執筆した。

## 終章 結論と今後の課題

### 一 結論の整理

本論の目的は、近世後期の地域社会における民衆の政治情報活動の活性化という現象を分析して、その特質を明らかにし、近世社会の世論の在り方について考察するものであった。以下、各章で得た成果をもとに、序章で示した論点に従って結論を整理する。

#### 1 幕藩制領主権力との関係

序章では、論点の一つとして、民衆の政治情報活動に領主権力がどのように関わったのかという問題を提起した。本論での分析結果から以下三点の事実を指摘する。

まず一つは、政治情報活動を行った民衆の中心が、藩政運営または地域行政運営システムにおける中間支配機構であったことである。第二章の十村層、第三章の町年寄・町肝煎は、在地において地域行政を執行する中心的な主体であり、第四章の十村手代、第五章の番代手伝も、前二者とは異なるレベルではあるが地域行政職の一員だった。また、第一章の飛脚、第五章の引替所調筆御用は、藩政運営の業務の一部を御用として引き請ける存在であった。こうした領主権力による行政運営の実務を担う立場が、政治情報活動を行う際に有利に働いたことは間違いない。指摘の二点目になるが、本論各章で繰り返し述べたように、行政運営の場である算用場や町会所等の役所を通じて、領主権力に報告される政治情報が彼らの間で身分・地域横断的に共有された事実がそれを物語っている。三つ目は、領主権力による支配のための情報収集・伝達システムに、こうした民衆の中間支配機構の存在が組み込まれていたことである。第一章の飛脚は、十七世紀末から藩の通信輸送の御用を担っていたが、十八世紀半ばには藩の情報収集源としての機能を持ち、幕末期には政治変動に対する世情の動向を藩に報告する役割を担っていた。また、十村層は、領主権力が地域支配のために必要とする情報を収集、伝達する仕組みの中枢を担い、十九世紀初期以降の地域社会で海防という新たな問題が発生する場面では、地域を超えた政治情報を収集、伝達する役目を果たすことが領主権力から期待されるようになっていた(第二章)。なお、この海防問題は、十村層以外の地域社会の住民全てに対しても、地域社会外部(異国船)への関心と情報伝達という行為への注意を喚起したと見られる(第四章)。

以上のように、近世後期から幕末期の民衆の政治情報活動は、幕藩制領主権力による支配構造と不可分の形で成立していた。ここでいう幕藩制支配構造の特質とはなにか。それは、領主権力がその支配の一部、特に民政や財政を民衆の上層に委託、請け負わせるシス

テムである。深谷克己氏はこの仕組みを十八世紀に成立した「民間社会」の要素の一つとして捉え、その治者・被治者の支配の「合意」関係を近世社会の特質と見た<sup>20</sup>。また、藤田覚氏は、幕府の政治・行政の特徴を、直接の利害関係者の合意や利害の調和を優先して、利害当事者の意見を問うやり方であると指摘し、これを幕府（公儀）政治の成熟と捉えている。さらに、十八世紀以降の複雑化する社会・経済問題に対しては、非武士身分からの人材登用を行って民間の知識や技能を現実政策に活用し、献策等を通じて民意を吸収し政策に反映させる状況（平川新氏によれば世論政治<sup>21</sup>）が展開していたことも指摘する<sup>22</sup>。このように、少なくとも十八世紀以降の幕藩制支配構造においては、民衆の行政能力や知識の活用、民意の吸収など、領主と民衆の合意を前提とした領主権力と民衆の相互補完関係による支配システムが成立していた。そして、この支配構造の特質により、民衆の中から多数の御用や行政に携わる存在が輩出されることになる。

本論で検討対象とした十八世紀後半から十九世紀前半は、近世社会の変質の時期とされ、地域社会においては領主権力の弱体化、政治的中間層による地域自治の形成、経済的対立による民衆運動の暴力化など地域秩序の不安定化が進んでいた状況が明らかになっている。加賀藩領においても、貧民の増加や騒擾の発生など十九世紀の地域社会秩序は不安定な状態にあったが、本論で見たように領主権力による支配システムは維持され、機能していた<sup>23</sup>。当地域社会における民衆の政治情報活動は、こうした特質を持つ領主権力の支配構造に規定されると同時に、それを利用する方法で行われていたといえる。

では、こうした特質を持った民衆の政治情報活動と連動して、世論のあり方はどのような特徴を見せるだろうか。

第三章で取り上げた町肝煎高原屋文九郎は、文化的活動や行政運営を通じた多様な政治情報活動によって「御国事向論判」するほどの政治意識を持ち、社会情勢に対する認識と問題意識を育み、地域社会の課題であった貧民救済の政策を提案した。この政治情報の共有を経て行われた意見交換（議論）や共通認識の形成、政策提言の過程からは、「輿論（公論）」の形成とその担い手である公衆形成の可能性を見出すことができる。

しかし、「おわりに」でも指摘したように、こうした一連の行動は、実行主体が幕藩制支配構造に位置づけられた中間支配機構であるからこそ可能であった。先に、平川氏・藤田氏が指摘した通り、領主権力が民衆の政策提案を受け入れる姿勢は近世社会において成立していたが、それはあくまでも行政上で必要と判断した場合に過ぎず、全面的に民意を反映・吸収したのではなかった<sup>24</sup>。そのため、政治情報活動の結果である高原屋の意識・行動

において、社倉仕法の提案は認められても、「国事之論等」をしたことは「不応身分」として領主権力によって否定されたのである。

以上のことから考えると、近世後期の民衆の政治情報活動の活性化も、それを通じて形成された社会的課題に対する「輿論（公論）」の萌芽も、領主権力と民衆の支配の合意関係を前提とする幕藩制支配構造の特質があつてこそ成立可能な現象であつたといふことができる。そこに、身分制国家の被支配層であり、政治に対し常に客体であつた近世民衆の政治的限界を指摘することもできるであろう。しかし、本論では、こうした領主権力との合意関係の下で成立した民衆の政治情報活動にも、公開性やある種の公共性が見られたことに注目したい。

公開性については、かなり限定的ではあるものの、民衆の参加が前提とされる行政の場において、政治情報が身分・地域横断的に共有されたことが確認できる。特に、支配層に報告される情報が、こうした多様な行政職の民衆の間で広く共有されたことは、政治権力による支配・被支配関係に対する現代的な感覚からすれば情報漏洩ではないかと感じられるが、幕藩制支配構造の特質から考えれば不自然ではないことが理解される。

また、公共性については、こうした政治情報活動を行う主要な民衆の階層が中間支配機構であり、彼らが領主権力による支配のための情報収集・伝達システムの中に組み込まれ情報環境の優位性を持つていたことから、権力と結びつく公共性の存在を指摘できる。こうした幕藩権力による公共性に対し、民衆が一定の信頼を置いていた、ただし両者の支配に対する合意関係が成立していることを前提として、ことは、彼らが政治情報を収集する際、領主権力が発信した公的情報を重視した姿勢にも見出すことができる。従来研究では、政治情報活動を可能にした文化的ネットワークなど人々の間に存在する平等的な公共性が重視されたが、こうした権力的公共性に対する信頼が幕末期の民衆の間に存在したことも、幕藩制支配構造の特質とあわせて留意しておく必要がある。

## 2 民衆内部の階層性

第二の論点は、民衆内部の階層性の問題である。ここでは、以下の二点を指摘しておきたい。

まず一つは、民衆の存在形態の多様性である。先行研究では、豪農商層と小前層という主に経済的な指標による階層分化と政治情報活動および世論の二極分化が指摘されていたが、本論での検討結果から、政治情報活動を行った民衆は、ひとつの基準で捉えることができない多様な属性を持つていることが明らかとなった。例えば、第四章で見た館家（加

賀屋）与次助は、身分的には百姓であるが、家業として菓屋を経営し十村手代という地域行政職を務め、その長男は、蝦夷地へ出稼ぎに行って商人となり、のち他国で医師となった。また、第五章で見た能登屋は、番代手伝という地域行政職を務めるが、その収入は生活費の半分に満たない程度で、賃金上昇の交渉と副業に精を出している。引替所調筆御用として藩の御用を請け負った津幡屋も、役人としての収入と、それ以外の商売（銀仲・洗張商売）による収入がほぼ半々であった。

このように、ひとつの家、あるいは一人の人物の中でも、身分や経済、政治など単一の指標では捉えきれない多様な属性を抱えているのが近世社会における民衆の存在実態であった。例えば、彼らに共通する属性として、領主権力による支配システムの中で役職や御用を務めていたことが挙げられるが、前項でみたように、領主権力と民衆の合意関係を前提とした幕藩制支配構造では、こうした民衆が多数生み出され、その存在形態も多様であった。本論でも指摘したが、十村層や町年寄層のように領主権力と地域社会双方の利害関係の中で地域行政の主体とならなければならぬ存在と、雇用されて給銀を得るといった職業的な役人や御用を務める存在とは、同じ中間支配機構といっても意識や立場も異なっている。従って、これを基準として彼らを一つの階層と捉えるのはやはり無理があると思われる。

しかし、こうした多様性を持つ民衆の政治情報活動について、その目的や成立の要因を見ると一つの共通項が見出される。それは、生業の成立である。生業成立という目的のもとで、民衆は水平的な相互のネットワークを形成し、そこには見聞を広め知識を獲得することを肯定する意識があった（第四章）。先述したひとつの家、一人の人間の中に重層的に存在する属性も、生業という枠組みを設定することで、複合的なひとつの要素として捉えることができる。この生業成立を重視する行動や意識が、十九世紀前半の民衆の政治情報活動を可能にした条件となったと考えることができるだろう。先行研究では、主に豪農（豪商）経営とその成立のための地域秩序の安定が中間層による政治情報活動の動機の一つとして説明されてきたが、生業成立という視点から捉えれば、中間層やそれ以外の一般民衆も含む、当該期の民衆の政治情報に対する関心の高さ、全体的な政治意識の高揚を理解することができる。

とはいえ、こうした政治情報に対する欲求を共通項とした上で、民衆の政治情報活動には、明らかな階層差があったことは明らかである。それは、中間層とそれ以外の民衆が収集、受容した政治情報の質の違いに見ることができる。第五章で指摘したことの繰り返し

になるが、中間層は情報の正確性・客観性を重視し、幕藩権力層が発信した支配層レベルの情報や、それらを含む多様な性質の情報収集を目指していた。一方、中間層以外の民衆が受容した政治情報は、出所や根拠が不明な「うわさ」が中心であり、ここでは正確性よりも事実に対する解釈や行動の動機としての機能が重視された。この性質の異なる情報が併存する状況こそが、幕末期の民衆が形成した政治情報世界の特徴である。

さらに、こうした情報活動の特徴を踏まえて世論のあり方について考えてみると、「うわさ」や瓦版、諷刺文芸などが伝える政治情報には、明確な政治意見・政治批判は含まれなかったが、民衆の政治への多様な関心を反映した解釈と共感を含むがゆえに、民衆の政治意識を高揚させるという政治的影響力を発揮していたといえる。ここに、中間層の政治情報活動によって形成される「輿論」世界とは異なる、広汎な一般民衆による世論世界の存在を見出すことができる。

## 二 課題と展望

本論での検討により、民衆の政治情報活動に存在する近世的特質の一端を明らかにすることができた。しかし、分析を進める上で疑問や課題を残した部分も多い。ここでは、それらの内、筆者がいま関心を持っている点について展望を含めてまとめておきたい。

### 1 商業流通との関係

従来の研究史でも、中間層が商業流通活動を通じて政治情報の収集を行っていた事実は指摘されていたが、具体的な商業・流通行為と政治情報活動との関係性、また地域社会における商業・流通の展開の中で民衆による政治情報活動を捉えるという視点からの分析は少ないのが現状である。

本論で検討した民衆の政治情報活動を見ると、その担い手として地域を超えて往来する商人の存在を見出すことができる。特に、本地域においては、日本海海運業に従事する人々や蝦夷地への移住者の存在が注目される（第四章）。

斎藤善之氏によれば、近世社会の流通構造は、十八世紀後半以降、大きく変質したという。近世前期に確立した菱垣廻船・樽廻船の廻米輸送によって支えられた幕藩制流通機構は、天明期の飢饉を契機として登場した民間型海運新興勢力の諸国廻船の活躍によって衰退していく。これらの新興勢力は、農民的商品生産が生んだ民間型全国市場の流通需要に支えられて成長し、日本列島沿岸に長距離航路を築いて、十九世紀半ばまで日本の物流の中心的存在となった。



この十八世紀後半以降の流通構造を担った代表的な存在のひとつが北前船である。北前船による経済活動では、各地の商品の需給状況や相場を把握する必要がある、ここでは正確で客観的な情報伝達による事実認識が求められていた。そのため、海運業者は情報活動の重要性を認識し、情報収集の技術や知識を磨き、船頭・船主・廻船問屋等による緊密な情報伝達ネットワークを構築した<sup>55)</sup>。

第四章で指摘したように、こうした市場の動向や相場は、災害や戦争などの政治・社会的情勢の影響を強く受けるものであった。従って、海運業者は、こうした政治情報に対しても意識を高め、収集する必要があったと考えられる。特に、十八世紀末以降のロシア船の蝦夷地来航は、北前船の活躍と軌を一にしており、海運業者の関心も高かったことが推測される。実際、同地西岸に多くの寄港地を持ち、蝦夷地地産の魚肥や昆布を主要な流通商品とする北前船にとって、ロシア船が来航する蝦夷地の動向は看過できないものであった。第二章で見た通り、文化年間の十村層による政治情報活動に北前船の海運業者の存在が散見されるのは、こうした事情によるものだと考えられる。

以上のことから、こうした商業流通との関係を検討することは、民衆の政治情報活動を社会構造の変容に位置づけて捉えるために必須だと考えている。本論では、領主権力との関係に注目したため、こうした民衆の経済的活動の検討をおろそかにしてしまったが、政治情報活動が城下町や在郷町等の町場を中心に行われることから、商業的営為と情報活動との関係を見過すわけにはいかないだろう<sup>56)</sup>。

## 2 近代への転換

慶応から明治期の情報史料の記録の変化が示すように、戊辰戦争を境目として、民衆は政治情報を新政府からの触れや新聞によって受容するようになる(第四章)。この変化を、宮地氏は、「風説留の時代から新聞の時代への見事な変化」として捉えている。しかし、結論で述べたように、幕末期の民衆の政治情報活動には質的な階層差があり、それぞれの活動を通じて、主に中間層を主な担い手とする「輿論(公論)」「世界と、一般民衆による世論」世界が形成されつつあった。前者の世界では、宮地氏が指摘するように、「輿論(公論)」形成の手段として新聞が誕生、定着し、マスメディアによる情報伝達と政治意見の表明が可能となったとしても、後者の世界はどうなったのだろうか。

幕末期に民衆の政治的意思を表現した瓦版や諷刺文等の媒体は、新政府の情報統制策の中で明治十年代までに消滅する<sup>57)</sup>。一方、明治七年(一八七四)の福沢諭吉『文明論之概略』や同十五年の軍人勅諭では、民衆によって形成された世上の雰囲気を表す言葉として

「世論」という言葉が使われるようになり、そこには「世論に惑わず」という表現に見られるように否定的な意味が込められていた<sup>55</sup>。幕末期の一般民衆による政治情報活動とそれを通じて形成された世論は、表現手段の消失、あるいは新聞という事実報告重視の媒体が誕生したことによって、解釈を含んだ政治情報としての価値を失い、明治政府や知識人から否定される「世論」として位置づけられるようになったと考えられる。

このように、幕末期の民衆の政治情報活動に見られる階層差が近代以降の世論形成に与えた影響や、領主権力との合意関係を前提とする幕藩制支配構造の下で成立した政治情報活動と世論世界が、近代以降の政治権力とどのような関係を築いていくのかという問い<sup>56</sup>は、現代世論のあり方にも関わる問題提起として重要であると考えている。現段階では、これらを論ずる術を持たないが、今後は、古代・中世・近代の研究成果にも学びながらこうした課題に応えていきたい。

#### 【註】

<sup>1</sup> 『深谷克己近世史論集第一巻 民間社会と百姓成立』序論・第十五章（校倉書房二〇〇九）。なお、氏の民間社会論の前提には、近世の百姓が「御百姓意識」を主張して領主の「仁政」を求め、治者と被治者が支配の「合意」形成を目ざす「百姓成立」論がある。

<sup>2</sup> 平川新『紛争と世論・近世民衆の政治参加』（東京大学出版会一九九六）。序章参照。

<sup>3</sup> 藤田覚「幕府行政論」（歴史学研究会・日本史研究会『日本史講座6近世社会論』（東京大学出版会二〇〇五））。

<sup>4</sup> 拙稿「幕末維新期の七尾」（新修七尾市史編さん委員会『新修七尾市史15通史編Ⅱ（近世）』七尾市二〇一七）。

<sup>5</sup> 加賀藩領の領主権力による被支配層を取り込んだ在地支配システムは、非領国地帯と比較すると、直線的な縦の身分関係が強くその存在期間も長かった。加賀藩の在地支配構造の中核である十村制度は、諸説あるものの慶長九年（一六〇四）には創設されたとされ、元和期の藩制確立期の鋤役米制（十村の役料・全領民の負担）の成立を経て、明暦二年（一六五六）に成立した改作法によって藩権力の支配機構の末端に位置づけられた。原昭午氏によれば、十村は、成立当初から、幕藩領主の利害を優先しながらも、農民撫育と勸農の実践者とならねばならない「矛盾に満ちた中間層的存在」であり、公儀と「御百姓」の関係を前提として、幕末まで存続したという（同『加賀藩に見る幕藩制国家成立史論』東京

大学出版会一九八一)。こうした藩権力による強固な在地支配システムが、本論で見た民衆の政治情報活動の特質を生み出していると考えられるが、この点については他藩との比較も必要であろう。今後の課題としたい。

註2 前掲藤田論文。藤田氏は、利害関係者の合意や意見を優先した幕府政治を成熟と評価したが、同時に、制裁力を背景に抵抗を抑圧して政策（改革）を断行する幕藩制国家の身分・階級的利害優先や、人材登用等による民間の情報や知識の独占に、民衆の変化を自らの支配に適合的な形で再編成していくしたかな幕藩領主の政治権力の本質を見ている。公共性については、齋藤純一氏が、一般的に用いられる「公共性」の主要な意味として、

① 国家に係する公的なもの (official)、② 特定の誰かではなく、すべての人びとに係する共通 (common) のもの、③ 誰に対しても開かれている (open) ものという三つがあり、これらは互いに対向する関係にあると指摘している (同『思考のフロンティア・公共性』岩波書店二〇〇〇)。民衆の政治情報活動とその結果としての世論形成という現象には、本文で挙げた、① 領主権力と民衆の合意関係を前提とする権力的公共性、③ 文化的ネットワークに見られる水平的な公共性の他、② 中間支配機構である十村層・町役人層が地域社会の利害を代弁する地域的公共性（社会仕法の提案や、海防政策に人夫動員される百姓の弁護）が含まれていると考えられ、こうした相反する「公共性」が併存していることが、幕末期の民衆の政治情報活動の特徴であるといえるだろう。

○ 領主権力と民衆の合意関係を前提とした幕藩権力の公共性に対する信頼が、幕末期に至るまで存在したことは、文久元年の高岡町の社会案に見る「御国恩」「御恩沢」「御仁政」の文言や、慶応期の与次助の書状に見られる「御国守之御陰」という言葉からも窺える。

○ この権力による公共性への信頼は、牧原憲夫氏が、仁政観念と客分意識が結びついた近世的な民衆意識が、近代の国民国家に形を変えて現存すると指摘したことと関係があると考えられる (同『客分と国民のあいだ・近代民衆の政治意識』吉川弘文館一九九八)。

○ 山田俊治氏は、幕末期から明治のかわら版が、出来事を独自に解釈する媒体ではなく、時代の公共性に依拠した物語を流布させる商品であり、政治的出来事を題材とした場合でも、その政治体制の不変性を語っていた事実を明らかにしている (同「幕末明治のかわら版と公共性」『アジア遊学』一五五、二〇一二)。

○ 北原系子氏は、安政の大地震の際に発信された客観的な事実だけではない情報の多様性に注目し、それらを生み出したのは、知識人層ではなく民衆の想像力だとして、民衆の力

量を評価している（北原糸子『安政大地震と民衆・地震の社会史』三一書房一九八三）。

12 武蔵国入間郡赤尾村名主林信海は、農業の傍ら穀物売買等の商業・金融活動を通じて、川越等の地域内の町場や、江戸・行田などの商人の親類から情報提供を受けていた（太田富康「幕末期における武蔵国農民の政治社会情報伝達」『歴史学研究』六二五、一九九一）、同「ペリー来航期における農民の黒船情報収集・武蔵国川越藩領名主の場合」（『埼玉県立文書館紀要』五、一九九一）また、紀州日高郡北塩屋浦医師羽山大学は、自らの生業である医療活動、製菓販売活動を通じて、商人や船頭から情報を入力し、同郡大庄屋で豪農の瀬見善水は、有田郡栖原村の豪商菊池海荘の江戸・浦賀・大坂の店からの商業ルートで情報を入手していたという（宮地正人『幕末維新期の社会的政治史研究』（岩波書店一九九九）。

13 三浦忠司氏は、江戸藩の城下町江戸の御目見得商人で、木綿商売を営み、町政の最高位である庄屋座上の大塚屋長兵衛の情報収集活動を分析し、文政二年の藩政改革以来、全国市場と直結するようになった江戸で、木綿商売における正確な商業情報入手の必要性があり、それに応じて政治情報が収集されたと指摘している。大塚屋の本店は、近江大溝に本店のある江戸大塚屋で、初代長兵衛家はこの江戸大塚屋の支配人を務めてから独立しており、近江商人のネットワークが情報収集に生かされたことが明らかにされている（同「北奥における商人の情報活動」（『日本歴史』五八五、一九九七）。

14 斎藤善之「近世物流構造の解体」（歴史学研究会・日本史研究会『日本史講座7近世の解体』（東京大学出版会二〇〇五））。

15 高部淑子（「北前船の情報世界」（斎藤善之編『新しい近世史3市場と民間社会』新人物往来社一九九六））。

16 また、本論では触れられなかったが、十村層・町役人層など中間支配機構の経済的基盤についても検討する必要がある。先行研究では、こうした中間支配機構の人々は、同時に豪農商層でもあり、宝暦・天明期以降、農村における小商品生産の担い手となり、商業、地主経営を行っていくことで、情報の受信・発信を積極的に行う層となっていくとされている。このような多角的な家業（生業）経営と政治情報活動との関連性を検討し、その地域政治あるいは全国的な政局への作用を考察する必要がある。

17 奈倉哲三「戊辰戦争期諷刺史料の歴史的意味」（箱石大『戊辰戦争の史料学』勉誠出版二〇一三）によれば、諷刺文芸は明治改元を境に消滅、ジェラルド・グロマー『幕末のはやり唄・口説節と都々逸節の新研究』（名著出版一九九五）によれば、明治十二年の読売

禁止令と新聞やマスメディアの普及・拡大によって、瓦版を販売する読売が消滅していくという。

<sup>55</sup> 佐藤卓己『輿論と世論・日本的民意の系譜学』（新潮社二〇〇八）。

<sup>56</sup> こうした、権力と民衆の政治情報をめぐるせめぎ合いの歴史については、日本史の中でこの問題の通時的検討を試みた、松原弘宣・水本邦彦『日本市における情報伝達』（創風社出版二〇一二）が参考になる。

表1-1 9代徳左衛門の江戸詰

	始期	終期	期間(約)	備考
1	[嘉永5年(1852)9月28日]	嘉永6年9月9日	(11ヶ月半)	
2	安政2年(1855)3月23日	[安政2年5月]	(2ヶ月カ)	藩主出府の御供。10月は在金沢
3	安政3年(1856)5月17日	安政4年5月1日	11ヶ月半	
4	安政6年(1859)1月6日	[安政6年10月26日]	(10ヶ月弱)	11月に金沢帰着。
5	文久2年(1862)5月11日	[文久3年3月22日]	(11ヶ月余)	4月中まで江戸詰。
6	慶応元年(1865)5月18日	慶応2年(1866)4月26日	12ヶ月強	
7	慶応3年(1867)4月10日	慶応4年(1868)4月4日	12ヶ月弱	

「日記」8冊(村松七九家蔵)より作成。〔 〕内は「日記」中で確認できる最初または最後の在江戸の日付。

表1-2 日記中に見る才領

役目	名前	往復回数
才領	吉田屋平次郎(見習)	8
	紙屋仁兵衛・悴清次郎(見習)	7
	山崎屋小左衛門	7
	小松屋重兵衛(見習)	7
	示野屋余所吉(見習)	7
	能登屋古右衛門	7
	小松屋与吉	6
	菅屋義右衛門・悴安五郎(見習)	5
増才領	紙屋喜三郎・悴文次郎	8
	布屋佐兵衛	8
	大瀧屋佐七	7
	宮本屋七郎	6
	小松屋徳兵衛・悴喜右衛門	6
	平田屋与五郎	6
	田之嶋屋豊次郎	6
	浄土寺屋兵吉	6
	酒屋又四郎	5
	増田屋仁三郎	5
	越中屋吉左衛門	4
	春田屋九兵衛	4
	網屋太助	4
	二口屋八三郎	4
	割出屋忠蔵	3
	高岡屋又右衛門	2
田中屋久蔵	2	
能登屋安蔵	1	
白尾屋仙之助	1	
その他才領	長四郎	4
	与平次	3
	忠五郎	1
合計		150

「日記 癸丑嘉永六年四月より改」(村松七九家蔵)等より作成。

表1-3 才領山崎屋小左衛門の江戸-金沢間往来状況

往復回数	金沢	江戸	輸送日数
1	9月19日 発	10月3日 着	14日
	不明 着	不明 発	
2	11月4日 発	11月20日 着	16日
	不明 着	11月25日 発	
3	12月19日 発	1月5日 着	15日
	不明 着	1月9日 発	
4	2月4日 発	2月17日 着	13日
	不明 着	2月25日 発	
5	5月4日 発	5月13日 着	9日
	不明 着	不明 発	
6	6月19日 発	6月29日 着	10日
	不明 着	7月4日 発	
7	8月4日 発	8月13日 着	9日

「日記 癸丑嘉永六年四月より改」(村松七九家蔵)より作成。

表1-4 早飛脚・中飛脚の輸送日数

年代	西暦	飛脚名	金沢	江戸	種類	日数
嘉永6年	1853	[増才領]兵吉	7月4日 発	7月10日 着	早飛脚	6
嘉永6年	1853	[増才領]与五郎	7月12日 発	7月18日 着	早飛脚	6
嘉永6年	1853	[増才領]佐兵衛	8月4日 発	8月10日 着	早飛脚	6
嘉永6年	1853	[増才領]与五郎	8月9日 発	8月15日 着	早飛脚	6
嘉永6年	1853	[増才領]久蔵	8月19日 発	8月25日 着	早飛脚	6
嘉永6年	1853	[増才領]豊次郎	8月29日 発	9月5日 着	早飛脚	6
嘉永6年	1853	[増才領]兵吉	2月24日 発	3月2日 着	早飛脚	7
嘉永6年	1853	[増才領]左七	5月28日 発	6月6日 着	中飛脚	7
嘉永6年	1853	[増才領]又四郎	6月14日 発	6月21日 着	中飛脚	7
嘉永6年	1853	[増才領]久蔵	7月24日 発	8月2日 着	中飛脚	7
嘉永6年	1853	[増才領]喜三郎	1月6日 発	1月14日 着	早飛脚	8
嘉永6年	1853	[増才領]八三郎	2月9日 発	2月17日 着	早飛脚	8
嘉永6年	1853	[増才領]喜三郎	4月4日 発	4月12日 着	早飛脚	8
嘉永5年	1852	[増才領]与五郎	11月14日 発	11月23日 着	早飛脚	9
嘉永6年	1853	[増才領]太助	1月9日 発	1月18日 着	早飛脚	9
嘉永6年	1853	[増才領]文次郎	1月14日 発	1月23日 着	早飛脚	9
嘉永6年	1853	[増才領]佐兵衛	3月19日 発	3月28日 着	早飛脚	9
嘉永5年	1852	[才領]長蔵	12月15日 発	12月25日 着	早飛脚	10
嘉永6年	1853	[増才領]左七	12月24日 発	1月5日 着	早飛脚	10
嘉永6年	1853		2月29日 発	3月11日 着	早飛脚	11
嘉永5年	1852	[増才領]喜右衛門	12月5日 発	12月19日 着	早飛脚	14

「日記 癸丑嘉永六年四月より改」(村松七九家蔵)より作成。〔 〕内は筆者註。

表1-5 「諸事見聞録」に筆写された政治情報と文書の様式

年代	西暦	出来事	文書の様式
嘉永6・7年	1853・1854	ペリー来航	御坊主通知、幕府達・申付、町中触、聞書、見聞書、風聞、函面、船頭聞取達書
嘉永6・安政4・同5・文久元・元治元年	1853・1857・1858・1861・1864	加賀藩政	藩達・口上・仰渡・達・触・申渡、沙汰書、諸侯口上・達書、飛脚達書、町中触
嘉永7年	1854	諸国大地震	御坊主通知、定飛脚問屋通知
安政4年	1857	富山藩内紛	覚、前藩主直書
安政5年	1858	コレラ流行	幕府触
安政5年	1858	修好通商条約	幕府達、飛脚達書
安政5年	1858	将軍薨去	幕府達
安政5年	1858	政治風刺	風刺
安政5・6年	1858・1859	安政の大獄	御坊主通知、幕府達・仰付・仰出・廻状、
安政5・文久2・元治元	1858・1862・1864	幕政	幕府触・仰出・申渡、町方請書、聞番達書、風聞、張文
文久2年	1862	薩摩藩(島津久光)・勅使東下	飛脚達書
文久2年	1862	諸藩風刺	風刺
文久3年	1863	生麦事件	町中触
元治元年	1864	江戸治安	町中触
元治元年	1864	禁門の変	廻状、聞書、御宸翰、沙汰書、伝奏雑掌聞書、幕府仰出、飛脚達書
元治元年	1864	佐久間象山暗殺	斬奸状
元治元年	1864	天狗党	大炮方通知

「安政五丁午(1858)初秋(7月) 諸事見聞録 其巻」(村松七九家蔵)より作成。



表1-6 飛脚が収集した嘉永6年（1853）ペリー来航に関する文書の写

	月日	文書名	差出	宛名
1	6月4日	浦賀表江異国アメリカ船渡来につき幕府御坊主通知状	利倉善佐	
2	6月5日	浦賀表江異国船渡来につき芝・品川辺り万石以上の大名屋敷警固達		大目附・御目附
3	(6月5日)	諸大名御指図次第出張御内仰付につき書状	(老中牧野備前守)	松平越前守・同讃岐守・同大膳太夫・細川越中守・酒井雅樂守・立花左近将監
4	(6月5日)	異国船内海乗入備えとして出張達書		細川越中守
5	(6月5日)	異国船内海乗入備えとして出張達書		松平大膳太夫
6	(6月5日)	異国船内海乗入備えとして出張達書		松平越前守
7	(6月5日)	異国船内海乗入備えとして出張達書		松平阿波守・松平讃岐守・酒井雅樂守・立花左近将監
8	6月6日	浦賀表国王主書翰受否の件老中等内密評議につき幕府御坊主通知状	利倉	
9	(6月6日)	浦賀表江異国船渡来二付在府浦賀奉行派遣申付并諸大夫任官仰付		浦賀奉行井戸鉄太郎
10	6月7日	船頭半吉より異国船の模様聞取につき達書		
11	6月7日	浦賀表江異国船渡来のため武家警固に罷出候につき騒しく無之様触		(町)
12	6月8日	異国船内海乗入備えとして諸大名出張武器類調達につき町中へ申渡		(町)
13	6月(6月8日)	異国船内海乗入の節火消櫓早半鐘を以て合図とすべきよう触	(老中牧野備前守)	大目附・御目附江(→火消役)
14	6月9日	異国船内海乗入の節町火消も警固仰渡につき触		(町)
15	(6月10~13日)	異国船渡来につき加賀藩警固見聞及取沙汰及川柳等	(村松徳左衛門)	
16	6月	浦賀表江異国船渡来に付御警衛向心得申渡	(老中牧野備前守)	大目附・御目附
17	(6月)	浦賀表江異国船渡来につき物価引揚禁止の申渡		(町)
18		異国船・台場見取図		

「安政五丁午(1858)初秋(7月) 諸事見聞録 其壱」(村松七九家蔵)より作成。( )内は筆者註。

図1-1 「諸事見聞録」に筆写された文書の様式別点数

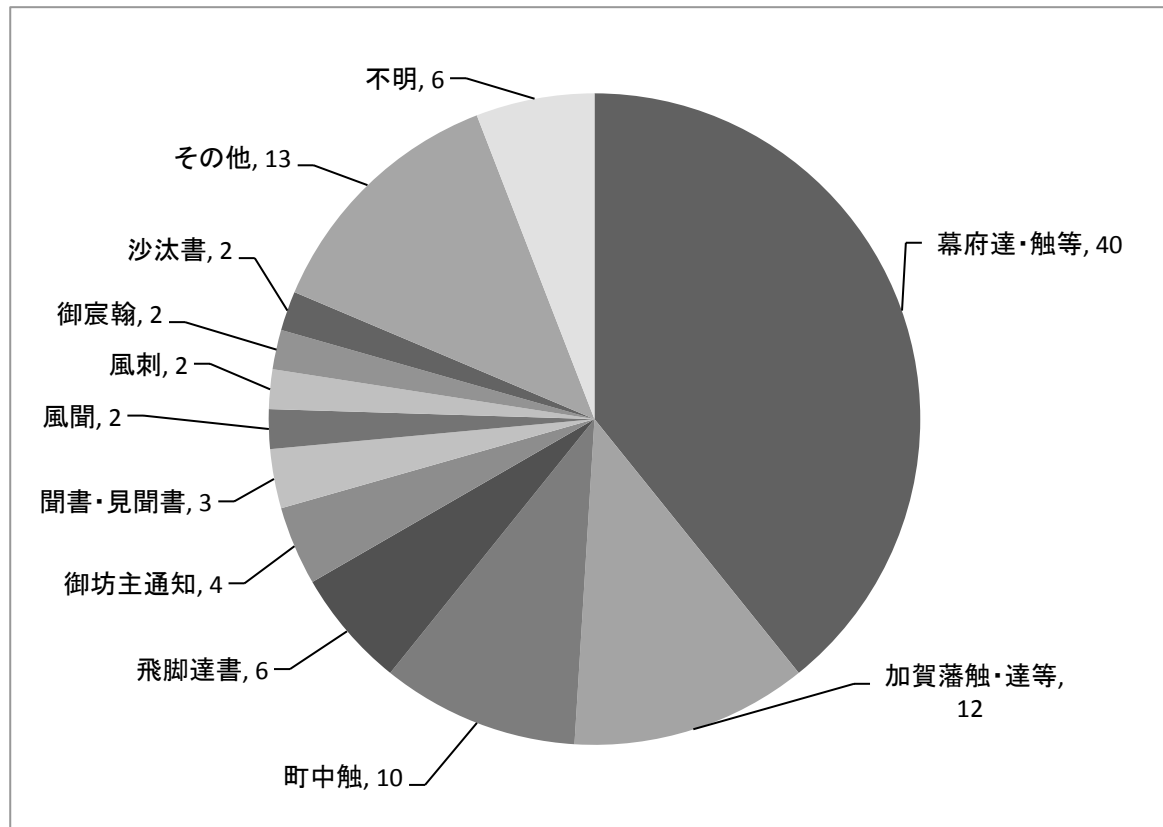


表2-1 杉木家旧蔵史料にみる政治情報

番号	年代	主な情報内容(出来事)	筆写された文書の様式	出典
1	天保12・14・15年	天保改革(任免・俸約令・御用金・上知令)	幕府触・申渡、上意、関白達、達、聞書カ	2
2	天保14年6～9月	九州変事(天候、オランダ商館長目形等)	聞書カ	2
3	天保14年8月	富山藩家中改正	富山藩触・達	2
4	天保14年9月	海防(福井藩)	福井藩申渡	2
5	天保15年2月	江戸変事	書状	2
6	天保15年5月	水戸藩主隠居・謹慎	幕府申渡	2
7	天保15年5・7月	江戸城本丸火災	幕府触・申渡、若年寄意見上申、聞書(風説等)、風刺文	2
8	天保15年5・6月	摂津兵庫海賊	聞書	2
9	天保15年6～8月	オランダ使節長崎来航	オランダ風説書和解、幕府答書、佐賀藩主届書、長崎市中触、書状、見聞書	2
10	天保15年8月	イギリス・フランス船渡来(琉球)	薩摩藩主届書	2
11	弘化2年正月	異国船渡来(松前)	商人届書	2
12	弘化4年2月	イギリス船薩摩藩と接戦	薩摩藩主達書	2
13	弘化4年3月	海防	書状	2
14	弘化4年3月	天草百姓一揆	書状	2
15	弘化4年9月	フランス船朝鮮国渡来	対馬藩主届書・願書	2
16	嘉永2年3月	異国船渡来(隠岐)	諸藩通達	3
17	嘉永2年3月	御医師蘭方禁止	幕府申渡	2
18	嘉永2年4月	武州百姓娘孝行一件	幕府申渡	2
19	嘉永2年閏4月	イギリス船渡来(下田)	沼津藩主届書、江戸町名主届書	2
20	嘉永2年7月	海防(肥前・松前)	幕府申渡	2
21	嘉永2年	海防(江戸)	幕府申渡	3
22	嘉永3年	オランダ商館長江戸参府	オランダ商館長極内密風説書	3
23	嘉永4～7・文久2年	太平天国の乱	対馬藩主家来届書、幕府御坊主書状、聞書、書状カ	4
24	嘉永6年6・8月	アメリカ使節ペリー来航	亜墨利加共和政治国王書翰之写(漢文。登府の際樽牛氏より請い写す)、幕府達・触、浦賀奉行上申、諸藩主書状、船頭届書、書状、副将肖像、聞書カ	1 3 4 5
25	嘉永6年8月	南部三閉伊一揆	書状	3
26	嘉永7年1～4月	アメリカ使節ペリー来航(浦賀)	幕府達・触、横目足軽書状、書状、風刺文、図、聞書カ	4 5
27	嘉永7年3月	ロシア使節プチャーチン来航(長崎)	聞書カ	4
28	嘉永7年3～5月	異国船渡来(松前)	日記	4
29	嘉永7年4月	日米和親条約	書状、聞書カ	4
30	嘉永7年4月	吉田松陰密航	書状	4
31	嘉永7年11月	諸国大地震	飛脚達書、詰人達書、瓦版	6
32	嘉永7年カ	異国船渡来(紀伊・和泉)	飛脚達書	6 5
33	安政2年6月	蝦夷地騒動	番代書状、図、聞書カ	9
34	安政3年4月	水戸藩内紛(元家老結城寅寿断罪)	評定所罪状	10-1

番号	年代	主な情報内容(出来事)	筆写された文書の様式	出典
35	安政3年9月	幕府御用船能登沖難破	図	5
36	安政3～5年・元治元年7月	富山藩内紛	富山藩触・達、風刺文、聞書カ	7
37	安政4年2月	アロー号事件と外交・貿易問題	長崎奉行上申、長崎通詞上申、オランダ理事官上申和解、オランダ商館長上申和解、幕府諮問、勘定奉行・下田奉行・長崎奉行等評議書付	8
38	安政4年5・6・12月	日米約定(下田条約)	規定書(条約9ヶ条)、幕府達、外様大名願上申	8
				5
39	安政4年6～9月	アメリカ総領事ハリス出府・登城	幕府諮問・達、ハリス心得書、御用心得書、水戸公江御内意達、水戸前中納言意見上申、溜間詰諸侯意見上申	8
40	安政5年4月	条約勅許拒否	風刺文、聞書カ	10-2
41	安政6年頃カ	外国人殺害	幕府達	10-1
42	安政6年8月	安政の大獄	幕府達、達、聞書カ	10-1
43	安政6年12月～同7年2月	水戸藩騒動(藩士長岡駅屯集)	幕府達・捕方諸侯家来伺書、手塚律蔵書状、聞書、聞書カ	10-1
44	万延元年3～4月	桜田門外の変	幕府達、井伊掃部頭達書・届書、井伊家家来願書、細川越中守家来案内状、評定所申渡、水戸藩家老届書、上使尋書、松平大隅守家来届書、上杉弾正大弼家来届書、日比谷御門番所届書、馬場先御門番所届書、織田兵部少輔日割辻番所届書、酒井雅楽守家来届書、遠藤但馬守家来届書、上杉奉書、図、辞世和歌、水戸殿家来懐中願書、飛脚達書、町儒者聞書、横目方聞書、水戸前中納言意見上申(空説)、風刺文、書状、聞書、聞書カ	10-1
45	万延元年カ	横浜浪人取締	幕府達	10-1
46	文久元年4・6月	ロシア船対馬碇泊	宗対馬守願書、飛脚聞書カ	10-1
47	文久元年6月	加賀藩水戸表出張	書状	10-1
48	文久元年8月	英国測量	勅書	10-2
49	文久元年11月・同2年4月	和宮降嫁	薩摩陽明公意見上申、内達書状(勅旨)、京都書生日記抜粹	10-2
				10-3
50	文久元年12月カ	無人島(小笠原)開発	聞書カ	10-3
51	文久元年カ	水戸浪士江戸神奈川東海寺唐人襲撃	飛脚聞書カ	10-1
52	文久2年1月	遣欧使節	佐野鼎書状	10-2
53	文久2年1月	坂下門外の変	安藤対馬守届書、坂下御門当番届書、松平大膳大夫届書、内桜田御門当番届書、斬奸趣心書、辞世和歌、会所奉行書状、早飛脚聞書、手塚律蔵書状、風説聞書、浪人風説、風刺文	10-2
54	文久2年3・4月	長州藩上洛・公武周旋	毛利候意見上申、聞書カ、京都書生日記抜粹、飛脚達書(京都風説書)、京都典薬寮御医師書状、長井雅楽意見上申(航海遠略策)	10-2
				10-3
55	文久2年4～6月	諸侯上洛	飛脚達書(京都風説書)、幕府坊主書状抜書、京都典薬寮御医師書状	10-2
				10-3

表2-1-2

番号	年代	主な情報内容(出来事)	筆写された文書の様式	出典
56	文久2年4・5月	安政の大獄等処罰諸侯赦免	幕府申渡、風刺	10-2
57	文久2年4月	攘夷	江戸医者修業人書状、上意(作り物)、亜魯英 仏四州盟約書和解(偽書カ)	10-2 10-3
58	文久元年11月・同 2年4～6・閏8月	薩摩藩(島津久光)上洛・寺田 屋騒動・公武周旋	勅旨、幕府申渡、松平修理大夫書状、松平修 理大夫家来届書、薩摩陽明公意見上申、飛脚 達書(京都風説書)、飛脚達書、京都典薬寮御 医師書状、京都書生日記抜粋、風聞書	10-2 10-3
59	文久元年11月・同 2年5～閏8月・11 月	諸侯幕政参与・幕政改革(人事 等)	幕府申渡、上意(諮問)、薩摩陽明公意見上 申、幕府御坊主書状、聞書カ	10-2 10-3
60	文久2年4・7月	諸藩軍艦製造・購入自由化	幕府触、飛脚達書(京都風説書)	10-3
61	文久2年5月	東禅寺事件	聞書カ、襲撃人書置願書	10-2
62	文久2年5・6月	勅旨大原重徳東下	勅旨、飛脚達書、風聞書、書状	10-2 10-3
63	文久2年5・8月、 文久3年4月	朝廷政治(公武合体等・攘夷 等)	勅旨、老中等連署状、伝奏口書、徳川慶喜斬 奸状、書状、風説	10-3
64	文久2年6月・同3 年2～9月・文久4 年正月・元治元年 4月・慶応元年3月	將軍上洛	上意(諮問)、勅旨・請書、皇室崇尊十八カ条 令、瓦版(諸石大名知行高等、行列、京・大坂 警衛、諸侯京屋敷、御年寄役所町触、東海道 道替)、見聞記、	11 10-4 10-5
65	文久2年7月	九条家家士島田左近暗殺	聞書、斬奸状	10-2
66	文久2年7月	幕府訓練	幕府御坊主書状	10-3
67	文久2年8月、同3 年2～5月	生麦事件、イギリス軍艦渡来	英国軍艦より書翰大意、幕府触、意見上書、書 状、聞書カ、	10-3
68	文久2年	政治風刺	風刺文	10-2
69	文久3年2月	足利三代將軍木像梟首	業札(斬奸状)、図、僧侶書状	10-3
70	文久3年3月	千種家家士賀川肇暗殺	斬奸状	10-3
71	文久3年3月	攘夷期限決定	幕府触、島津三郎・修理大夫意見上申書、	10-3
72	文久3年4月	石清水八幡宮行幸	僧侶書状	10-3
73	文久3年5・10月	諸侯京都警衛	幕府達、議奏書付、聞書カ	10-3
74	文久3年5月	姉小路公知暗殺	届書、聞書カ	10-3
75	文久3年5月	長州藩攘夷実行	達書(風説)	10-3
76	文久3年7月	交易商人天誅	斬奸状	10-3
77	文久3年7月	薩英戦争	風説	10-3
78	文久3年8月	八月十八日の政変	飛脚達書、聞番方定番歩書状、草莽志士願 書、売薬稼人見聞届書	10-3 10-4
79	文久3年8月	天誅組の変	触、届書、両伝奏雑掌書状、風説、図、聞書カ	10-3 10-4 10-5
80	元治元年6月	池田屋騒動	届書	10-4
81	元治元年7月	佐久間修理暗殺	斬奸状	10-4
82	元治元年7月	禁門の変	京都町触、高札、大聖寺郡奉行達書、加賀藩 士達書、飛脚達書(風説書)、番代達書、書状、 風刺文、張紙、聞書カ、書状カ * 加賀藩世子前田慶寧の退京、元治の変。関 連文書あり。	10-4 10-5

番号	年代	主な情報内容(出来事)	筆写された文書の様式	出典
83	元治元年7～11月	第1次長州征伐	幕府申渡、吉川家嘆願書・同猶予願、長州藩高札、売薬稼人見聞届書、極密聞書、書状、聞書カ * 加賀藩も出兵。関連文書あり。	10-4
				10-5
84	元治元年8月	下関戦争	売薬稼人見聞届書、書状	10-4
				10-5
85	元治元年10月	水戸浪士西上	福井藩通達、水戸浪士書翰、十村達書、宿役人書状、立山講年行事書状、府中問屋書状、書状、売薬稼人見聞届書 * 加賀藩も出兵。関連文書あり。	10-4
				10-5
86	元治元年10月・元治2年3月	京都火災	見舞状、図	10-5
87	慶応元年4・閏5月・6月、同2年1・4・6・7・8・9月	第2次長州征伐	将軍言上、勅諭、幕府奏聞・勅答、伝奏達書、老中嘆願書・儀奏申渡、幕府達・申渡、一橋慶喜書状・奏聞願書、薩摩藩奏聞五ヶ条、奇兵隊願書、長防脱走者嘆願、長防市民檄文、長州藩主申渡、尾張藩主通達、松平修理大夫家来上申、飛脚口演、飛脚達書、長州探索横目方達内聞、射水郡六渡寺村着船の者聞取書、松代藩詰所達書、東本願寺御門跡使者届書、風刺文、図、張文、書状、書状カ、聞書カ	10-5
				10-6
88	慶応元年5月	大坂町奉行所与力天誅	斬奸状	10-6
89	慶応元年5月	武田相模守組士天誅	斬奸状	10-6
90	慶応元年6月	水戸浪人横浜異人打払	聞書カ	10-6
91	慶応元年10月	条約勅許・兵庫開港	将軍達、勅諭、一橋慶喜等達、老中嘆願書・儀奏申渡、書状カ、聞書カ	10-5
				10-6
92	慶応元年10月・慶応2年3・8・10月・慶応3年8月	政局(一橋慶喜、将軍辞職、将軍病、幕政全般)	将軍嘆願書、薩摩藩奏聞五ヶ条、薩摩藩主意見十一ヶ条、因州侯建白・閑叟侯言上、批判文、張紙、聞書カ、書状カ	10-6
93	慶応3年3月	物価高風刺	風刺文	13
94	慶応3年9・10月	大政奉還	上意、土州容堂君建白、伊賀守演達書、公辺聞書付、御所仰出書付、公辺伺(諮問)・御所答書、京都詰御席坊主書状抜書、書状カ、聞書カ	10-6
95	慶応3年12月・慶応4年1・2・7月	王政復古・御一新	朝廷沙汰書、触、制札、聞書カ	10-7
96	慶応4年1・2・4・閏4・5・7月	戊辰戦争(鳥羽伏見の戦い・江戸城開城・慶喜水戸退去・高田藩・下野国・奥羽・仙台・会津・北越戦争)	朝廷沙汰書、大総督府沙汰、北陸鎮撫総督達、旧幕府達、京都市中触書・大坂市中触、江戸市中高札、薩州役所申渡、徳川慶喜公親翰、一橋殿大坂書置、会津藩脱走士遺言書状、飛脚達書(風説書)、加賀藩士達書、詰人達書、早打達書、人夫上縮兼兵糧方役達書、聞合達書、制札、本誓寺書状、京都家来書状、外国差出書、徳川氏脱藩浪人壁書置、聞取実説、見聞書抜書、張文、風刺文、書状カ、聞書カ * 加賀藩も出兵。関連文書あり。	13
				10-7
				1
				12
97	慶応4年4・5・6月	徳川家存続	大総督府沙汰、太政官達、加賀藩士意見上申、書状(風説書)	10-7
98	明治初年	朝鮮へ使者派遣	朝鮮国答書	13
99	明治2年正月	横井小楠暗殺	斬奸状	13
100	明治2年	版籍奉還	意見上申	13
101	明治2・3年	新政府批判・政策提言等	意見上申、風刺文	13
				14

番号	年代	主な情報内容(出来事)	筆写された文書の様式	出典
102	明治3年7月	華族東京移住	聞書カ	13 14
103	明治4年7月	廃藩置県	書状	14
104	明治3年	諸藩・新政府風刺	風刺文	14
105	文久2・3年・元治元年・慶応元年・明治3年・不明	諸藩・政治風刺、批判	幕府御坊主書状、風刺文・画	13 10-2 10-5 10-6
106	文久2年7月	政治論	意見書	10-5

註1) 杉木文書(富山県立図書館蔵)より作成。

註2) 出典欄の数字は、以下の通り。1「文化年間オロシヤ一件・嘉永六年米船一件・明治元年越後戦争ノ来状」、2杉木弥助・同弥五郎「諸国御触等并珍事類金沢ヨリ申越タル分時々結込書」、3杉木源有一「英吉利等之異国より軍艦指出候由二付諸国津々浦々御手配方并二御触等一件留」、4杉木源有恒「浦賀沖江異国船渡来一卷」、5杉木有一「亜墨利加等異船一件」、6「嘉永七年十一月四日五日諸国大地震ノ版画」、7杉木有一「富山藩士富田兵部一件」、8杉木有一「亜米利加上官登堂一件」、9九代杉木有一「外国御奉行堀織部頭殿海岸巡見二付湊絵図并御賄方一件」、10-1~7杉木「開鎖和戦論 第一~七号」(7冊)、11杉木有一「徳川將軍御上洛二付御供人数并図等一件」、12十世杉木有貞「越後国柏崎戦争長岡落城御達書写」、13杉木「大名概論 版籍奉還書 新聞紙類等」、14杉木有貞「郡県一件 横山正太郎建言 風土記」。

表2-2 文化4年ロシア船によるカラフト・エトロフ襲撃事件に関する情報

番号	月日	文書名	指出	宛名	収集・記録者	伝達に関する注記	文書の様式	複数家共通
1	3月22日	非常備等手限不行届并外国境不容易事と思召され候に付松前蝦夷地一円召上候段達		松まひ美作守(道広)	石黒(新田才許・測量家)		幕府達	
2	3月26日	風説書之写、奥州大名一流公儀願立之一件	奥州持城面々	御老中当	岩佐(十村)		藩主願書	
3	3月26日	異国船漂着等之義に付き取沙汰等書状	松前御城下丸屋九右衛門	正院岸田富平様	松長(町算用間)	北前船主	書状	
4	3月26日	(松前道弘)蝦夷地取不行届異国人手当等閑に心得の段不埒に付永蟄居申付状			石黒(新田才許・測量家)		幕府達	
5	4月14日	津軽越中守注進状等	津軽越中守		松長(町算用間)		藩主届書	
6	4月18日	エトロフ警固として出帆の津軽藩船難船につき届書	津軽越中守		松長(町算用間)		藩主届書	
7	4月23日	西蝦夷地唐太嶋異国船渡来・乱暴につき南部藩出張御手当方申達候段御達届	南部大膳太夫	(牧野備前守)	石黒(新田才許・測量家)		藩主届書	
8	4月28日	松前西蝦夷上知につき勤番人数指出御達につき勤番人数書付届書	津軽越中守	(牧野備前守)	松長(町算用間)	5月13日指出	藩主届書	
9	5月3日	西蝦夷地唐太嶋異国船渡来・乱暴につき箱館奉行の指図により南部藩出張御手当方鉄砲足軽指立候段御届	南部大膳太夫	松前若狭守(章広)	石黒(新田才許・測量家)		藩主届書	
10	5月8日	南部大膳太夫・津軽越中守、エトロフ・クナシリ勤番につき増人数の儀等申達	(箱館奉行)羽太安芸守	酒井左衛門尉役人中	岩佐(十村)・後藤(十村)		幕府達	*
11	5月8日	蝦夷地は海防第一の地につき人数火器等備方心得達状			岩佐(十村)・後藤(十村)		達	*
12	5月13日	去年9月以来赤人渡来、乱暴につき、松前・南部等出陣の様子につき書状	南部川内船便り		後藤(十村)	「右者江戸表江申来ル写」	書状	
13	5月13日	カラフト・松前の様子につき書状	松前竹や庄右衛門	杉屋嘉右衛門・浜田屋五平	後藤(十村)		書状	
14	(5月19日出)	西エゾ唐太島へロシア人來着乱暴および東エゾエトロツフ会所をロシア人襲撃の際日本側の戦いぶり・被害につき書状	田中直蔵	田中半四郎・関口道育	岩佐(十村)	5月19日出の紙面、6月7日昼時御役所より持来る。関口殿より写もらい、写をさし上げる。	書状	
15	5月25日	5月19日箱館沖ロシア船着岸につき小普請役書状	田中直蔵	田中半四郎	岩佐(十村)		書状	
16	5月25日	佐竹右京大夫届書	佐竹右京大夫		松長(町算用間)		藩主届書	
17	5月25日	ロシア船クナシリ沖渡来につき東西蝦夷地備え并妻子避難の儀につき書状			岩佐(十村)		書状	



番号	月日	文書名	指出	宛名	収集・記録者	伝達に関する注記	文書の様式	複数家共通
18	5月晦日	異国船エトロフ島襲撃の儀3日クナシリ詰の者申来候につき御固方等箱館奉行所へ指図伺の結果につき届書	(南部大膳太夫)	(老中青山下野守)	岩佐(十村)・後藤(十村)・松長(町算用間)	水戸様御城附永田甚兵衛一聞番	藩主届書	*
19	5月晦日	西蝦夷地唐太嶋へ派遣予定の足軽等東蝦夷地へ異国船参着につき同所へ派遣候様箱館奉行所より達につき届書	南部大膳太夫	(老中青山下野守)	岩佐(十村)・後藤(十村)・松長(町算用間)	水戸様御城附永田甚兵衛一聞番	藩主届書	*
20	5月晦日	領分佐井浦沖合へ19日異国船発見につき届書	南部大膳太夫	(老中青山下野守)	岩佐(十村)・後藤(十村)・松長(町算用間)	水戸様御城附永田甚兵衛一聞番	藩主届書	*
21	5月	蝦夷ヲロシア国松前等南津軽騒動記			松長(町算用間)		聞書	
22	(6月1日)	東蝦夷地エトロフ嶋へ異国人乱暴につき幕府老中より佐竹右京太夫へ達書	(土井大炊頭)	(佐竹右京太夫)	松長(町算用間)		幕府達	
23	6月朔日	異国人下蝦夷地イトロフ島襲撃のため日本人即死大勢につき書状	松前より同(岸田)清左衛門	正院岸田三右衛門	後藤(十村)	北前船主	書状	
24	6月2日	南部・津軽領へ異国船発見注進につき、国許にて海防を命じられ候につき御暇として名代申上状	南部大膳太夫名代南部主税		後藤(十村)・松長(町算用間)		藩主達	*
25	6月3日	佐竹様ヨリ此方様聞番方迄奉札之写	(佐竹様)	(加賀藩聞番)	松長(町算用間)	聞番	藩主書状	
26	6月3日	南部様ヨリ此方様聞番方迄奉札之写(南部領にて異国船発見につき御暇)	(南部様)	(加賀藩聞番)	松長(町算用間)	聞番	藩主書状	
27	6月3日	風説書(4月24日～5月1日ヲロシア船エトロフ島沖合漂流、6月5日エトロフ陣屋シヤナへ赤蝦夷襲撃)蝦夷地詰家来より申越候につき届書	南部大膳太夫		岩佐(十村)・松長(町算用間)		藩主届書	*
28	6月4日	蝦夷地へ異国船来着に付指し遣わされ候諸大名の儀若年寄衆へ申渡	御目付遠山金四郎・同使番小藤猪右衛門・同村上大蔵		岩佐(十村)		幕府達	
29	6月6日	津軽越中守献上物に付御奏者番へ申達	(津軽越中守)		松長(町算用間)		藩主達	
30	6月7日	書状	南部正教寺		松長(町算用間)		書状	
31	6月8日	5月晦日ロシア国エトロフ襲撃につき南部大膳太夫等帰国等につき江戸よりの書状			岩佐(十村)		書状	
32	6月8日	去年以来蝦夷地へヲロシア船渡来・襲撃につき出張の様子など評判承候次第書状			後藤(十村)		書状	
33	6月9日	仙台藩主・高田藩主警固のため帰国に付書状			後藤(十村)		書状	

番号	月日	文書名	指出	宛名	収集・記録者	伝達に関する注記	文書の様式	複数家共通
34	6月9日	津軽・秋田、松前出張などの事につき津軽より書状并覚書			岩佐(十村)		書状	
35	6月13日	蝦夷地沖異国船発見につき羽州庄内酒田より御加勢御人数等積送りの儀御用船御雇につき御達状	粟崎村藤右衛門	淵上村源五郎	後藤(十村)	羽州庄内酒田舟宿根上善平→(飛脚1~10日)→粟崎村藤右衛門→14日淵上村源五郎(組持御扶持人並・石川郡)→小幡左門御役所	達	
36	6月15日	越前新保浦船持より承候蝦夷地様子写御達(6月15日御用番御達の写)	脇田善左衛門	奥村左京	岩佐(十村)・後藤(十村)	御役所	達	*
37	6月21日写				旦尾家(榛原神社)(寺社)	(船商売関係か?)	聞書	
38	7月2日	木津村宇兵衛弟忠兵衛松前表にて承候風説覚書	木津村宇兵衛弟忠兵衛	白尾村清兵衛	岩佐(十村)	白尾村清兵衛→小幡左門・永原進之丞、本人、出稼ぎ人	達	
39	7月7日	松前一条津軽より来状写につき書状	竹屋与左衛門	岩佐清兵衛	岩佐(十村)	津軽より来状写。本人	書状	
40	7月15日	7月2日イゾシカ崎にて松前勢戦につき書状	江戸表		岩佐(十村)・後藤(十村)	7月6日堀田より早打注進が土井大炊守着。土井家来山村権次郎咄。当夜江戸より申来る由。	書状	*
41	7月19日	六月十八日於蝦夷地合戦の様子風聞につき書状	(神宗)	(菊弥)	後藤(十村)		書状	
42	7月22日出	6月18日大一戦にて津軽・南部兵討死など風聞につき書状	江戸表		岩佐(十村)	「御地も風聞仕候者ハ御咎も御座候由二承り申候、必御咄等御無用二御座候事」	書状	
43	8月3日	南部大膳太夫様軍勢箱館大森浜陣立備			岩佐(十村)		覚書	
44	11月27日	今般夷国船熊石沖江向漂流仕届申候二付、様子為見分私共御指遣被成候所、七拾人之内私共迄罷帰候沢等委ク可申上候旨、奉畏左二申上候」注進状	熊石御番所付御番頭荒沢三七・熊野権平・森田儀八	豊嶋八郎・松井源七郎・岡辺甚左衛門	松長(町算用聞)		幕府届書	
45		蝦夷地へ異国船来着に付津軽越中守御暇拝領物仰付に付上意	(老中)	(津軽越中守名代那須与一)	松長(町算用聞)		幕府達	
46		「松前下蝦夷地之図」			岩佐(十村)		絵図	
47		62万5千石軍名書および動向(仙台藩など)、江戸の様子、京都本願寺、肥後熊本藩の様子など覚書			岩佐(十村)・後藤(十村)	御役所	覚書	*
48		卯六月廿一日之仰渡之趣、何方江御使二被遣候哉、指支不申様出陣之心得可有之様、御内分被仰渡之人々名書			後藤(十村)		覚書	

番号	月日	文書名	指出	宛名	収集・記録者	伝達に関する注記	文書の様式	複数家共通
49		蝦夷地騒敷二付頃日御暇被下見廻りとして被遣候御面々ならびに動向			岩佐(十村)・後藤(十村)・石黒(肝煎)・測量家	御役所	覚書	*
50		蝦夷地争乱につき津軽・南部家参勤中止・御帰国の事			松長(町算用聞)		覚書	
51		蝦夷地へ異国船渡来に付松前見廻幕府勢名書			松長(町算用聞)		覚書	
52		エトロフ島へ異国人渡来及乱妨候始末			岩佐(十村)		聞書	
53		仙台領金華山沖へロシア船来航に付陣備1・2番手の風説			岩佐(十村)		聞書	
54		俗説聞書			松長(町算用聞)		聞書	
55		俗説聞書 東エトロフ騒動之事			松長(町算用聞)		聞書	
56		南部大膳太夫帰国に付此方様へ申来候事			岩佐(十村)		覚書	
57		東蝦夷地エトロフ嶋へ異国人乱暴につき(後欠)			松長(町算用聞)		不明	
58		東蝦夷地エトロフ嶋へ異国人乱暴につき幕府老中より達書			松長(町算用聞)		幕府達	

註1) 後藤家文書・岩佐家文書(いずれも石川県立歴史博物館蔵)、松長家文書(複製・小杉図書館蔵)、石黒家文書(射水市新湊博物館蔵)、榎原神社(滑川市立博物館蔵)より作成。

図 2-1

現地：発見者→村・浦役人→裁許組十村

⇒ 算用場（金沢）：詰番十村→郡奉行・算用場奉行・年寄  
各郡番代→惣代（諸郡番代） →各組十村→村

⇒領内指定各村（海岸沿い・国郡境村々）

図 2-1

表4-1 館家歴代の履歴

代	名前	年代	西暦	事項
1	武兵衛	寛政8年3月10日	1796	大黒天由来書を記す。
2	与次助(清助か)	文化3年	1806	病死。
3	与次助	文化10年	1813	館家の養子となる。
		天保15年6月	1844	正院村組合頭となる(～嘉永6年4月まで確認)。
4	与次助(源兵衛・理兵衛)	嘉永6年9月11日	1853	手代となる。
		慶応3年正月～11月	1867	神明宮・稻荷社再興を進める。
				薬種業を営む。
	栄左衛門(彦兵衛、寛蔵)	安政4年5月以降	1857	松前へ渡る。その後、江差、箱館へ行き小商いをする。
		文久元年	1861	医術修業のため上京。
		文久3年4月	1863	寛蔵と改名。京都の医師万年大純に入塾。
		(元治元年)11月	1864	大坂から外科修業のため伯耆へ出発。
		(慶応3年か)	1867	丹後国黒谷村にて開業。
		明治元年以降	1868	一度正院村へ帰国後、京都にて再開業し、兵庫県朝来郡村岡町の御典医・岡家の養子となる。(註3)
		明治6年	1873	医術開業試験に合格。(註3)
5	孝平(太作)	弘化2年6月	1845	出生。
		明治12年1月	1879	珠洲郡役所筆生となる。
				薬種業を営む。

註1) 近世古文書研究会編『珠洲市正院町館家文書目録』(珠洲市教育委員会2009)解説および同文書より作成。

註2) 名前の( )内は別名または幼名。

註3) 為重功「珠洲の医学史料—江戸中期から明治初期—」(『すずろ物語』38、1973)。

表4-2 館家で収集、記録された政治情報

番号	内容年代	西暦	出来事	史料の形態	筆写された文書の様式	件数
1	天保8年	1837	大塩平八郎の乱	写本	檄文、覚書	2
2	嘉永5～7年	1852～54	アメリカ使節ペリー来航	写本・書状	アメリカ大統領親書、幕府達・申渡(オランダ商館長)、注進書、ペリー提督上書・口上書	16
3	嘉永6年	1853	太平天国の乱	写本	聞書、対馬藩主家来届書	2
4	嘉永6年	1853	ロシア使節プチャーチン来航	写本	書状カ、オランダ商館長上申書・請書(和解)、ロシア使節書翰、覚書、見聞書	8
5	嘉永6年	1853	海防(西国)	写本	聞書	1
6	安政2年	1855	江戸大地震	写本	聞番達書・上申	2
7	嘉永7年・安政2年	1854・1855	蝦夷地開拓・調査	写本・書状	幕府触	2
8	安政3年・明治2年	1856・1869	加賀藩政	写本・書状	覚書	2
9	安政6年	1859	安政の大獄	写本	書状、幕府申渡・仰付・達、覚書	8
10	安政6年	1859	横浜開港	写本	覚書	1
11	安政6年	1859	外国人殺害	写本	覚書	1
12	万延元年	1860	桜田門外の変	写本	幕府内達・申渡、風刺文	5
13	文久元年	1861	和宮降嫁	刷物		2
14	文久3年	1863	天皇行幸	書状		1
15	元治元年	1864	禁門の変	書状		1
16	慶応3・4年・明治1・2年	1867～1869	王政復古・御一新	写本	制札、告諭、覚書	5
17	慶応4年	1868	戊辰戦争	写本	東山道大総督府沙汰書、大名建白、朝廷沙汰書・請書、奏聞并答書、覚書	5
18	慶応4年	1868	徳川家存続	写本	朝廷仰付、幕府達	2
19	明治2年頃か、不詳	1869	世情	写本	風刺文	3
20	不詳		疫病流行	書状		1
21	不詳		幕政	写本	覚書	1
合計						71

註1) 館家文書より作成。

註2) 「史料の形態」欄には政治情報が記録された情報史料の形態を示す。

註3) 「筆写された文書の様式」欄には写本に筆写された文書の様式を示す。

註4) 「件数」欄には1点の文書に記録された政治的出来事ごとに1件(1点の文書・史料に複数の政治的出来事が筆写・記録された場合は出来事ごとに1件)として数えた情報の数を示す。

表4-3 館家文書中の栄左衛門より差し出した書状

番号	年号	西暦	月日	差出人名	差出地	受取人名
1	(安政3年)	1856	3月21日	栄左衛門		藻寄庄右衛門
2	(安政頃カ)		8月11日	栄左衛門	津軽深浦	加賀屋
3	(安政4年)	1857	9月24日	館彦兵衛	箱館	館与次助・同理平・同御勝手中
4	(安政頃カ)		6月18日	栄左衛門	箱館	館理平
5	(安政頃カ)		8月3日	同栄左衛門	箱館	館与次助・同理平
6	(文久3年)	1863	4月7日	寛蔵	京都	御父上
7	(元治元年)	1864	8月4日	寛造	大坂	御父上
8	(元治元年カ)	1864	11月22日	寛蔵	大坂	御父上
9	不明		閏年5月20日	栄左衛門		理平
10	不明		7月11日	栄左衛門		利兵衛
11	不明		10月24日	栄左衛門		加賀屋理平

註1) 館家文書より作成。

註2) 順序は年代順に並べた。

表5-1 番代手伝・能登屋甚三郎が記録した全国・地域の政治情報

番号	年月日	出来事	筆写された文書の様式または情報の種類	場所	人
1	元治元年6月16日	* 池田屋事件	口達書	算用場、番代宅	番代、十村
2	元治元年7月22日	* 禁門の変	伝聞	算用場	
3	元治元年8月7日	金沢町内にて藩士殺害	見物、風評	町中、算用場	人々
4	元治元年8月18日・同2年正月23日	* 禁門の変にて家老自殺・家中処罰	風評、風説、伝聞	算用場	
5	元治元年9月23日	町奉行出役日変更理由	風評		
6	元治元年10月1日	石川郡倉谷村火事	見物（遠見）、伝聞	町中、算用場	人々、番代（見習）
7	元治元年10月19日	* 京都詰中大変の様子	口頭	自宅	親戚（陪臣・足軽）、番代（見習）
8	元治元年10月23日	* 京都詰中大変の様子	口頭	親戚宅	親戚（陪臣・足軽）
9	元治元年11月3日	* 京都の様子	口頭	親戚宅	陪臣
10	元治元年12月9日	* 水戸藩浪士上洛	伝聞		
11	元治元年12月19日	河北郡蚊爪村火事	見物（遠見）、取沙汰、伝聞	町中、算用場	人々
12	元治元年12月21日	* 水戸藩浪士上洛	伝聞、十村達書	町中、算用場	人々
13	元治元年12月27日	火付人中引廻し・磔	見物、風評	町中、算用場	
14	元治2年2月9日	* 京都より親兵組帰国	口頭	謡稽古宅（越中）	発荷
15	元治2年2月18日	金沢寺町寺院火事	伝聞	算用場	
16	慶応元年6月25日	金沢町内にて陪臣殺害	風聞	町中	人々
17	慶応元年7月20日	藩主へ直訴	伝聞	親戚、算用場	
18	慶応元年8月23日	* 和宮生母死去	記録（仰出）		
19	慶応元年9月5日	金沢町内にて陪臣殺害	風聞、取沙汰	町中	人々
20	慶応元年12月4日	金沢小立野寺院火事	伝聞		
21	慶応元年12月8日	金沢町内火事	伝聞		
22	慶応2年3月7日	壮猶館火事	伝聞		
23	慶応2年4月23日	* 倉敷・浅尾騒動	飛脚口達書、飛脚達書		



番号	年月日	出来事	筆写された文書の様式または情報の種類	場所	人
24	慶応2年4月24日・5月・6月・6月22日、6月25日、7月4日、7月13日、7月19日	* 第二次長州征討	飛脚達書、幕府仰付、飛脚口達書、算用場付足軽書状、聞番達書、射水郡六渡寺村村役人達書		
25	慶応2年5月14日	河北郡長屋村相対死	取沙汰、名書	町中	
26	慶応2年5月10日	* 兵庫打ちこわし	飛脚達書		
27	慶応2年7月4日	* 信州川中島うちこわし	飛脚達書		
28	慶応2年7月13日	犀川・浅野川大洪水	見物、取沙汰	町中	
29	慶応2年7月13日、19日	* 将軍重病	飛脚達書		
30	慶応2年8月25日	* 将軍死去	藩触		
31	慶応2年9月	加賀藩士近藤岩五郎切腹	願書・藩仰付		
32	慶応2年11月14日	* 幕府洋式軍備	幕府触、上方より到来書状カ		
33	慶応2年11月14日	* 外国米輸入	上方より到来書状カ		
34	慶応2年12月	当地武芸者による変事	風評、名書		
35	慶応3年正月3日	* 天皇死去	藩触		

註1) 長山直治・中野節子監修『梅田日記-ある庶民がみた幕末金沢』（能登印刷出版部2009）より作成。

註2) 「出来事」欄の\*印は、全国的な政治・社会事件（政治情報）を指す。

註3) 「筆写された文書の様式または情報の種類」欄には、日記にその出来事に関する文書そのものが筆写されている場合はその様式を、出来事の情報のみが記されている場合は、その情報の種類を記述した。

表5-2 津幡屋清右衛門が記録した全国の政治情報

番号	年号	西暦	月	出来事	筆写された文書の様式または情報の種類
1	天保10・11・13年	1839~1842		アヘン戦争	記録
2	弘化元年	1844		江戸城女中多数死人	記録
3	弘化3年	1846	閏5月	アメリカ船浦賀初来航	記録
4	弘化4年	1847	3月	信州大地震	伝聞、風聞
5	嘉永3年	1850	5月	異国船渡来（海防）	町触（幕府申渡）
6	嘉永6年・安政元年	1853	6月・正月	アメリカ使節ペリー来航	記録、伝聞
7	安政元年	1854	4月	京都出火	伝聞（飛脚）
8	安政元年	1854	6月	近畿大地震	伝聞（飛脚）
9	安政2・3年	1855・1856		江戸大地震	記録、狂句
10	安政5年	1858	4月	日米修好通商条約	取沙汰、将軍返答書、意見書、張文
11	安政5・6年	1858		安政の大獄	幕府達、封廻状、風説、風聞
12	安政5・6年	1858・1859	8月	コレラ流行	幕府触、伝聞、風聞、町触
13	安政5年・安政6年・万延元年・文久元年・慶応3年	1858~1867	正月	外国交易・洋銀通用	幕府触、風聞、記録
14	安政6年	1859	5月	神奈川・横浜開港許可	記録、出店願
15	安政6・万延元年	1859・1860	8月・11月	外国人殺害	伝聞
16	安政6年	1859	9月	目病流行	記録
17	安政6年	1859	10月	江戸城火災	風聞、記録
18	万延元年	1860	3月	万延元年訪米使節	伝聞
19	万延元年・文久元年・文久2年	1860~1862		桜田門外の変	記録、飛脚達書、諸侯届書、江戸詰人同役之者方書状カ、風聞、風評、狂句
20	万延元年	1860	5月	江州大洪水	伝聞
21	万延元年	1860	5月	越後新潟うちこわし	伝聞
22	万延元年	1860	6月	江戸城西の丸火災	記録
23	万延元年	1860	夏	江戸辻切流行	風聞
24	万延元年	1860	7月	江戸大風	伝聞
25	万延元年	1860		将軍家内乱	伝聞
26	万延元年	1860	9月	徳川斉昭死去・同人評判	記録、風聞、伝聞
27	万延元年	1860	8月	江戸三所芝居小屋類焼	記録
28	万延元・文久元年	1860・1861		和宮降嫁	伝聞
29	万延元年	1860		大坂市中うちこわし	伝聞
30	万延元年・文久元年	1860・1861		水戸浪人動向	伝聞、風聞
31	万延元年	1860		老中自害	風聞
32	文久元年	1861	2月	上州高崎浪人打入	風聞
33	文久元年	1861	5月	第一次東禅寺事件	伝聞

番号	年号	西暦	月	出来事	筆写された文書の様式または情報の種類
34	文久2年	1862	1月	坂下門外の変	伝聞、狂句
35	文久2年	1862		寺田屋事件	記録
36	文久2年・3年・元治元年	1862~1864		将軍上洛	伝聞（飛脚）、記録（幕府達）
37	文久2年	1862		麻疹・コロリ流行	伝聞、町触（摺物）
38	文久2年	1862	9月	京都町奉行与力殺害	記録
39	文久2年	1862		勅使下向・攘夷	趣意書
40	文久2年・3年・元治元年	1862		天誅（京都・大阪）	伝聞、狂句、記録
41	文久2年・文久3年	1862・1863	11・12月	幕府軍制改革	幕府上意・仰渡・触、詰人達（風説）
42	文久2年	1862	11・12月	幕閣人事	詰人達（風説）、幕府申渡
43	文久3年	1863	2・3月	生麦事件	風説、狂句、伝聞、記録
44	文久3年	1863	2月	足利三代将軍木像梟首	斬奸状、伝聞
45	文久3年	1863	3・4月	天皇行幸	伝聞
46	文久3年・慶応2年	1863・1866	3月頃・9月	江戸市中不穏	伝聞
47	文久2年・文久3年・元治元年・慶応元年・慶応2年	1862~1866	12月・4・7月・7月・5月・9月	京都政局・世情不穏	伝聞、噂、書状（京都六条詰人）、風説、伝聞（旅行者）、狂句
48	文久3年	1863	5・6月	長州下関艦隊砲撃	伝聞、風説
49	文久3年	1863		薩英戦争	伝聞
50	文久3年	1863		京都浪人壬生村縮	伝聞
51	文久3年	1863	8月	8月18日の政変	伝聞（三田咄、本多家中触）
52	文久3年	1863	11月	江戸城本丸焼失	記録
53	文久3年	1863	11月	大坂火災	記録、風説
54	元治元年・慶応元年・慶応2年	1864~1866	2・7・11月・正・4・5月・6月	長州征伐	記録、噂、風説、伝聞、飛脚達書、風聞
55	元治元年・慶応元年	1864・1865	2月・6・12月・2月	水戸浪士上洛	書状カ（風説）、記録、風説、伝聞
56	元治元年	1864	6月	池田屋事件	記録
57	元治元年・慶応元年	1864・1865	7月	禁門の変	伝聞（飛脚、中荷物人庄兵衛才許の者）
58	元治元年	1864	8月	下関戦争	記録
59	慶応2年	1866	7月	将軍死去・相続	伝聞（聞番）
60	慶応2年・慶応3年	1866・1867	12月・正月	天皇死去	伝聞
61	慶応3年	1867	正月	異国人京都・大坂上陸	伝聞
62	慶応3年	1867	10月	大政奉還	記録
63	慶応3年	1867	11月	王政復古	記録
64	明治元年	1868	正月	鳥羽伏見の戦い	伝聞、記録
65	明治元年	1868	正月	神仏分離	風評、伝聞、記事（仰出）

番号	年号	西暦	月	出来事	筆写された文書の様式または情報の種類
66	明治元年	1868	4月・閏4月・3・5・9月	戊辰戦争（北越戦争）	記録、風説、伝聞

註1) 安政6年「旧記留帳」、文久3年「諸事留帳」（いずれも高桑家文書）より作成。

註2) 「筆写された文書の様式または情報の種類」欄には、註1史料にその出来事に関する文書そのものが筆写されている場合はその様式を、出来事の情報のみが記されている場合は、その情報の種類を記述した。

註3) 「筆写された文書の様式または情報の種類」欄の内、「記録」は出来事についての事実のみが「～事」「～也」等と記されている場合で、「伝聞」は「～由」等と他から伝え聞いたことが明らかな場合を示している。